

平成 28 年度 使用済製品等のリユース促進事業
報告書

平成 29 年 3 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

< 目次 >

本事業の目的と概要.....	1
I. リユース業界の信頼性維持・向上のための取組(案)	5
II. 我が国におけるリユースの現状と今後の方向性(案)	27
III. リユース普及イベント「みんなリユースしてるってよ！」開催報告.....	48
IV. 違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーの開催.....	59
V. 違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する関係者連携モデル事業の実施.....	88
VI. 「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き」の作成	95

本事業の目的と概要

使用済製品等の3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルについては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律や特定家庭用機器再商品化法などの各種リサイクル法の制定等を通じて、一定程度進展しつつある（循環利用量は、平成12年度の約2億トンから、平成24年度には約2億5千万トンまで増加）。その一方で、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）において、リサイクルよりも優先順位が高いとされている発生抑制（リデュース）再使用（リユース）については、その進展については十分に明らかになっていない。

平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会推進基本計画においても、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築が必要とされており、特に、リユースについては主要な循環産業の一つとして位置づけ、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう取組を進めていくことが求められている。

また、廃家電等をリユース品と称して回収する違法な廃棄物回収業者が跡を絶たない状況にあり、こういった業者が回収した廃家電等については、国内において不適正にスクラップ処理され、雑品スクラップとして海外に輸出されると考えられ、国内外において環境保全上の支障が生ずることが懸念されるとともに、適正なリユースの推進を阻害していることから、対策を強化していく必要がある。

これらを踏まえ、下記のような事業を行うことで、環境保全上の効果のみならず、住民同士の交流促進や地域の活性化の効果が期待される地域の様々な主体によるリユース事業の実証やリユース全体の認知度の向上・普及啓発や、廃家電等の不適正な処理を行う違法な廃棄物回収業者対策の強化を通じて、適正なリユースを推進する。

（1）リユース業界の信頼性維持・向上のための取組の整理

利用者が安心してリユース市場を活用できるための環境整備が必要であり、リユース業界団体または各企業が安心して利用してもらえるよう様々な取り組みを進めてきたところであるが、リユースが事業として長期的に継続・発展させるためには更なる信頼性の維持・向上が必要と考えられる。過去の研究会、ヒアリング、インターネット上の情報等を元に、信頼性の維持・向上に向けた各団体・企業の取組を整理した。

（2）我が国におけるリユースの現状と今後の方向性の検討

平成30年春に予定されている「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定に向け、第三次循環計画策定（平成25年5月）以降のリユース関連政策の進捗と課題について整理、リユース政策の今後の方向性（案）を検討した。

(3) リユースの普及啓発に係るイベントの開催

リユースの推進とリユースに関する認知度向上のため、環境省とリユースに関連する団体や企業が連携して実施するリユースの普及促進を図るイベント「みんなリユースしてるってよ！」を平成 29 年 2 月 12 日（日）に開催した。

(4) 自治体職員向け違法な廃棄物回収業者対策セミナーの開催

違法な廃棄物回収業者対策を推進するにあたり、地方自治体職員を対象とし、違法な廃棄物回収業者の見分け方、違法な廃棄物回収業者を発見した際の行政対応、住民理解を得る上でのポイントや住民の不用品排出利便性を上げるための工夫などについて、実践的な能力を身につけるため、「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」を全国 3 地区で開催した。

(5) 違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する関係者連携モデル事業の実施

違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する関係者連携モデル事業として、環境省、埼玉県、春日部市ほか県内市町が連携し協議会を開催、埼玉県内での違法な廃棄物回収業者の指導・取締りに関する状況を共有し、参加者間での意見交換を実施、今後の指導・取締に向けた検討を行った。

(6) 「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き」の作成

都道府県・市区町村の職員を想定読者として、違法な廃棄物回収業者の指導・取締りの必要性和全体像、指導・取締りに際しての基本的な考え方、地域住民等に対する広報・啓発を整理した上で、具体的な指導・取締りの手順として、市中を巡回する違法な廃棄物回収業者に対する指導・取締り、違法なヤード業者に対する指導・取締りを対象に整理した。

平成 28 年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会
研究会メンバー

< 座 長 >

三橋 規宏 千葉商科大学 名誉教授

< 委 員 >

小澤 昇 一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 専務理事・事務局長

小野田弘士 早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 准教授

加藤 正 公益財団法人市川市清掃公社 前理事長

北川 達郎 ヤフー株式会社 ヤフオク！カンパニー事業推進本部 リユース推進部 部長

黒田 武志 リネットジャパングループ株式会社 代表取締役社長

佐々木五郎 公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事

佐々木 創 中央大学経済学部 准教授

杉 研也 日本リユース業協会 事務局

田崎 智宏 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 循環型社会システム研究室 室長

手塚 一郎 清和大学法学部 准教授

長沢 伸也 早稲田大学大学院経営管理研究科 教授

波多部 彰 一般社団法人日本リユース機構 代表理事

服部美佐子 NPO 法人持続社会を実現する市民プロジェクト 代表理事

藤田 惇 一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション 代表理事

和田 由貴 3R 推進マイスター、節約アドバイザー

< オブザーバー >

佐野 太南 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室 課長補佐

武田 暢 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 課長補佐

< 事務局（環境省） >

田中 良典 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 室長

高林 祐也 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 室長補佐

森田 有一 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 室長補佐

長谷 修 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 室長補佐

川野辺 奨 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 環境専門調査員

菊池 康治 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

< 事務局（委託先） >

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 環境・エネルギー部

平成28年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会
検討の経緯

【第20回 研究会（平成29年3月17日（金）10：00～12：00）】

< 議題 >

- （1）平成28年度の事業概要（報告）
- （2）リユース業界の信頼性維持・向上のための取組について
- （3）リユース・リサイクルの一体的な推進事例（ヒアリング）
- （4）我が国におけるリユースの現状と今後の方向性
- （5）その他

【リユース事業者との意見交換会（平成29年2月14日（火）10：00～12：00）】

I. リユース業界の信頼性維持・向上のための取組（案）

1. はじめに

今後、リユースが発展していくためには、利用者が安心してリユース市場を活用できるための環境整備が必要である。リユース業界では、業界団体又は各企業が利用者に安心して利用してもらえるよう様々な取組を進めてきたところであるが、リユースが事業として長期的に継続・発展していくためには更なる信頼性の維持・向上が必要と考えられる。

過去の環境省の調査によれば、中古品の購入又は売却・引渡しを過去1年に経験したことがない人は全体の60%以上となっており、利用者の裾野を広げていくことも重要となる。また、消費者のリユース及びリユース品に対する意識として「中古品は故障等があったときの保証・サポート体制に不安がある」、「中古品はすぐに故障しそう」といった認識が少なからず存在していることが分かっており、こうした不安を解消する方策の必要性がうかがえる。

リユース品の購入経験・売却経験について（過去1年間）

	平成21年度	平成24年度	平成27年度
「過去1年間における中古品の購入経験」 過去1年では利用したことがない	60.1%	63.3%	67.9%
「過去1年間における自らが使わなくなった製品の 売却・引渡し」過去1年では利用したことがない。	61.3%	57.7%	60.5%

備考) いずれもインターネットモニター調査の結果。

(平成21年度 n=86,823、平成24年度 n=85,417、平成27年度 n=49,407)

リユース業を営んでいくためには、盗品等の売買の防止を目的とした「古物営業法」、消費者保護を目的とした「特定商取引に関する法律」、廃棄物の処理適正と環境保全・資源循環を目的とした「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」等を遵守する必要がある。これらの法令遵守に加えて、本稿では、リユース業界の更なる信頼性の維持・向上のための方策について、リユース業界団体等へのヒアリングによって聞き取れた具体的取組事例を踏まえながら、そのポイントを整理している。

なお、リユースにおいて遵守すべき関連法の概要・詳細については、過去に環境省にて取りまとめた「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」などの資料¹を参照されたい。

¹ 「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理」及びリユース事業者向けパンフレット（平成25年度）

<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/houkoku02.pdf>

「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」（平成26年度）

http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf

2．リユース業界の信頼性維持・向上のための方策

新製品の市場とは異なり、リユースの場合には、元の所有者の使用状況、買取りの経路、整備状況等、商品の品質と価格に影響を与える要素が多岐にわたり、その情報をすべて購入者が把握することは難しい。そのため、購入者にとっては、リユース品の品質や安全性、購入価格の妥当性、取引経路の適切性などへの懸念がリユース品の購入を躊躇する原因となりうると考えられる。よって、リユースへの信頼性を高めるためには、製品の品質・安全性を保証するだけでなく、リユースのための取引の一連の流れにおいて、コンプライアンスを徹底し、さらには消費者視点での安全・安心を高めるための方策を講じていくことが有効と考えられる。

2.1 リユース業界団体における取組

リユース業界の信頼性維持・向上のためには、これまで各業界団体が会員企業向けの情報発信・啓発、ツールの提供等を通して取り組んできた。リユース業界における今後の課題としては、近年のリユース事業者の増加を踏まえ、これらの取組規範を多種多様な事業者に広く浸透させ、業界全体として消費者からの信頼性を高めていくことといえる。

ここでは、優良事例の紹介によってグッドプラクティスが普及することを狙い、各業界団体における信頼性向上・維持のための取組事例を中心に紹介する。

<取組事例> 日本リユース業協会における取り組み

日本リユース業協会(JRAA)では、2009年の設立以来、「リユース」並びに「リユース業」の社会的認知度向上及び良質なリユース事業者の育成に取り組んでいる。入会資格として、コンプライアンス体制(コーポレートガバナンスの構築状況、法令違反・反社会勢力の関わり状況、FC・グループ企業へのガバナンス状況)が確認されている。同協会の主な取組の一つに、「リユースハンドブック 信頼されるリユースショップへの道 リユース検定公式テキスト」の刊行がある。本冊子は、「古物営業法」を中心に、「個人情報保護法」、「製造物責任法」、「資源有効利用促進法」、改正「特定商取引法」、「廃棄物処理法」などの関連法規の基礎知識や留意すべき点などを実務の流れにそって解説している。これまでの発行部数は7,000部、現在法改正に合わせた改訂が行われている。



日本リユース業協会発行 2012年1月(A5版、76p.+増補)

主な内容

- ・リユース業の意義
- ・リユースショップを営むための基本事項
- ・リユースショップ営業の実務(改正「特定商取引法」を含む)
- ・取引の信頼性を高める営業、コンプライアンス(法令遵守)営業
- ・特定の商品を取り扱う場合の注意
- ・資料

JRAA「リユース検定」店員向け検定

JRAAでは、本冊子をテキストとしたリユースショップ店員向けの「リユース検定」を主催している。本検定は、一般からの受験も可能となっており、合格者には「リユース営業士 認定証」が付与される。本試験は、年4回実施、2016年末までの総受験者数は8,312名、うち一般受験者は約1,500名となっている

●認定証見本



●合格証見本



リユース営業士 行動指針

古物営業法をはじめとした各種法令を順守します。
持続可能な循環型社会形成のため、リユースの意義を理解し、社会に貢献します。
お客様に信頼されるリユースショップ営業に努めます。

資料：日本リユース業協会(JRAA)

<取組事例> ジャパン・リサイクル・アソシエーション「消費者110番」

一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション(JRCA)では、消費者が不用品を売却する際に安心してリユース業者に適正価格で販売できるよう、さらにリユース商品を安心して購入できるよう、リユース業界の健全化に向けた取組を進めている。その一環として、リユースに関わる相談窓口「消費者110番」を設置し、消費者と個別店舗との間でのトラブル時の対処に協力している。

消費者のリユース全般相談窓口 110 番 相談内容

メーカー及びリユース業者の対応の悪さ 110 番
新品、中古品の家具、家電のトラブル、不具合がある場合 110 番
リユース品(業務用含む)の買取、販売のトラブル 110 番
不用品処分、遺品片づけのトラブル 110 番
リユース品のクーリングオフのトラブル 110 番

資料：一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション (JRCA)

<取組事例> 情報機器リユース・リサイクル協会における取り組み

一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会(RITEA)では、2006年の設立以来、情報機器リユース・リサイクルに係わる良質な事業者の育成、情報機器のリユースの促進に取り組んでいる。その主要な取組の一つ「情報機器リユース取扱い事業者認定制度」では、「協会(RITEA)認定情報機器リユース取扱事業者資格取得チェックリスト」に基づいて、買取・再商品化・販売の各分野につき、会員事業場における実地審査を実施し、合格した事業者に「RITEA 認定情報機器リユース取扱事業者」資格を付与している。



RITEA 認定
情報機器リユース取扱事業者
第A-XXX(2016/10~2018/3)

審査の内容は、個人情報の保護が中心となっており、リユース情報機器の個人情報の消去が確実にされていること、及び消去前の製品の盗難防止等の適切な対策が講じられていることなどが確認されている。2017年3月現在の認定事業者数は37社、55事業所となっている。

資料：一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 (RITEA)

2.2 地方自治体におけるリユースショップ紹介等の取組

環境省の過去の調査によれば、地方自治体が収集する粗大ごみ等を調査したところ、粗大ごみ等として排出された製品のうち、おおむね 10～20%程度がリユース可能という結果が示されている（平成 22 年度）。その結果を踏まえ、平成 23～26 年度まで「使用済み製品等のリユースに関するモデル事業」として、地方自治体におけるリユース推進に向けた取組を行ってきた。

モデル事業の 1 つのテーマとして、家庭で不用となった製品のうち、まだリユース品として価値のあるものをリユースショップに引き渡す（買い取ってもらう）ことを促進するため、地域内のリユースショップの紹介、利用を促すための啓発用ちらしを作成・配布、ウェブサイトで紹介する等の取組を実施した。

地域内のリユースショップを紹介することで、住民はどこにリユースショップがあるか見つけやすくなることに加え、自治体の紹介するリユースショップであることが取引の安心にもつながるため、このような自治体の取組はリユースの促進に寄与するものと期待される。

<取組事例> 世田谷区 リユースショップ紹介



東京都世田谷区では、廃棄物の排出量を減らす取組として、住民に対するリユースショップの紹介を行っている。同区がまとめた小冊子「リユースショップを活用してみませんか？」では、2017年1月現在、近隣の総合リユースショップ、パソコン・携帯電話、衣料品・服飾品、スポーツ用品、きもの・帯・和装小物のリユースショップ 25 事業者を紹介している。

資料：世田谷区ウェブサイト

地方自治体におけるリユースショップ紹介、認定の事例

地方自治体	取組内容
東京都八王子市	市内のリユースショップを紹介するとともに、宅配で買い取ってくれるリユース事業者を紹介。ちらしを作成・配布、ウェブサイトでも紹介。
神奈川県	神奈川県独自のリユースショップ認定制度を構築、認定のための基準を設けている。認定されたリユースショップは、県のウェブサイトで紹介される他、ロゴマークの使用などが可能。

違法と疑われる廃棄物回収事業者への対策

近年、「無料で不用品を回収します」などと記載したチラシを各家庭に配布し、軽トラックなどで地域を巡回しながら不用品を回収する業者が見受けられる。これらの業者は不用品を買って取ってくれるという点、また、古物商の免許を有しているケースもあるため、消費者にとっては、リユース事業者との区別が付きにくい。(出張買取の場合)

環境省の調査では、全国約 1,700 の市区町村のうち、半数以上、900 を超える市区町村において違法な廃棄物回収業者の存在が確認されており、その形態は多種多様であり、「住宅地等を車両で巡回して回収」、「空き地で看板を立てて回収」、「ポストへのちらし投函等にて回収」、「インターネットで広告を出し回収」といった形態、またこれらの回収業者から引き取る「違法なヤード業者」の存在も問題となっている。

これらの違法な不用品回収業者を利用して、高額料金を請求されるといったトラブルも起こっており、実態は異なるものではあるが、消費者からみるとこうした状況がリユース業界全体への不安につながる恐れも考えられる。

この問題については、国や地方自治体において対策が講じられている。環境省では、平成 26 年度から継続して、自治体職員向けに違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーを開催、取締りに関する優良事例のとりまとめや、モデル事業の実施を通じてこれら違法な廃棄物回収業者の指導・取締りの強化を進めている。また、これらの業者の指導・取締りの際に、都道府県・市町村の担当者等が知っておくべき事項及び具体的な手順などを整理して「違法な廃棄物回収業者の指導・取締りの強化に関する手引き」として取りまとめている。

国や地方自治体における取組推進はもとより、リユース事業者においては、自らのコンプライアンスを高めるとともに、これらの違法な廃棄物回収業者と混同されぬようしていくことも必要となる。

違法な廃棄物回収業者対策のためのちらし(環境省)

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

このチラシは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のゴミを回収業者が収集することは認められていません。

「無許可」の回収業者を利用しないでください!

このチラシは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のゴミを回収業者が収集することは認められていません。

違法な廃棄物回収業者の事例

不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています!

不法投棄: 許可のない場所へ廃棄物を投棄する行為です。不法投棄された廃棄物は、不法投棄された事例が報告されています。

不適正処理: 廃棄物を許可のない場所へ運搬し、不適正な方法で処理する行為です。不適正な処理は、環境汚染の原因となります。

不適正な管理による火災: 廃棄物を適切に管理せず、可燃物と燃焼性物質が混在し、火災の原因となります。

このようにチラシやインターネット広告の宣伝文句にだまされてはいけません。

●ご家庭の廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。産業廃棄物処理業の許可は、工場や企業の廃棄物を処理するための許可です。古物商の許可は、中古品などの売買を行うための許可です。

●高額な処理料金を請求された事例もあります。

●廃家電や粗大ごみなどの廃棄物は、お住まいの市区町村が案内するルールで処分してください。

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、お買い求め先の家電小売店などへ。

これらの家電は、これまでどおり「家電リサイクル法」に基づき家電小売店などにより引き取られます。詳しく知りたい方は、お住まいの市区町村や家電小売店にお尋ねください。

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

環境省

3. リユース取引の段階別にみた方策

3.1 買取り

3.1.1 消費者からの買取り

(1) 店頭買取りにおける取組

消費者がリユース店に不用品を持ち込み、店頭で引き渡す形態は古くから存在するが、消費者が不用品の処分に際してリユース店を利用する割合が比較的少ない要因の一つには、品物の買取基準が分かりにくいことも考えられる。こうした消費者の懸念に対して、各リユース店においては、品目別に年式、外観、取扱ブランドなどの条件から買取り・査定基準を定め、消費者に分かり易く示したり、引渡しに際して何らかの問題があった場合に苦情等を受け付ける相談窓口設置（フリーダイヤル、メールアドレス）を行う等、消費者の安心感を高めるための取組がみられる。

さらに、リユース品として偽物が流通することを防止するため、リユース店の従業員向けに研修や資格制度を採り入れる他、市中の偽物に関するデータベースとの突合せ、警察との連携等、偽物の流入を防ぐための対策を講じる事業者も見られる。こうした仕入れ段階での確認は、リユース品の購入者の安心感を高める効果も期待される。

<取組事例> KOMEHYO「偽物シャットアウトプログラム」

ジュエリー、時計、バック、衣類のリユースを手掛ける株式会社コメ兵では、「偽物シャットアウトプログラム」と称して、偽物ブランドを排除するため、買取り時及び出荷前の確認に取り組んでいる。買取り段階では、買取り担当者への偽物に関する教育の徹底の他、全買取窓口に設置した、市中に出回っている最新の偽物に関するデータベースを活用し、偽物の流入防止に取り組んでいる。また、入荷後にも買取商品センターにおいて、一般社団法人 日本流通自主管理協会(AACD)判定士の資格を取得した上級バイヤーによる再度のチェック、精密測定器の活用、外部機関(中央宝石研究所、日本流通自主管理協会)との連携などによる確認が行われている。こうした複数のチェックにより発見された偽物の実例について、データベースに収録し、全国の買取商品センターにフィードバックする他、定期的に関催される研修会・講習会においてバイヤーへの情報共有、啓発に活用している。

資料：株式会社コメ兵ウェブサイト

(3) 宅配買取における取組

消費者の利便性を高めるため、近年、宅配便を利用したリユース品の買取サービスがみられる。一方、消費者にとっては、宅配買取は非対面であるために査定が適切にされているかわからないといった懸念が持たれることが想定される。

こうした消費者の不安を解消し、安心感を高めるために、リユース品の買取サービスを提供する事業者では、査定サービスの工夫などがみられる。

<取組事例> リネットジャパングループの宅配買取時の取組

古本、DVD の宅配買取・通販を行うリネットジャパン株式会社ネットオフ事業では、宅配による買取りに伴う消費者の不安を解消するために下記の取組を行っている。

- 査定結果の承認による商品売買契約の成立

商品の査定結果が利用者によって承認された後に商品売買契約が成立したこととなる。利用者は、買取りの申込み時に選択した査定金額の承認方法によって、査定結果の確認を行う。査定結果が納得されない場合は、あらかじめ選択した条件に基づき、商品が返送される。

- 買取価格保証サービス

買取申込み時の査定金額に対し、実際の販売額が下回った場合でも、一定期間は査定金額が保証される仕組み。さらに、当初の査定金額よりも実際の査定金額が高くなった場合には、高い方の査定金額が採用される。2017年2月現在の価格保証期間は17日間となっている。

- 少額商品も含めた全商品の査定金額の明細の提示

古本等の買取の際、少額商品については一品一品の買取金額の明細が示されないケースもみられるが、同社では、顧客からの要望に応え、全商品の査定金額の明細を提示している。

資料：リネットジャパングループ株式会社

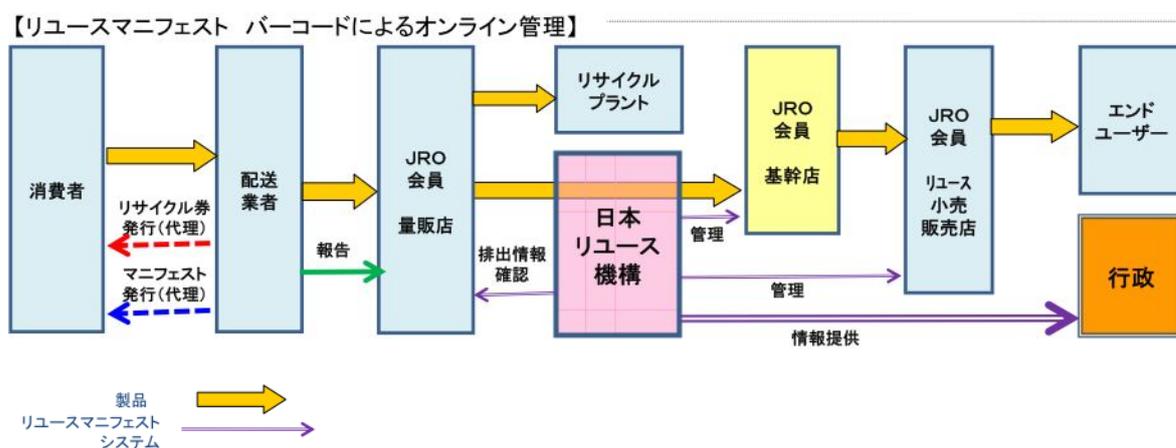
3.1.2 事業者等からの買取り

(1) 買取り後のトレーサビリティの確保

事業者、特にオフィスにおいて不要になった情報機器や家具等の買取り、及び家電量販店等において店頭回収された家電製品の買取りは、リユース業界における重要な仕入れルートの一つである。各リユース事業者においては、商品のトレーサビリティを確保し、排出者側の安心感を高めるための取組みが進められている。また、複数の県市等では、庁舎において不用となった情報機器を売却する際、前述した RITEA「認定情報機器リユース取扱事業者」資格の取得事業者を入札参加条件として採用している。

<取組事例> 日本リユース機構「リユース電子マニフェスト制度 (REMS)」

一般社団法人日本リユース機構 (JRO) では、家電量販店が消費者から下取りした家電製品 (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン) の再利用 (リユース) 状況を、製品毎に追跡および履歴をインターネット上で管理するオンラインシステム、「リユース電子マニフェスト制度 (REMS)」を運用している。REMS によって、排出者からエンドユーザーまでのトレーサビリティが明確化される。家電量販店が JRO 会員リユース事業者へ製品を引渡す際、REMS 上に製品情報 (年式、メーカー等の基本情報) 及び排出者情報 (消費者から下取りした日時、店舗名等) を入力、リユース事業者は各製品の動作確認・完全検査等の検査結果、製品の状況 (在庫、販売) を入力する。家電量販店はリユース事業者が入力した情報を随時確認できるため、家電リサイクル法に基づくリサイクル事業者への引渡量との合算により、店舗から排出したすべての製品が適正に処理又は再販されたことが確認でき、違法な事業者等への流出を防ぐことが可能となる。



資料：一般社団法人日本リユース機構 (JRO)

(2) 下取りの際のリユース品の見極め（家電リサイクル法対象品目の例）

家電リサイクル法の対象となる品目については、小売業者が消費者から製品を下取りする際の見極めについては、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」²において基本的考え方が示されている。これに基づいて、いくつかの業界団体では、量販店等からリユース品を買取る際の見極め基準を自主的に定めている。例えば、前述の JRO では、量販店等から B to B でリユース品を買取る際、その商品がリユースに適したものかどうかを見極めるための基準をマニュアルによって明文化している。これによって、量販店からの引取りの実務が効率化し、引き取った後の検査によって不具合が確認される製品を低減することにもつながっていると考えられる。

² <http://www.env.go.jp/press/files/jp/12178.pdf>

3.1.3 個人間の売買

(1) 個人間でのリユース取引における買い取りルール

リユース取引の最初のステップである、商品の買取りにおいて、商品が不正に出品されたものでないことを確実にすることは、リユースへの信頼性の向上にとって重要な要素である。

この点を確保するため、個人間のリユース品の取引に際しては、取引相手の本人確認、不正な出品等の防止など、出品ルールの策定、違反商品の申告制度等を通して利用者の保護に努める例がみられる。

また、個人間での取引では、金銭トラブルへの懸念が利用を阻害することも想定される。これに対しては、決済代行サービスや救済措置の提供等、利用者の安心を高めるための取組がみられる。

<取組事例> ヤフー株式会社「ヤフオク!ガイドライン」

インターネットオークション事業を手掛けるヤフー株式会社では、「Yahoo! JAPAN 利用規約 第8章 ヤフオク!ガイドライン」および「ヤフオク!ガイドライン細則」において、出品に必要な利用資格、出品者の義務、出品者および入札者、落札者の順守事項を定めている。出品者は「オークションストア利用約款」に基づき、利用の前に本人確認が求められており、反政府勢力との取引根絶、代理出店行為の禁止などが定められている。さらに、出品者及び購入者のための困ったときのQ&Aを掲載し、「違反商品の申告」、救済制度として「いたずら入札トラブル申告制度」や「未着・未入金トラブルお見舞い制度」を提供している。

ヤフオク! IDでもっと便利に新規取得
ログイン

Yahoo! JAPAN - お知らせ - ヘルプ

オークション > ヤフオク! 購身術 > 困ったときのQ&A

困ったときのQ&A 快適なオークションを行うためのQ&Aページ

あなたの現在の状況は?

あなたは以下の図のどの部分で困っていますか? 該当するボタンをクリックしてください。



回答集

質問文をクリックして、回答を表示してください。

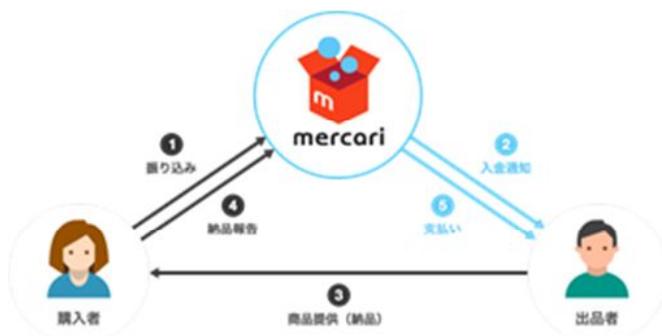
資料：ヤフー株式会社ウェブサイト

(2) 個人間取引における個人情報の保護

個人間でのリユース品の取引においては、個人情報のやりとりに対して利用者が不安を感じる事が懸念される。このような不安を解消するため、仲介サービスによって個人情報のやり取りを必要としないサービスを提供する事例がみられる。

<取組事例>メルカリの安心サービス

リユース品の個人間取引のための「フリマアプリ『メルカリ』」を提供する株式会社メルカリでは、出品者・購入者双方の安心を高めるためのサービスを提供している。まず、金銭トラブルの防止のため、購入者から商品代金を一時的に同社が預かり、商品提供後に出品者に支払う売買システムを取り入れている。また、匿名配送サービスを選択した利用者については、出品者・購入者の双方が個人情報をやり取りしなくても商品の売買ができる仕組みを取り入れている。



資料：株式会社メルカリウェブサイト

3.2 販売・保管

3.2.1 整備点検・保管

(1) リユース製品の品質・安全性の確保

製品の品質・安全性の確保は、リユースへの信頼性の向上において最も重要な取組といえる。リユース製品の清掃、動作確認及び安全性の観点からの点検について、各事業者及び業界団体において様々な取組がみられる。ここでは、それらの優良事例について紹介する。

<取組事例> ジャパン・リサイクル・アソシエーション「中古用品販売事業者認証店ガイドライン」

一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション(JRCA)では、「中古用品販売事業者認証店ガイドライン」を策定し、会員事業者に対して、製品の清掃、点検、保証、取扱説明書の添付等、消費者が中古用品をより安全に安心して購入・使用できるようにするため、リユース店として実施すべき事項を定めた。



JRCA では、2010 年より、本ガイドラインに基づく会員事業者の認証審査を実施しており、この審査に合格した事業者は「優良リユース販売店」として左記のマークを店頭、広告等に記載することができる。

資料：一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション（JRCA）

< 取組事例 > 情報機器リユース・リサイクル協会におけるリユースパソコン

一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会(RITEA)では、前述の「情報機器リユース取扱事業者資格」において、完全動作が確認されるリユース品のみを販売することを確認している。RITEA では、リユース事業者において、パソコンのデータが完全に消去された後、リユースパソコン用 OS をインストールして販売する一連のスキームを「Renaissance PC®」として規定している。

また、2009 年にはマイクロソフト株式会社がリユースパソコン向けの正規 Windows OS ライセンス「Microsoft Authorized Refurbisher (MAR)」プログラムを、また、2010 年 6 月より MAR プログラムの普及版である RRP (Registered Refurbisher Program) プログラムを、リユース事業者向けに提供している。

Renaissance PC®の仕様

(1) 装置動作性

- 第三者評価機関である RITEA により認定された情報機器リユース取扱事業者事業場の中でパソコン内蔵 HDD データの消去作業等を実施していること。
- 新製品として販売時の機能が全て正常に動作すること。
- 新製品として販売時の装置原形を保持しており、装置の部材抜けや部材のこわれ等がないこと。

(2) インストールする基本ソフトウェア

- Windows10。

(3) 装置製造年式

- 新製品としての製造後 7 年未満の製品であること。

(4) 装置外観形状

- 安全上に影響を与えるような、電源プラグの溶こん(キズ)変形のないこと、電源コードの劣化・キズ(半断線・亀裂)がないこと、製品の筐体に大きな打こんがないことおよび著しい汚れがないこと。
- パソコンやディスプレイにユーザーが貼りつけていた試算管理ラベル等が残っている場合は取りはがしがされていること。

(5) 保証サポート

- 当該リユースパソコンの製品化を行った情報機器リユース取扱事業者により、販売後 1 か月以上のサポートがあること。
- 装置外側貼付のラベルまたは装置添付の保証書に当該リユースパソコンの製品化を行った情報機器リユース取扱事業者の名称および連絡先が明示されていること。

資料：一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 (RITEA)

(2) 個人情報の消去の徹底

不要になったパソコン、携帯電話等の情報機器のリユース市場での売却を検討する際に、最も懸念されるのは端末に残された個人情報の流出であろう。まだ使用可能な状態であっても、こうした懸念から、機器の破砕処理を選ぶ消費者も少なからずいるものと考えられる。RIETA では、「データ消去ソフトウェア評価・認定制度」により、個人情報消去の徹底に向けた業界基準とその認定制度を運用することで、情報機器のリユースの信頼性向上に取り組んでいる。

<取組事例> 情報機器リユース・リサイクル協会「データ消去ソフトウェア評価・認定制度」

一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会(RITEA)では、情報機器がリユース品として売買・譲渡される際に、情報機器に保管されたデータの消去を確実にするため、「ハードディスクドライブデータ消去に関するガイドライン」、「スマートフォンデータ消去に関するガイドライン」を策定、データ消去ソフトウェアの評価・認定制度の運用をおこなっている。データ消去ソフトウェアの評価・認定制度は、パーソナルコンピュータ内蔵ハードディスクドライブデータ消去ソフトウェアの評価・認定制度(2008年開始)、スマートフォンデータ消去ソフトウェアの評価・認定制度(2012年開始)、タブレットデータ消去ソフトウェアの評価・認定制度(2015年開始)の3つがある。

また、RITEAでは、情報機器のリユースやリサイクルを理解・実践するための解説書として書籍『情報機器 3R&データ消去ガイドブック(改訂版)』を発行、使用済情報機器のデータ消去の必要性とその内容について解説、実務関係者向けにはリユース・リサイクル時の各法令の解説・実務内容を、使用済情報機器の売却・廃棄、またはリユース情報機器の購入を検討している企業や消費者に配慮すべきポイントなどを整理している。RITEA が実施する「情報機器リユース・リサイクル取扱者検定」に準拠した書籍となっている。



情報機器 3R&データ消去ガイドブック(改訂版)

資料：一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 (RITEA)

複数の製品から得たリユース部品の組み合わせ利用について

主に情報機器及び家電製品を取扱うリユース店又は修理専門店において、リユース製品から使用可能な部品を取り出し、それらを組み合わせた製品を販売したり、製品の修理の際に破損部分をリユース部品に取り換えるサービスを提供したりする事例が見受けられる。消費者にとっては、メーカーの修理サービスに比べ、スピードの速さや安価な点が魅力となっている。製品の一部を取り換えることで使用年数が伸びることは、資源の有効利用にもつながるといえる。

こうした利便性や環境保全上の利点がある一方で、リユース部品の組合せ利用には、製品の安全性の観点から留意すべき点もある。たとえば、部品の組合せ加工が電気用品安全法における製造に該当する場合には、同法に基づく届出義務を果たす必要がある。また、メーカーによる保証期間内であっても、こうした製品の改変によって、消費者の認識がないままに保証条件の対象外となることも考えられる。さらに、修理に用いられる部品がリユース部品なのか新製品なのか、消費者からみるとわかりづらいケースもある。

こうした中で、リユース店や修理専門店においては、商品の安全性を確保し、消費者の安心感を高めるため、修理に使用する部品の基準を設定し、その基準をクリアした部品のみを利用することを表明する事例や独自の修理保証サービスや修理従事者のトレーニングなどに取組む事例がみられる。

情報機器のメーカー自らが製品のリファーマービッシュを事業化し、リユース品と新製品との境界線が薄まる動きもみられる他、消費者による利便性の追求、リユース店以外の様々な業態のリユース市場への参入によって、今後、リユース部品の活用も含め、リユースの形態が多様化することが予想される。資源の有効利用という目的に叶う取組を健全な形で発展させるためにも、消費者の安全・安心の確保等、確実にすべき要点を検討し、時代の変化に柔軟に対応していくことが求められる。

3.2.2 販売・納品

(1) 返品の基準や表記方法の明確化

新製品とリユース製品とのもっとも大きな違いは、同一規格品であっても品質・性能が個々の商品によって異なる点であろう。製品仕様や使用年数は一つの主要な判断材料になりうるが、それに加えて整備・点検をふまえた個々の製品情報を分かりやすく消費者に伝えることは、リユース製品の購入促進に有効と考えられる。

各リユース事業者においては、製品情報の開示の工夫や製品の保証期間の設定などによって、消費者の信頼獲得に努めている。こうした情報提供は、リユース事業者にとっては手間となりうるが、リユース品の買取段階において製品情報を収集し、整備・点検、販売までの一連の工程で情報を体系的に整備することは、業務の効率化・販売促進といったメリットを生むと考えられる。

リユース品の安心・安全の向上のために消費者に提供すべき情報（例）

	提供すべき情報	備考
年式	商品の型番、製造者名 製造年月日	製造年については、衣料品等の場合は、該当しない
動作確認	使用履歴 故障の有無 動作確認、点検は済んでいるか	書籍、衣料品等の場合は、該当しない
外観等	キズの有無 清掃（クリーニング）は済んでいるか	
その他	保証期間 配達・取り付けサービスの有無 アフターサービスの有無、内容 返品・交換のために必要な手順・内容 付属品の有無、不足している付属品の有無 取扱説明書の有無	アフターサービスについては、電気機器のみに該当

(2) 製品の安全な使用方法に関する情報提供

製品の品質・安全性に関する情報を提供するだけでなく、製品の使い始めの留意点、取扱方法等、リユース製品ならではの説明を提供することで、リユース製品の安全な利用につながると考えられる。

<取組事例> フジシロリサイクル 製品に添付する使用前・使用中の注意点

総合リサイクルショップ、フジシロリサイクル(神奈川県)では、リユース製品の販売後に消費者から寄せられる問合せの内容を蓄積し、製品カテゴリーごとに、製品取付け時の注意点や使い方の注意点を紙にまとめて配布している。取扱量の多い冷蔵庫やエアコンの他、消費者の安全性に関わるガスコンロの使用上の注意、自転車の点検結果を顧客に提供することで、事故を未然に防止し、リユース製品の安全性の向上に努めている。

冷蔵庫使い始めの注意

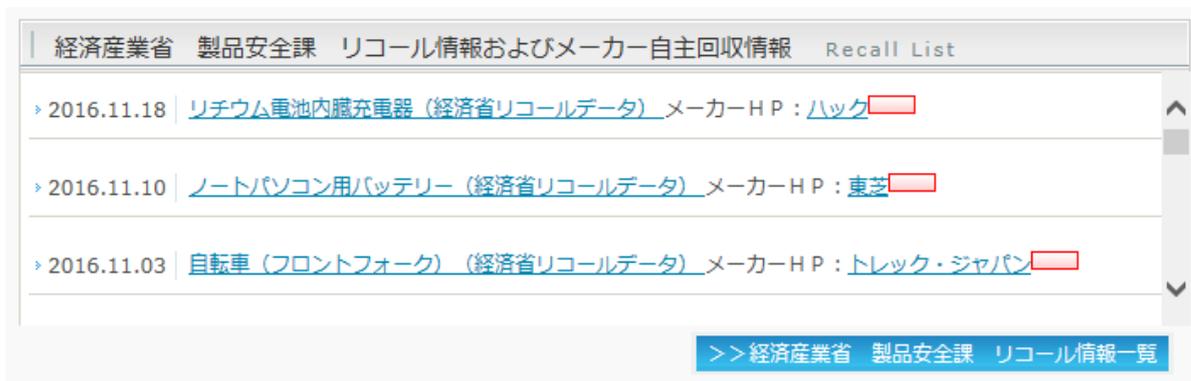
- 運搬時は出来るだけ立てた状態で運び、振動を与えないで下さい。横にして運んだり、振動を与えると故障の原因となります。
- 輸送後、すぐに電源を入れますと故障の原因となりますので、設置後1時間は電源を入れずに置いて下さい。
- 冷蔵庫内が冷えるまで、通常4時間、夏場24時間程かかります。周辺温度によりさらに時間がかかることがあります。冷えるまで、ドアを開けないで下さい。
- 温度調整つまみは冷凍、冷蔵ともに中間に設定して下さい。最初から強にすると冷えないことがあります。
- 冷蔵庫内が冷える前に食品を入れると、冷えるまでに時間がかかったり、食品が傷むことがあります。
庫内が冷えてから、食品を入れて下さい。

資料：フジシロリサイクル

(3) アフターサービス・リコール対応

リユース製品の販売後にも、製品の安全な利用のために、定期的な製品点検や安全性に係わる問題が発覚した場合の情報提供に取り組むことは、消費者の信頼感を向上させると考えられる。特に、製品のリコール情報が出た場合には、リユース品も新製品と同様に消費者への注意喚起が行われることが望まれる。日本リユース機構では、メーカー及び官庁からのリコール情報を業界として収集し、ホームページを通じて提供している他、個々の事業者単位でも取組がみられる。

<取組事例> 日本リユース機構におけるリコール情報等の情報共有



The screenshot shows a web interface for recall information. At the top, it says '経済産業省 製品安全課 リコール情報およびメーカー自主回収情報 Recall List'. Below this is a list of three recall items, each with a date, a product name in blue text, and the manufacturer's name in red text. The items are: 1. 2016.11.18 | リチウム電池内蔵充電器 (経済省リコールデータ) | メーカーHP: ハック; 2. 2016.11.10 | ノートパソコン用バッテリー (経済省リコールデータ) | メーカーHP: 東芝; 3. 2016.11.03 | 自転車 (フロントフォーク) (経済省リコールデータ) | メーカーHP: トレック・ジャパン. At the bottom right, there is a blue button that says '>> 経済産業省 製品安全課 リコール情報一覧'.

日付	製品名	メーカーHP
2016.11.18	リチウム電池内蔵充電器 (経済省リコールデータ)	ハック
2016.11.10	ノートパソコン用バッテリー (経済省リコールデータ)	東芝
2016.11.03	自転車 (フロントフォーク) (経済省リコールデータ)	トレック・ジャパン

資料：一般社団法人日本リユース機構（JRO）ウェブサイト

(4) 保証制度

リユース品販売後、一定期間、あらかじめ示された商品の説明に該当しないような不備や破損が確認された場合に、返品受付、返金、交換対応を行うリユース事業者もみられる。こうした保証制度は、リユース品の購入に際する懸念を減らし、リユース品の利用の促進につながる効果が期待される。

3.2.3 適正な輸出

日本のリユース品は海外市場において一定の評価を受けており、リユース産業の発展のために、市場を海外に広げて取引の流動性を高めることは、有効な方策ともいえる。

一方、本来はリユースが難しい状態にもかかわらず、リユース用と偽って海外に使用済み製品を輸出することで、国内の適正な処理責任を免れようとする違法輸出の摘発も後を絶たない。こうした違法事業者の行為がリユース業全体へのイメージを悪化させることは、リユースの発展の阻害要因ともなりうる。海外におけるリユース品の需要者に対しても、日本から輸入されるリユース品への信頼感を高めていくことは、グローバルでのリユースの発展において重要といえる。

違法事業者への対策については、国及び地方自治体において取組が進められているが、リユース事業者においても、リユース品の適正な輸出を推進するための取組がみられる。

<取組事例> 情報機器リユース・リサイクル協会「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」

一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会(RITEA)では、「輸出用リユースパソコン等の製品化基準」、「輸出用リユースプリンタ機器の製品化基準」を策定し、同基準を順守して製品化を行う事業者であることを示す認証資格「輸出用リユース情報機器製品化登録者」、「輸出用リユースプリンタ機器製品化登録者」を審査によって付与している。また、同基準に基づく輸出用の情報機器等には、「DirectReuse®」ロゴシールが貼付けられ、輸出年度と「輸出用リユース情報機器製品化登録者」の登録番号が示される。RITEA では、リユース情報機器取扱事業者の輸出実績を取りまとめ、公開している。



左図の(000)は、「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者「輸出用リユースプリンタ機器製品化登録者」」毎に設定される「指定番号」の例です。

・リユースパソコン	330 千台
(平成26年度)	273 千台)
・リユース液晶モニター装置	124 千台
(平成26年度)	129 千台)
・リユースプリンタ機器	20 千台
合計	474 千台
(平成26年度)	402 千台)

資料：一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会（RITEA）

3.3 適正な廃棄・リサイクル

リユースのために買い受けた製品が、リユース事業者による点検・整備の結果、リユースできないと判明した場合や売れ残った場合には、リユース事業者は、適正に廃棄又は法令に基づきリサイクルするための排出者責³を負う。これを確実にするため業界独自の電子マニフェスト制度（例えば、リユース電子マニフェスト制度（REMS）（14 ページ））を運用したり、会員事業者に対する実態調査を行うなどのトレーサビリティ向上に向けた取組が行われている。

家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等に関する調査⁴によれば、リユースショップによる国内リユースは約 101 万台、リユースショップから指定引取場所（リサイクル施設）への引渡しは約 6 万台（いずれも 2015 年、4 品目合計）と推計されているが、一方で、リユースショップからスクラップ業者及びヤード業者への引渡しも一定量存在することが確認されており、適正な処理が施されずに国内又は海外のスクラップ業者へと流れていることが懸念される。

適正な廃棄・リサイクルには排出時にコストが発生することから、リユース業者がリユース製品を買い受ける際に、動作確認等の検査の結果（リユース品としての査定行為）リユースできないことが分かった場合の廃棄・リサイクルの方法や費用について、事前に取り決める等の取組みもみられる。

³ 廃棄する売れ残り等は産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物収集運搬許可業者、産業廃棄物処分許可業者のそれぞれと処理委託契約を締結し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬処分及び最終処分が適切に行われたことを確認する必要がある。

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル券を貼付して指定引取場所へ自ら運搬、または、家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物収集運搬許可業者に指定引取場所までの運搬を委託することで、家電リサイクル法に則って処理を行う。

小型家電リサイクル法の対象製品を廃棄するときには、小型家電リサイクル法によって国に認定された事業者（認定事業者）、又は、リサイクルを適正に実施できる事業者に引き渡すよう努める。

⁴ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 合同会合（第 35 回） 資料 2

II. 我が国におけるリユースの現状と今後の方向性（案）

<本資料の位置づけ>

平成 30 年春に予定されている「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定に向け、第三次循環計画策定（平成 25 年 5 月）以降のリユース関連政策の進捗と課題について整理したもの。第 20 回研究会において、「リユース政策の今後の方向性」を中心にご意見をいただいた。（研究会での意見は、「4．研究会での主な意見」（46 ページ）にて整理）

1. “リユース”を取り巻く状況

【本項目のポイント】

- (1) 平成 27 年の国内リユース市場規模⁵は約 3.1 兆円（自動車・バイクを除くと約 1 兆円）で、3 年前と比較して微増～横ばいで推移。品目によって傾向は大きく異なる。
- (2) 平成 26 年の国内のリユース事業者の販売総額から見た市場規模は約 2,800 億円（自動車・バイクを含まず）で、7 年前と比較して減少傾向にあり、事業所数はさらに減少している。一方、一事業所あたり販売額は増加しており、大規模化の傾向にある。
- (3) 消費者の行動について、過去 1 年間のリユース品購入経験者の割合は 3 割強で減少傾向、売却経験者の割合は 4 割程度で横ばい推移。利用者の裾野を広げていく余地がある。
- (4) 地方自治体のリユースの取組は、自治体ごとに温度差があるが、取組のタイプとしては、自らリユース品を収集・販売、住民同士のリユース機会を創設、住民に対してリユース事業者の利用を促進、自ら率先的にリユース品の排出・利用を実施、に大別される。
- (5) 使用済製品等のリユースの流通チャネルは多様化しており、中でも、インターネットオークションやフリマアプリなどインターネットを通じた流通が増加している。

(1) 一般消費者の最終需要ベースでのリユース市場規模

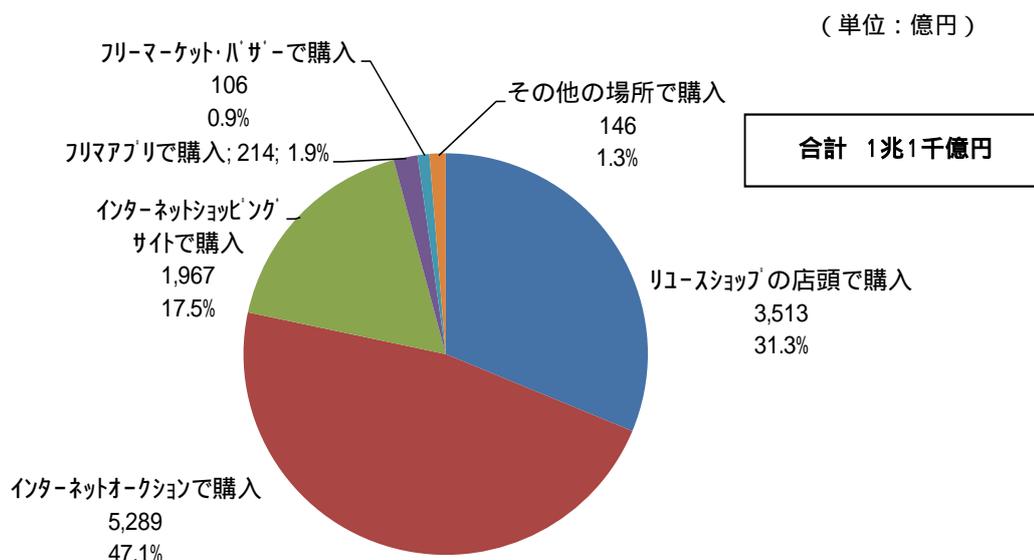
「自動車」、「バイク、原付バイク」を含むリユース市場（一般消費者の最終需要ベース）は約 3 兆 1 千億円（31,425 億円）と推計され、品目別に見ると、「自動車」が最も多く全体の 57.6%（18,112 億円）、次いで「バイク、原付バイク」（6.6%、2,076 億円）と続く。

「自動車」「バイク、原付バイク」を除くリユース市場規模（最終需要ベース）は約 1 兆 1 千億円（11,237 億円）と推計され、購入先別に見ると「インターネットオークションで購入」が最も多く 5,289 億円（47.1%）、次いで「リユースショップ・中古品販売店の店頭で購入」が 3,513 億円（31.3%）、「インターネットショッピングサイトで購入」が 1,967 億円（17.5%）であり、この 3 つの購入方法で全体の 9 割以上を占める。

品目別に見ると、「ブランド品」の割合が最も大きく（16.8%、1,887 億円）、「ブランド品を除く衣類・服飾品」（7.7%、866 億円）、「パソコン周辺機器」（7.5%、844 億円）、「書籍」（7.0%、787 億円）、「ソフト・メディア類」（6.5%、734 億円）と続く。

⁵ 一般消費者の最終需要ベース

図表 1 購入先別のリユース市場規模（最終需要ベース）の推計結果（自動車、バイクを除く）



消費者の購入量から推計した値であり、国内における個人消費者のリユース市場規模である。事業者が購入するリユース品・中古品は含まれない（例えば、建設機械、医療機器、特殊車両などの事業・産業用途、オフィス・事務所等で利用する家具、電化製品など）。

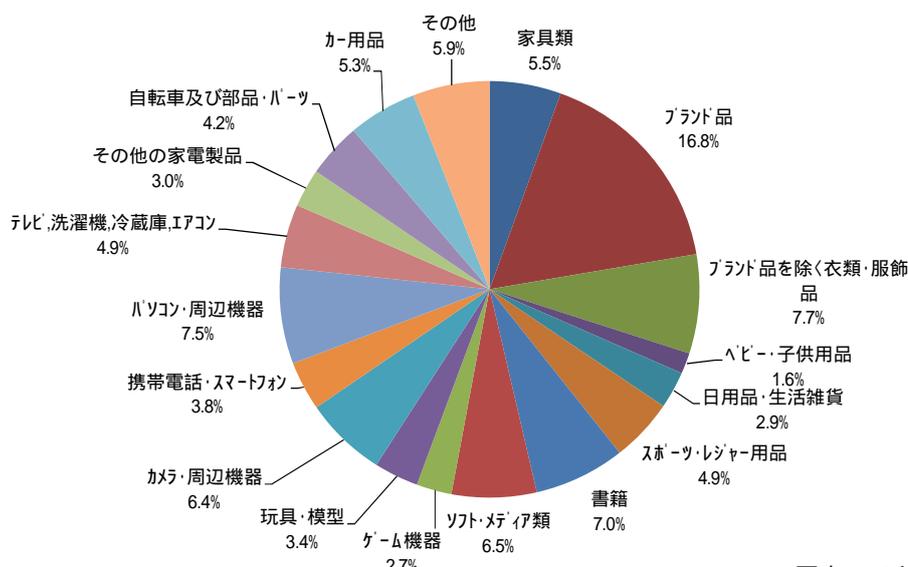
国内の消費者でのリユース品・中古品の購入状況であり、海外でのリユースは含まれていない。

上記推計には、未使用品・新古品を含む。骨とう品は含まれていない。

表記上、小数点以下を四捨五入しているため、グラフ上の数字の合計が合わない場合がある。

出典）平成 27 年度使用済製品等のリユース促進事業報告書

図表 2 リユース市場（最終需要ベース、自動車、バイクを除く）に占める品目ごとの割合



図表 1 の注書きを参照のこと

図表 3 平成 27 年と平成 24 年の市場規模推計結果の比較（品目別）

品目分類	市場規模（億円）		H27 - H24 増減額	H27 / H24 増減率	H27 / H24 増減
	平成27年度 推計	平成24年度 推計			
携帯電話・スマートフォン	428	201	227	113.1%	
カメラ・周辺機器	714	466	248	53.2%	
テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン	552	408	144	35.4%	
バイク、原付バイク	2,076	1,706	370	21.7%	
家具類	617	515	102	19.9%	
その他の家電製品	334	291	43	14.6%	
玩具・模型	386	342	44	12.7%	
カー用品	595	538	57	10.7%	
ブランド品	1,887	1,774	113	6.4%	
ゲーム機器	303	289	14	4.9%	
自動車	18,112	17,454	658	3.8%	
自転車、自転車部品・パーツ	475	483	-8	-1.8%	
スポーツ・レジャー用品	547	558	-11	-2.0%	
ベビー・子供用品	181	191	-10	-5.0%	
日用品・生活雑貨	325	354	-29	-8.2%	
ブランド品を除く衣類・服飾品	866	983	-117	-11.9%	
パソコン・周辺機器	844	983	-139	-14.1%	
ソフト・メディア類	734	897	-163	-18.1%	
書籍	787	994	-207	-20.9%	
その他	662	1,621	-959	-59.2%	
合計	31,425	31,047	378	1.2%	
合計(その他除く)	30,763	29,426	1,337	4.5%	
(上記うち、自動車、バイク、原付バイク、その他除く)	10,575	10,266	309	3.0%	

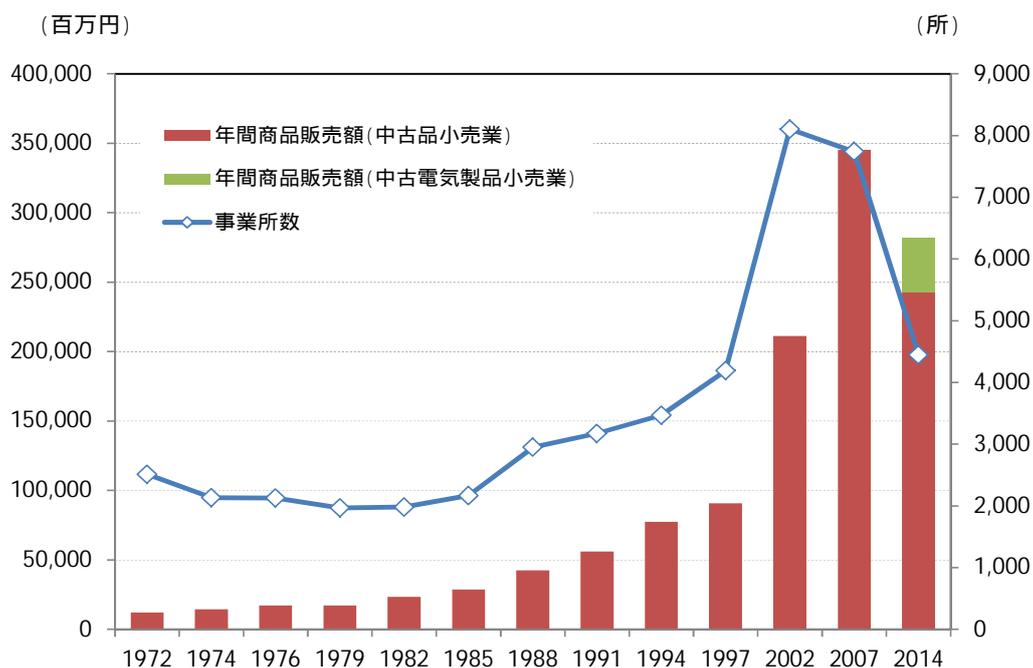
増減 3%未滿を横ばいとし黄色矢印、3%以上増加を青色矢印、3%以上減少を赤色矢印で表記
出典) 平成 27 年度使用済製品等のリユース促進事業報告書

(2) リユース事業者の販売額から見たリユース市場規模の推移

商業統計表によれば、2014年（平成26年）の中古品小売業（骨とう品を除く）の年間販売額は2,817億円、事業所数は4,448所となっている。2007年（平成19年）の調査時点（年間販売額3,452億円、事業所数7,741所）と比較して、年間販売額で約18%、事業所数で約43%減少している。

一事業所あたりの年間販売額で比較すると、2014年が63百万円/所、2007年が45百万円/所となり、この期間に42%増加している。

図表4 中古品小売業（骨とう品を除く）の年間商品販売額の推移（商業統計表）



平成26年度調査より、業種分類の変更があり「6098 中古品小売業(骨とう品を除く)」の内数であった「5933 中古電気製品小売業」が新設されている。

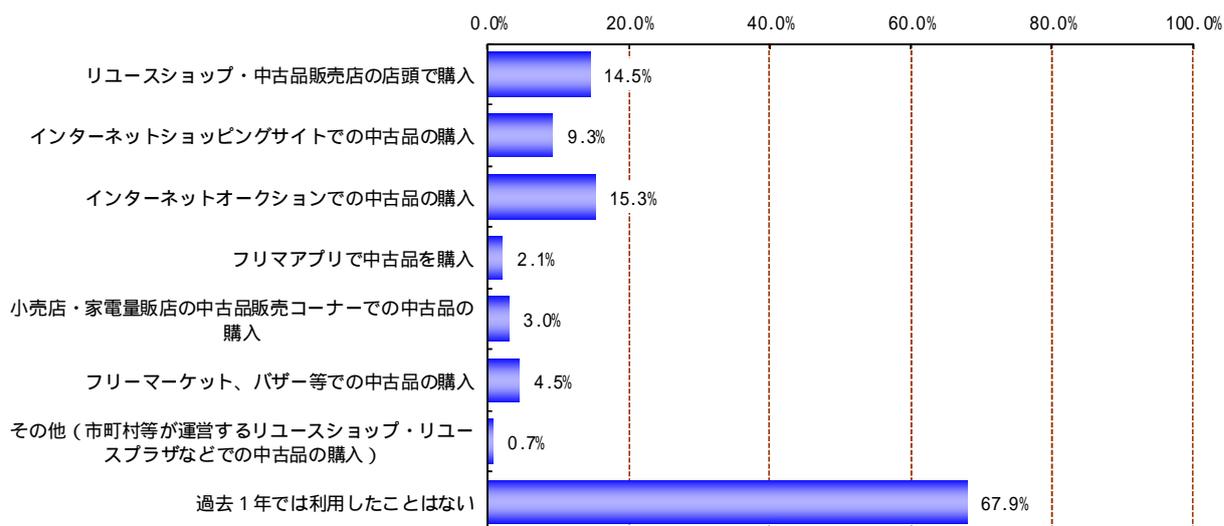
(<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-1/pdf/4h26k-sangyoubunruitaisyou.pdf>)

出典) 商業統計表

(3) 消費者のリユース品の購入・売却に関する行動

消費者を対象とするアンケートから、過去1年間における、中古品の購入経験を把握した。中古品の購入経験としては、「過去1年では利用したことはない」が最も多く67.9%、次いで「インターネットオークションで購入」が15.3%、「リユースショップ・中古品販売店で購入」が14.5%、「インターネットショッピングサイトでの中古品の購入」が9.3%と続く。「フリマアプリで中古品を購入」との回答は2.1%であった。

図表 5 過去1年間における中古品の購入経験（複数回答、平成27年） (n=49,407)



出典) 平成27年度使用済製品等のリユース促進事業報告書

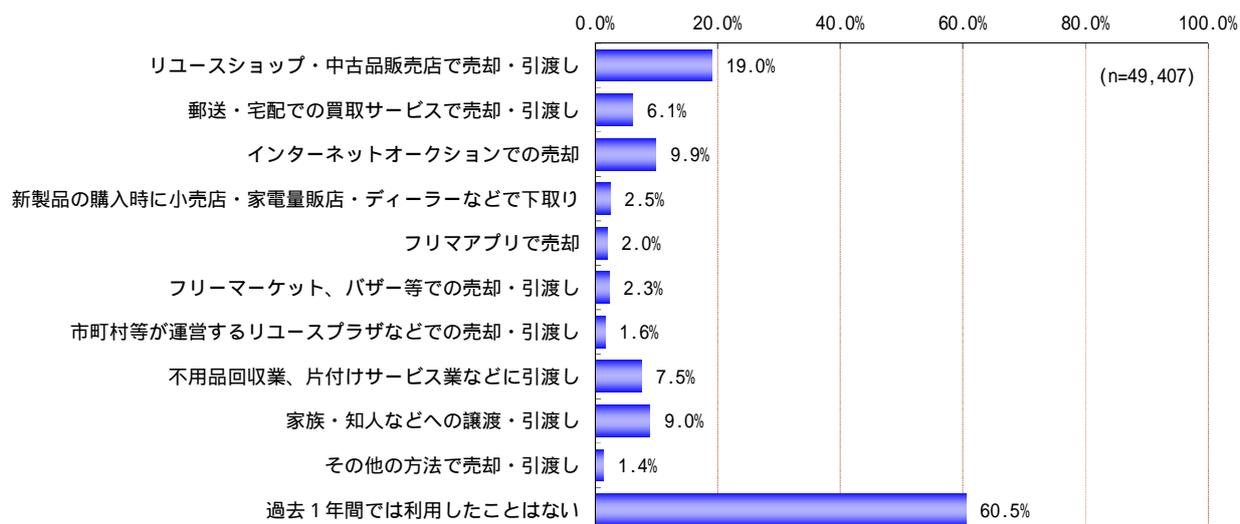
平成24年度調査と比較すると、全体の傾向は大きく変わっていないが、「過去1年では利用したことがない」との回答は4.6ポイント増加(63.3%→67.9%)した。これは「書籍」、「ソフト・メディア類」での中古品の購入経験者数が減少していることが主たる要因と考えられる。

過去1年間における中古品の購入経験	平成21年度調査	平成24年度調査	平成27年度調査
リユースショップ・中古品販売店の店頭で購入	19.7%	16.3%	14.5%
インターネットショッピングサイトでの中古品の購入	-	11.8%	9.3%
インターネットオークションでの中古品の購入	23.0%	17.1%	15.3%
フリマアプリで中古品を購入	-	-	2.1%
小売店・家電量販店の中古品販売コーナーでの中古品の購入	8.0%	3.8%	3.0%
フリーマーケット、バザー等での中古品の購入	-	6.7%	4.5%
その他(市町村等が運営するリユースショップ・リユースプラザなどでの中古品の購入)	3.4%	0.8%	0.7%
過去1年では利用したことがない	60.1%	63.3%	67.9%

出典) 使用済製品等のリユース促進事業報告書(平成27、24、21年度)

また、同じく消費者を対象とするアンケートから、過去1年間における、自らが使わなくなった製品の売却・引渡し経験を把握した。自らが使わなくなった製品の売却・引渡しは、「過去1年間で利用したことはない」が最も多く60.5%、次いで「リユースショップ・中古品販売店での売却・引渡し」が19.0%、「インターネットオークションでの売却」が9.9%、「家族・知人などへの譲渡・引渡し」が9.0%、「不用品回収業、片付けサービス業などに引渡し」が7.5%と続く。「フリマアプリで売却」との回答は2.0%であった。

図表 6 過去1年間における自らが使わなくなった製品の売却・引渡し（複数回答）



出典) 平成27年度使用済製品等のリユース促進事業報告書

平成24年度調査と比較すると、全体の傾向は大きく変わっていないが、「過去1年では利用したことがない」との回答は2.8ポイント増加(57.7%→60.5%)した。これは中古品の購入経験と同様、「書籍」「ソフト・メディア類」の売却・引渡しが減少していることが主たる要因と推測される。

過去1年間における自らが使わなくなった製品の売却・引渡し	平成21年度調査	平成24年度調査	平成27年度調査
リユースショップ・中古品販売店で売却・引渡し	21.9%	21.1%	19.0%
郵送・宅配での買取サービスで売却・引渡し	-	6.3%	6.1%
インターネットオークションでの売却	15.0%	12.7%	9.9%
新製品の購入時に小売店・家電量販店・ディーラーなどで下取り	6.0%	2.9%	2.5%
フリマアプリで売却	-	-	2.0%
フリーマーケット、バザー等での売却・引渡し	-	3.6%	2.3%
市町村等が運営するリユースショップ・リユースプラザなどでの売却・引渡し	5.8%	1.4%	1.6%
不用品回収業、片付けサービス業などに引渡し	-	8.0%	7.5%
家族・知人への譲渡・引渡し	-	5.6%	9.0%
その他の方法で売却・引渡し	-	-	1.4%
過去1年間では利用したことがない	61.3%	57.7%	60.5%

出典) 使用済製品等のリユース促進事業報告書(平成27、24、21年度)

(4) 地方自治体におけるリユースの取組

1) 地方自治体のリユースの取組の類型

地方自治体のリユースの取組は、大別すると、自らリユース品を収集・販売、住民同士のリユース機会の創設、住民に対してリユース事業者の利用を促進、自ら率先的にリユース品の排出・利用を実施、の4タイプに類型化される。

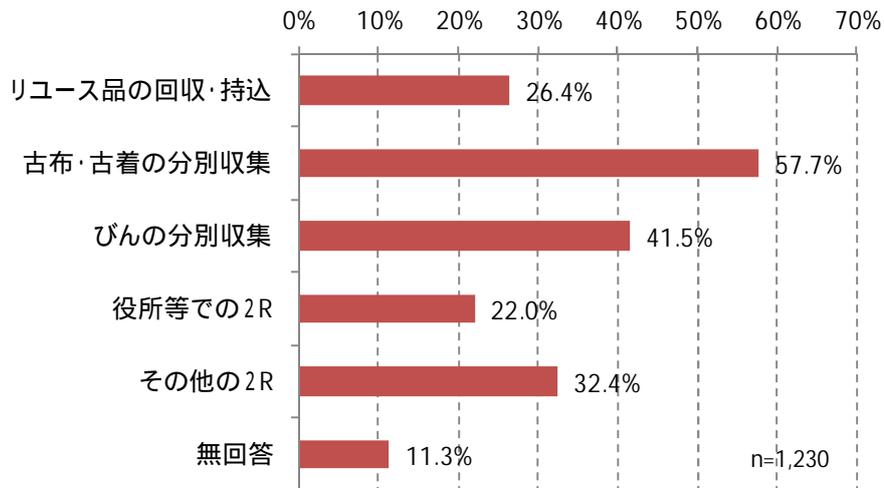
図表 7 地方自治体の使用済製品等のリユースの取組の類型

類型	取組の概要
自らリユース品を収集・販売	市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース品として利用できるものを選別、市町村自身（または公社等に委託）で住民向けに販売・譲渡、またはリユース事業者に販売する取組み。 また、粗大ごみ等ではなく、リユース品として回収する事例もあり。
住民同士のリユース機会を創設	住民同士がリユースする機会・きっかけを作るもので、“庁舎内の掲示板またはウェブ上にて譲りたい人と欲しい人を結びつける”、“住民同士が不用品を交換するイベントの開催する”、“常設スペースを設けて住民同士の交換を促進する”などの取組がある。
住民に対してリユース事業者の利用を促進	市町村が地域内のリユース業者を選定、店舗の概要、買取基準、利用方法等を紹介するちらし、ウェブサイト等を作成し、使用しないまま保管されている製品などをごみとして出す前に、リユース業者の活用を促す取組み。 また神奈川県ではリユース事業者の認証制度を運用、利用を促している。
自ら率先的にリユース品の排出・利用を実施	自らも事業者としてリユース品の排出・調達を率先することであり、グリーン購入を通じてリユース製品を優先的に調達、また不用となったもの（オフィス家具、OA 機器、公用車等）をリユース品として売却（または譲渡）する取組み。

2) 地方自治体におけるリユースの取組状況

環境省が平成 25 年度に実施したアンケートによれば、回答のあった全国 1,230 自治体の 2 R 活動の取組状況は、「古布・古着の分別収集」が 57.7%と最も多く、次いで、「びんの分別収集」が 41.5%であった。また、収集した粗大ごみからのピックアップ、リユースを前提とした収集、リユース品の住民の持ち込みなどといった「リユース品の回収・持ち込み」が、26.4%を占めている。

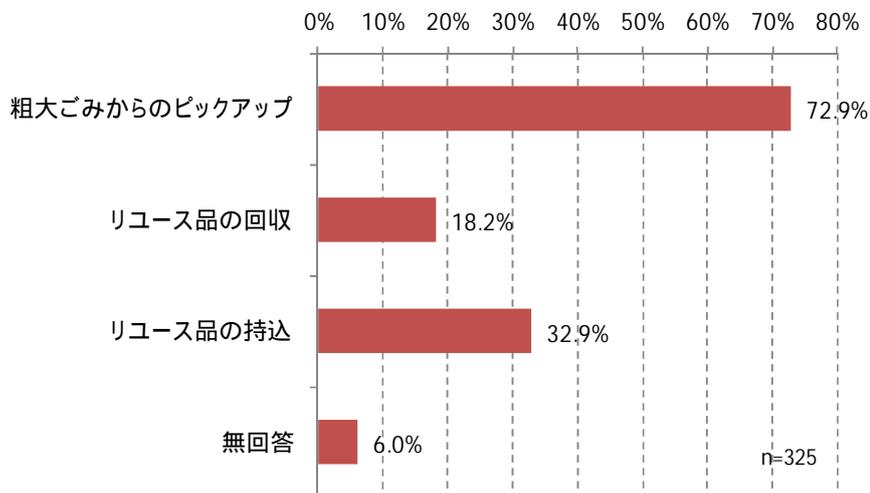
図表 8 市町村における 2 R 活動の取組状況



出典)「平成 25 年度総合的な 2 R システムの構築に向けた調査・検討業務報告書」より作成

また、「リユース品の回収・持ち込み」を実施していると回答した 325 の市町村におけるリユース品の回収の方法としては、「粗大ごみからのピックアップ」が 72.9%と最も多く、次いで「リユース品の住民による持ち込み」が 32.9%、「リユース品を住民から連絡を受けて回収」が 18.2%となっている。

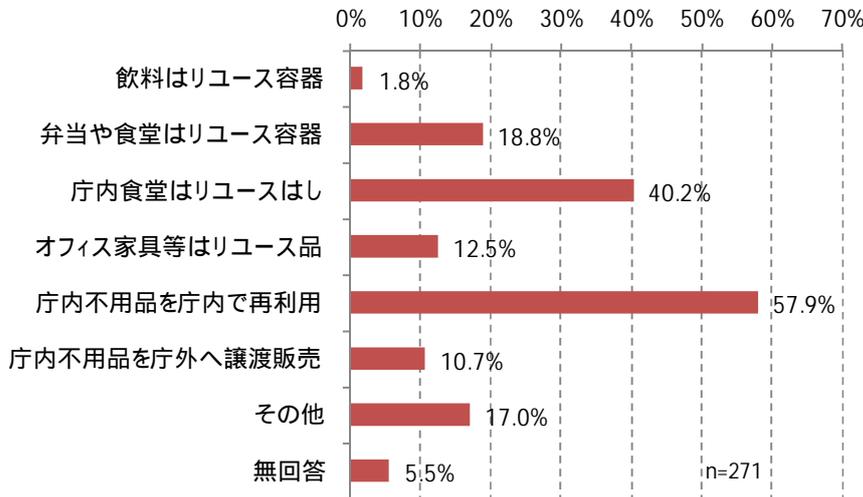
図表 9 市町村におけるリユース品の回収の方法



出典)「平成 25 年度総合的な 2 R システムの構築に向けた調査・検討業務報告書」より作成

さらに、「役所等での2R活動」を行っているとは回答した271の市町村に活動の内容を尋ねたところ、「庁内不用品を庁内で再利用」が57.9%と最も多く、次いで、「リユースはし」の利用となっており、「庁内不要品を庁外へ譲渡販売」は1割程度であった。

図表 10 役所等での2R活動

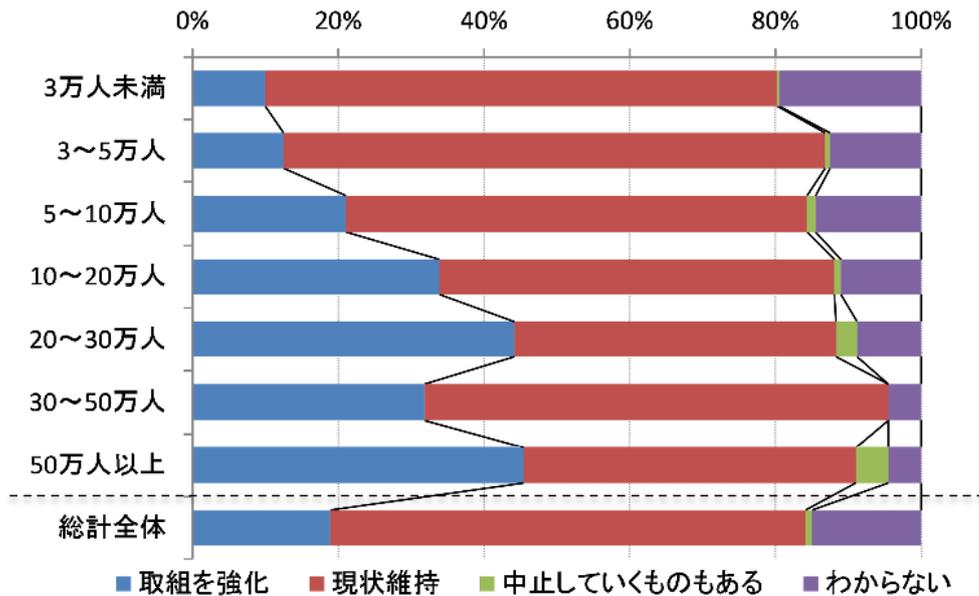


出典)「平成25年度総合的な2Rシステムの構築に向けた調査・検討業務報告書」より作成

今後の2R活動の取組意向については、全体で見ると「取組を強化」が18.9%、「現状維持」が65.3%、「中止していくものもある」が0.9%、「わからない」が15.0%となっている。

人口規模別にみると、人口規模の小さい自治体より大きな自治体の方が「取り組みを強化」と回答した割合が高い傾向にある。

図表 11 今後の2R活動の取組意向



出典)「平成25年度総合的な2Rシステムの構築に向けた調査・検討業務報告書」より作成

(5) 多様化するリユースの流通チャネル

リユース品の流通方法としては、従来はリユース事業者が消費者等から対面で買い取り、対面で販売する流通方法（対面での C to B to C）が中心であったが、近年ではインターネットオークション（ヤフオク！など）、フリマアプリ（メルカリなど）などインターネットを通じて消費者同士が直接売買を行う流通（C to C）、インターネットで申込み、宅配便でリユース品を引き取るサービス（ネットオフなど）での流通が増えている。これらは利用者にとって利便性が高く、特に近年、フリマアプリについては、若年層を中心に利用が拡大している。

また、対面でのリユース品流通においても、いわゆるリユースショップが回収・販売を行う形式にとどまらず、流通業・メーカーがその回収主体となる取組も多数存在し、例えば、アパレルメーカーが販売店にて古着を回収・リユースする取組、家電量販店が買い替え時に古い家電製品を買い取りリユースする取組、PC メーカーが自社の使用済製品を回収し OS の再インストール等してリユース品として販売する事例もある。

図表 12 使用済製品のリユースを促進する主な手段

消費者から見たリユース方法	概要
リユース事業者を利用 （購入、販売）	古物営業法に基づく、リユース事業者による買い取り・販売。買い取りは店頭買い取り、自宅等への出張買い取り、宅配買い取りなど様々な形態があり、販売も店頭販売、インターネット販売などの形態がある。
宅配買取サービス（販売）	消費者が宅配便でリユース品を送り、リユース事業者にて現物を確認して査定、買い取りを行う。
インターネットオークション を利用（購入、販売）	リユース事業者も利用するが、個人間でのやりとりにも利用される。インターネットオークションサイト等を通じて、売買を行う。主にせり売で販売される。製品の授受は宅配などを利用することが多い。行政機関向けのサービスとして官公庁オークション。
フリマアプリを利用 （購入、販売）	主にスマートフォンを使ったサービスであり、個人間でのやりとりにも利用される。インターネットオークションと異なり売買時の価格は固定。手軽に利用できる。
インターネットショッピング サイトで中古品購入	インターネット上で中古品を購入。リユース事業者の販売に加え、サイト運営会社が販売代行を行うサービスもある。販売価格は固定。新品購入時に、同一製品のリユース品での出品情報（在庫・価格等）を提示してくれるサイトもあり。
フリーマーケット・バザーなど を利用	主に個人間でのやりとり。公園・広場等のスペースに出店される。地方自治体等が主催するものもある。
地方自治体等が運営するリ ユースプラザや不用品交換の 仕組みを利用	住民から不用品を引き取りリユース品として販売。引取方法や販売・譲渡方法には様々な形態がある。また、掲示版等を利用して、住民間の不用品交換を促進する仕組みもある。

出典) 第 18 回使用済製品等のリユース促進事業研究会 (資料 5)

図表 13 流通業・製造業等が主導するリユース事例

	事例概要
PC メーカーの主導するリユース	<p>リース期間が終了した PC、下取りした中古 PC などを、メーカーがチェック、OS 再インストール等を経て、リユース品として再販する仕組み。保証期間が設定されている。</p> <p>同様の取組が複数の PC メーカーで実施されており、例えば、「NEC Refreshed PC」、「IBM Refreshed PC」、「Apple 認定整備済製品(Apple Certified Refurbished Products)」など。Apple においては、PC 以外にもタブレット (iPad) も同様に販売している。</p>
小売業の主導する衣類リユース	<p>主に新品の衣類を販売する小売業が、消費者から古着を買い取りまたは無償で引き取り、検査・クリーニングの上で再販、または寄付する取組。複数の小売業で実施されており、例えば、衣類のオンライン販売を展開する ZOZOTOWN では、ZOZOUSED というサービスを展開、宅配便を使って消費者から古着を買い取り、オンラインにて再販している。</p>
製造・販売事業者が主導する家具リユース	<p>家具の製造・販売を行う事業者が、消費者からの下取り (新製品の購入時、買い換え) または買い取りを行い、メンテナンス・修理を行った上で、再販する取組。例えば、大塚家具では下取り・買い取りした製品を、100% 出資子会社のリンテリア株式会社にて検品、メンテナンス、修理の上、再販を行っている。</p>

2．第三次循環計画で示された課題と同計画の下での関連施策の進展

(1) 第三次循環型社会形成推進基本計画で示されたリユースに関する課題⁶

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）において、循環型社会形成に向けて取り組むべき課題の 1 つとして「2 R の取組がより進む社会経済システムの構築」が挙げられている。

同計画では、「2 R（リデュース、リユース）を可能な限り推進することが基本」とされ、そのために「製品の製造段階を含めて、生活やビジネスなど社会経済のあらゆる場面において、2 R の取組を推進する余地がないか改めて検討し、可能な限り 2 R を社会システムに組み込んでいくことが求められる」と記載されている。

また、「健全なリユース市場を構築し、拡大していくこと」が課題として挙げられており、政策的に「ライフスタイルの変革を後押し」するとともに、「事業者においても、長寿命化や省資源化など、2 R を目標とした製品づくりやサービスの提供」が求められるとしている。

(2) 第三次循環型社会形成推進基本計画の下でのリユース関連政策の進展

環境省では平成 22 年度より「使用済製品等のリユース促進事業研究会」、また平成 25 年度より「総合的な 2 R システムの構築に向けた調査」を実施、リユース促進に向けて様々な調査・検討、施策を実施してきた。

第三次循環型社会形成推進基本計画が策定された平成 25 年度以降では、消費者のライフスタイル変革に向けた情報発信として、消費者向けパンフレット「ご家庭で使わなくなった製品はリユースショップを活用しましょう」（平成 25 年度）、「リユース読本」（平成 28 年 5 月）の公表・発信等を行うとともに、2 R の取組事例等に関する公開シンポジウムを開催（平成 26 年 3 月、平成 27 年 3 月）また、平成 29 年 2 月 12 日にはリユース促進に向けた一般市民向けのイベント「みんなリユースしてるってよ！」を開催した。

また、事業者によるリユース製品の活用促進に向けた情報発信としては、事業者向けに「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」（平成 28 年 5 月）を発売した。

さらに、地域でのリデュース・リユース促進のための取組としては、3 R 行動見える化ツールの改良及び簡易版ツールの作成（平成 26 年度）、「リデュース・リユース取組事例集」、「リデュース・リユース データブック」を公表・発信（いずれも平成 28 年 3 月）等を行った。

一方、リユースに係る健全なビジネス市場の形成のための取組としては、法令遵守体制の徹底に向け、リユース業界に関わる関係法令（環境関連法（平成 25 年度）環境関連法以外（平成 26 年度））を整理したほか、リユース業界団体との意見交換会等を継続して実施、優良化方策等を検討した（平成 26、27 年度）。

また、平成 23 年度から 26 年度まで市町村との使用済製品リユースモデル事業を実施、その成果を「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（平成 27 年 7 月）として取りまとめた。

⁶ 第三次循環型社会形成推進基本計画 第 1 章 第 2 節（取り組むべき課題）より、リユースに関連する記載の一部を紹介。

<消費者のライフスタイルの変革に向けた情報発信>

消費者向けパンフレット「ご家庭で使わなくなった製品はリユースショップを活用しましょう」
(平成 25 年度)

NPO / NGO 等が地域のイベント等で使用可能なポスターの作成 (平成 26 年度)

2 R の事例等に関する公開シンポジウムの開催 (平成 26 年 3 月 27 日、平成 27 年 3 月 17 日)

「リユース読本」(平成 28 年 5 月)

リユース啓発イベント「みんなリユースしてるってよ！」の開催 (平成 29 年 2 月 12 日)

<事業者によるリユース商品の活用促進に向けた情報発信>

「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」(平成 28 年 5 月)

<地域でのリデュース・リユースの取組促進のための取組>

3 R 行動見える化ツールの改良及び簡易版ツールの作成 (平成 26 年度)

「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成 27 年 7 月)

「リデュース・リユース取組事例集」(平成 28 年 3 月)

(平成 26 年 3 月に作成した事例集を更新して公表)

「リデュース・リユース データブック」(平成 28 年 3 月)

<リユースに係る健全なビジネス市場の形成>

リユース業界団体との意見交換会において、優良化方策を検討 (平成 26、27 年度)

「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理」及びリユース事業者向けパンフレット
(平成 25 年度)

「リユース業界に関わる関係法令 (環境関連法以外) の整理」(平成 26 年度)

「リユース業界の信頼性維持・向上のための取組について」(平成 28 年度)

<リユース促進に向けたモデル事業>

平成 25 年度 (前橋市、葉山町)

平成 26 年度 (八王子市、逗子市、武豊町)

平成 27 年度 (NPO 法人 sopa.jp、NPO 法人中部リサイクル運動市民の会)

<リユース市場に関する調査>

中古衣類の海外リユースに関する実態調査 (平成 26 年度)

インターネットオークション、宅配リユースに関する実態調査 (平成 26 年度)

リユース市場規模推計 (消費者の最終需要ベース) (平成 27 年度 (同様調査を平成 24 年度、平成 21 年度も実施))

<その他 (調査研究) >

我が国全体の 2 R 取組状況把握のための指標の検討 (平成 27 年度)

3. リユース政策の今後の方向性

3.1 基本的な考え方

(リユース政策の意義)

3R(リデュース、リユース、リサイクル)のうち、リサイクルについては、個別リサイクル法の施行等により、一定程度進展しつつある一方で、製品の適正な継続使用の促進を通じた廃棄物の減量化(リデュース、リユース)については、より一層の促進が必要である。

第三次循環型社会推進基本計画においても、リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築の必要性が謳われた。特に、リユースについては主要な循環産業の一つとして位置づけ、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう取組を進めていくことが重要とされたところであり、同計画の下、前項で見たような政策が進められてきた。

リユース促進は、我が国の資源生産性の向上、廃棄物の発生抑制、温室効果ガスの排出削減⁷等に寄与するものであり、また、20世紀後半に形成された大量消費・大量廃棄型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルに転換していくためにも、使えるものはリユースするというマインドを社会として育てていくことは非常に重要なことと考えられる。

(今後のリユース政策に必要な考え方)

従来のリユース促進政策は、消費者・事業者等に対してリユース品の排出を促す(市場に多くのリユース品を流通させる)、リユース品の購入・利用を促す(流通したリユース品の需要を喚起する)という2つの切り口・断面を捉え、それぞれを促進することに注力してきた。

しかし、今後は、これらの切り口・断面だけに着目して施策を推進するのではなく、欧州でのCircular Economy(CE)⁸の考え方のように、より大局的な視点に立ち、あらゆるものを資源・資産として捉え、繰り返し、循環的な利用を図っていくことで、“徹底的に資源・資産としての価値を使いきっていく”、“製品のライフサイクルでの価値において、人為的に使用期間が短縮される、または他者のニーズがあるにも関わらず廃棄されるものをなくす”という観点から施策を展開していくべきである。

また、消費者の視点から見れば、ある製品(より正確には“ある機能”)を必要とした際に、「新品を買う」以外の選択肢(具体的には、リユース品の購入、リース品・レンタル品の利用、シェアリングサービスの活用等)が用意されている場面を増やしていくべきである。

⁷ 温室効果ガス排出量の削減について、ライフサイクルアセスメントにおいて使用時の消費電力量が多く、省エネ性能が著しく向上している電化製品については例外となる場合もある。

⁸ CE(Circular Economy)とは、貴重な資源の有効利用と再利用・再生利用等の一層の推進による資源の損失の防止、資源の再生利用等の方向性に基づいた新しいビジネスモデルの構築、雇用の創出と経済成長、環境配慮型の製品設計と産業振興の相互協力を通じた廃棄物ゼロの実現、温室効果ガスと環境への負の影響の削減等を包含する考え方。CEは、Resource Efficiency(RE)達成のための重要なテーマの1つとして位置づけられる。

3.2 施策のイメージ

(1) リユース品の売買のみに限定されない、より多角的な 2R の推進

欧州委員会は 2015 年 12 月に Circular Economy (CE) に向けた移行を促すため新たな Circular Economy Package (CEP) を発表した。

CE の考え方は、あらゆるものを資源・資産として捉え、繰り返し、循環的な利用を図っていくことで、徹底的に資源・資産としての価値を使いきっていく、製品のライフサイクルでの価値において、人為的に使用期間が短縮される、または他者のニーズがあるにも関わらず廃棄されるものをなくすといったものであり、リユースやリサイクルのみならず、リファービッシュ (Refurbish)⁹やリマニファクチャリング (Remanufacturing) といった、より多角的な取組を、複合的かつ重層的に展開すべきことが提唱されている。

国内のリユース事業者においても、業態の多様化が求められており、リユース品の売買のみならず、事業領域を拡大し、リサイクル、リペアなども行う事業者も増えている。また、リユース事業者からも、リユース品の売買のみに特化するのではなく、広く循環型社会の推進に寄与するための包括的な政策が求められている。

同時に、国内の新製品を製造するメーカーにおいても、多角的な 2R 推進に向けた取組が進みつつある。リファービッシュ、リマニファクチャリングに積極的なメーカーも出てきており、また、リユース及びリユース市場についても、消費者が製品を買換える際の受け皿となり新製品の販売にも好影響があるとの認識から、肯定的に捉えるメーカーも出てきている¹⁰。

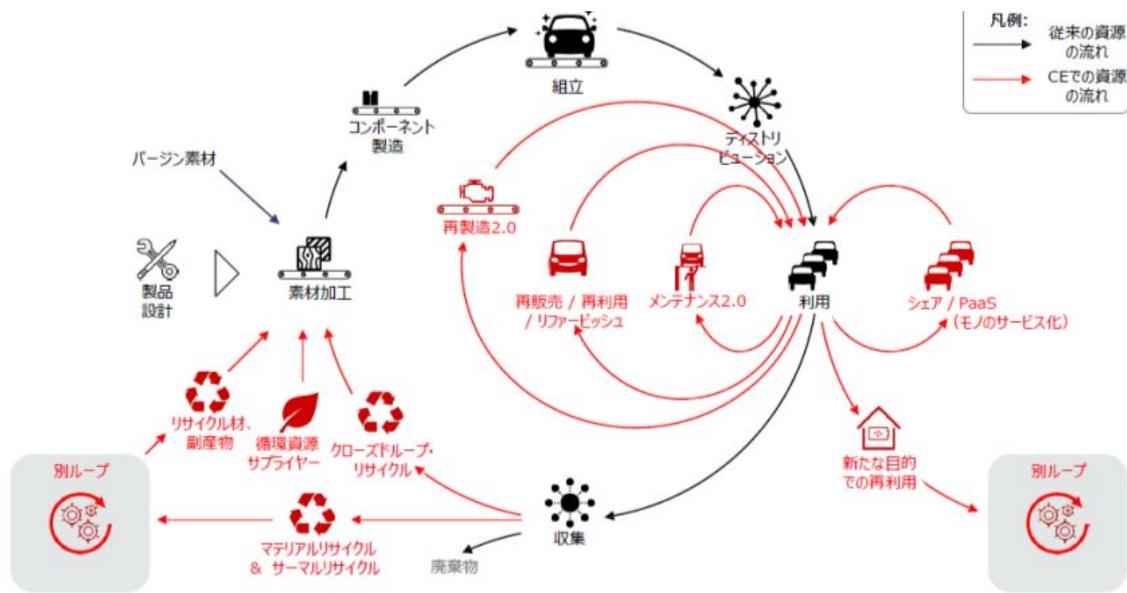
こうした動きも踏まえ、我が国において、従来からのリユース品の売買促進策に止まらず、より多角的に 2R を推進するための施策を実施・展開していくべきではないか。

また、それに合わせ、2R の市場規模を補足するデータについても、これまでのもの (商業統計表、経済センサスの公的統計や、環境省が実施した一般消費者の最終需要ベースのリユース市場規模のデータ) に加え、シェア、レンタル、リース、リファービッシュ、リマニファクチャリング等の幅広い 2R 関連取組の経済的効果を何らかのかたちで把握する手法の検討が必要ではないか。

⁹ リファービッシュ、リマニファクチャリングは、一般に、使用された製品や部品を分解、洗浄、修理などし、新品と同じ水準の製品に仕上げることを指す。明確な定義はない。自動車部品では「リマニファクチャリング」「リビルド」、PC などの IT 機器では「リファービッシュ」、建設機械では「リマン」などと呼ばれる。

¹⁰ すべてのメーカーが肯定的ということではなく、特定の製品・品目によっては、新製品の販売減を懸念して、リユース市場に否定的なメーカーも存在するとの意見もある。

図表 14 Circular Economy の概念図



出典) 経済産業省 平成 27 年度地球温暖化問題等対策調査「IoT 活用による資源循環政策・関連産業の高度化・効率化基礎調査事業 報告書」平成 28 年 3 月 (アクセンチュア株式会社)

(2) リユースとリサイクルを一体的に進めるための方策の検討

過去に環境省が実施してきた「市町村との使用済製品等のリユースモデル事業」(平成 23～26 年度)の評価や、研究会での意見として、“リユース品の買取りを希望して持参しても、買い取ってもらえない場合に持ち帰らざるを得ないことのデメリットが大きい”ことがリユースの促進を阻害する課題であることが指摘されている。このため、適法性・適正性の確保を前提とした上で、消費者が使用済み製品を引き渡す際の「リユース」と「リサイクル」の垣根を低くすることが出来れば、より多くの使用済み品をリユースとして活用できる可能性がある。

現状、廃棄物収集運搬業の許可業者とリユース業者とが連携する事例¹¹や、古着、古本等のいわゆる「専ら物」を対象とした事例¹²などにおいて、リユースとリサイクルのワンストップサービスが提供されている例もある。廃棄物処理法に基づく規制との関係にも十分に留意しつつ、更なる展開の可能性について検討していくべきではないか。

¹¹ 一般廃棄物、産業廃棄物のいずれの事例も存在しており、廃棄物収集運搬業の許可業者とリユース業者が連携する事例に加え、廃棄物収集運搬業の許可業者自らがリユースも行う事例もある。

¹² 例えば、宅配買取サービスにおいては、古着、古本についてリユース品として買取できないものをリサイクルする事例がある。消費者から見れば、リユース・リサイクルのワンストップサービスと言える。古着、古本は、一般的に専ら物として廃棄物収集運搬業の許可が不要。

(3) 環境保全以外の社会課題解決の手段としてのリユースの推進

リユースの取組は、循環型社会形成・廃棄物の発生量削減といった環境保全上の効果があるのみならず、社会的弱者への就労機会の提供、社会的取組を行うための原資の調達手段、安価な商品の提供によるセーフティネットの提供といった効果ももたらしうるとの指摘がある。

社会的弱者への就労機会の提供としては、例えば、地方自治体において家具類の再生工程においてシルバー人材を活用する事例や、企業等から提供を受けた使用済 PC の再生工程が障がい者の就労機会となっている事例などがある。

また、社会的取組を行うための原資の調達手段としては、例えば、鯖江市とヤフー株式会社とが連携した「サバオク」では、市民から提供をされたリユース品をインターネットオークションで販売、その売上を地域の環境活動に活用する事例などがある。

また、安価な商品の提供によるセーフティネットの提供としては、リユース品は、一般に、新品に比して安価に提供されるものであることから、リユース品の流通拡大は、低所得世帯の生活改善に資する側面も有している。

以上のような観点を加味し、環境問題にとどまらない広範な社会課題解決のための手段としてのリユースの活用をより積極的に推進するべきではないか。

図表 15 リユースの環境保全以外の効果・機能の評価（例）

リユースの効果・機能		具体的な事例
社会的弱者への就労機会の提供	シルバー人材の雇用創出	地方自治体の進めるリユースにおいて、家具類の再生工程においてシルバー人材センターの活用した取組が数多く見られる（例えば、町田市など）
	障がい者就労支援	企業等より使用済 PC の提供を受け、再生 PC として地域活動団体等に提供、再生工程が障がい者の就労機会となる活動。（例えば、認定 NPO 法人イーパーツなど）
社会的取組を行うための原資の調達手段	地域活動支援	鯖江市とヤフーとが連携した「サバオク」では、市民から提供されたリユース品をインターネットオークションで販売、その売上を地域の環境活動に活用する活動
	寄付・チャリティー等	市民から寄付された、まだ使用できる製品をボランティア等の協力を得て販売し、その収益を非営利活動に活用する仕組み。日本チャリティーショップ・ネットワークが設立され活動。
	学校教育支援	企業等より提供を受け、再生 PC・タブレット等を活用し、学童における教育プログラムに活用する活動。（NPO 法人 sopa.jp など）
安価な商品の提供によるセーフティネットの提供	低所得世帯への生活改善	リユース品は、一般に、新品に比して安価に提供されるものであることから、リユース品の流通拡大は、低所得世帯の生活改善に資する側面も有している。
	途上国支援など	衣類等をはじめ、不要になった製品を寄付・チャリティーとして集め、途上国へ寄贈・支援に活用している取組など。

リユースの効果・機能及び事例は一例。他には、例えば、災害時にリユース品が当面の生活を支えるケースもある。また、各活動事例は複数の効果・機能を有することもある。例えば、サバオクの取組は市民からの寄付・チャリティーの側面も持っており、また環境教育に活用される面では学校教育支援の側面も持つ。

(4) 社会の成熟化を踏まえた退蔵品等のリユース促進に向けた取組

現在、日本中の多くの家庭には、既に大量の退蔵品が存在すると想定されており、社会全体が成熟化・高齢化を迎える中で、その傾向は、さらに進展するものと予想される。

それら退蔵品のうち、まだリユース品として利用可能なものが、適切なタイミングでリユース市場に提供されれば、資源の有効利用に繋がるが、逆に、多くの退蔵品を保有したまま、その所有者が亡くなったような場合には、その相続人（ひいては、地元市町村）が、退蔵品由来の大量の廃棄物の処理に苦慮することも懸念される。

こうしたことを踏まえ、退蔵品のリユースへの排出を如何に促進するかについても検討が必要ではないか。

(5) 国・地方公共団体等のグリーン購入等におけるリユース品調達の推進

第三次循環基本計画では、国、地方公共団体の役割として「自らも事業者として、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。」と記載されているところであり、国、地方公共団体等に対しては、使用済製品のリユース品としての売却（公有財産売却）とリユース製品の優先的な調達の両面において、率先した実行が期待される場所である。

公有財産のリユース品としての売却はインターネットオークションの仕組み¹³も活用しつつ一定程度前進が見られているが、リユース製品の率先調達については一部の事例¹⁴を除き、思うように進んでいないのが現状である。

グリーン購入法の特定調達品目へのリユース製品の位置付けについての検討やガイドラインの整備等も含め、引き続き推進していく必要があるのではないか。

(6) リユース業界のコンプライアンスの徹底（消費者が安心・安全に繋がる環境整備）

リユースを推進していくためには、消費者・事業者が、引渡し・購入のいずれの場面においても、安全・安心に利用できるための環境整備が必要である。そのためにも、リユース事業者のコンプライアンスの徹底は最低限必要なことである。

これまでリユース事業者との意見交換会を継続的に開催するとともに、リユース業界に関する関係法令の整理（「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理」（平成 25 年度）、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」（平成 26 年度））を行ってきた。コンプライアンスについては、今後とも、リユース事業者との意見交換や要望等を行うとともに継続していくことが求められる。

インターネットでのリユース品の取引に着目すると、現状でも、ネット取引サービスを提供している事業者自身による自主的なサイトパトロール等が講じられているが、一方で、適正な事業

¹³ 例えば、インターネットを活用した公有財産の売却では「Yahoo!官公庁オークション」がある。

¹⁴ 地方公共団体におけるリユース品の調達事例としては、高知県黒潮町が再生 PC を随意契約にて調達（2014 年）。再生 PC 調達のきっかけは、OS の一斉更新が必要となった際、調達予算の確保のため。再生 PC の利用期間は 2 年ほど短くはなるが、新品 PC での調達に比して 3 分の 1 程度の費用で調達。

者か否かの判別が、消費者からはつきにくいので、何らかの情報共有の強化が必要との声もあり、官民連携の上、引き続きの取組が必要ではないか。

また、リユース品の輸出に着目すれば、リユース目的で輸出された使用済み電気電子機器等がバーゼル条約上の不法取引に該当する等して問題となるケースも増えているところであり¹⁵、輸出を行うリユース事業者の更なるコンプライアンス強化を図るための取組も、必要ではないか。

¹⁵ 補足：平成 28 年 5 月 15 日に主要先進 7 か国(G7)富山環境大臣会合において採択された「富山循環フレームワーク」においては、電気電子廃棄物を具体例としつつ、その輸出入の適正化を図ることにより、国際的に協調して資源効率性や 3R に取り組むという強い意志が示されている。
シップバックの相手国・地域としては香港、マレーシア等のアジア諸国・地域が大半を占めている。

4. 研究会での主な意見

平成 29 年 3 月 17 日（金）に開催された第 20 回研究会において、今後のリユース政策の方向性について下記のような意見をいただいた。研究会での意見を踏まえて、引き続き、今後のリユース政策の方向性について検討を進めていく。

（今後のリユース政策に必要な考え方について）

- サーキュラー・エコノミーのような上流の考え方をするという記載になっているが、この書き方ではこれまでの考え方を止めて新たな考え方にリプレイスするものであるように読み取れる。リユースの促進を消費者の排出段階と購入段階とに分けて整理し、推進するこれまでの方向性は、リユースによる経済価値を生み出すサーキュラー・エコノミーの方向性とも両立するものであり、消費者の排出段階と購入段階とに分けて推進することは引き続き有効な考え方である。
- 消費者の視点に立ってリユースを活用する場面を増やすことや、リユースとして排出することの利便性を高めることの必要性についても追加するべきである。
- 過去 1 年にリユース品の購入または排出をしていない人が 6~7 割いるとのことであるが、重要なのはこの人たちがなぜ利用していないかではないか。これまでのイベントやチラシを見てみると、消費者が知らないことを前提として作られているように思えるが、実際はリユースを知っていても利用しない人がいるはずであり、その理由に着目した施策が必要ではないか。
- リサイクルは定量化しやすく目標設定もしやすいが、リユースはそれが難しい。リユース促進の目標設定について議論を深め、提案できるとよい。
- リユースの促進をどう評価するのかを考えるべき。売上げの増加によって評価する方法もあれば、物質量をフローで評価すること方法もあるだろう。また、経済効果に着目する場合、自治体内での経済効果はフローでとらえれば当然赤字になってしまうので、ストックで評価していくことも重要である。これだけ長くリユース促進のための検討を行っている国は他にないと思うので、日本発のリユース評価の考え方を世界に発信できればよい。

（「(1) リユース品の売買のみに限定されない、より多角的な 2R の推進」について）

- リユース品として排出されるものには、すぐにリユースできるものと、リペア・リファービッシュに適しているものが混在しているのが現状である。これらを一体的に取扱うことができるよう、垂直的な統合を図る必要がある。今後も本研究会で議論していただきたい。
- リファービッシュなどに積極的な事業者が出てくるのは喜ばしいことであるが、集めたリユース品の中から部品を取り出して利用する事業を法律上どのように位置づけるかについて、検討が必要ではないか。
- 循環型社会推進基本法の制定以来、自治体において 3R の推進が期待されているが、効果的な施策は講じられていないと感じている。講じたいが効果的な施策がないことが問題である。静脈のみを整備するのではなく、動脈に戻していくという一体的な取組が今後求められるので、そこにリユースを組み入れていくことが重要ではないか。

（「(2) リユースとリサイクルを一体的に進めるための方策の検討」について）

- リユースとリサイクルを一体的に進めるための方策の検討は是非進めて頂きたい。もしかしたら「リユースと廃棄物」と言った方が、現状の問題点をより明確に表しているかも知れない。廃棄物処理法などの法令との兼ね合いで難しいところではあるが、これからも検討をしていくべき事項である。
- リユースとリサイクルを一体的に進めるのは良いが、リユース促進のために廃棄物処理法を変えようと考えたら短絡的である。廃棄物処理法には、廃棄物を環境保全上の支障がないように、適正に処理するという大目的があり、リユースを阻害するという側面があったとしても、その理由だけで制度を変更すべきというのは目的をはき違えている。
- リユース促進には、消費者の利便性を如何に高めるかが重要である。自治体でもリユースとリサイクルの一体的な取組を行っている事例もあるが、どうやって取り組んでいるのかをしっ

かり踏まえれば、違法回収業者対策にもつながっていくだろう。

- リユースができないものは、リサイクルとの共存性をもっと高めるべきだと思う。この点を強調していただきたい。

(「(5) 国・地方公共団体等のグリーン購入等におけるリユース品調達の推進」について)

- 国・地方公共団体等のグリーン購入は、一層の推進の余地があると思っている。昨年度「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を取りまとめたが、国・地方公共団体等でのリユース品調達はほとんどされていない実態が確認されている。手引きとして発出したことで、どのような変化があったのか国・地方公共団体等でのグリーン調達の状況についてフォローアップに力を入れるべきである。

(「(6) リユース業界のコンプライアンスの徹底」について)

- リユース業界の取り組みについて敬意を表する。一方で、違法な回収事業者の対策が講じられているにもかかわらず、実態としては全く改善されていない。新たな手口で回収する違法な回収事業者が出てきており、自治体としてもその対策に手が回っていない状況である。リユース業界からも、違法な回収事業者への対策についてアイデアがあれば伺いたい。
- 消費者が適正な事業者と違法な回収事業者とを区別できるようにするための啓発が重要ではないか。消費者にとって、適正なリユース事業者との見分けがつかないことが問題と認識しながら、「違法な回収業者には排出するな」というちらしで啓発していても、解決につながらないのではないかと。両者の違いを分かりやすくするための方策が必要である。
- 消費者の現状として、リサイクルの重要性は認識されているが、リユースの意識は高くない。そうした中で、自治体が違法な回収業者対策の啓発チラシを配り、違法な業者に出すなというメッセージが先行してしまうと、消費者はリユースするのは止めて、粗大ごみとして出してしまうと思うのではないかと。これまで、せっかく地方自治体でモデル事業を展開してきたのであるから、その成果を活かしていただきたい。自治体において、リユース推進においてできる役割をしっかりと検討いただきたい。
- 違法回収業者は本研究会の検討対象外となっているが、リユース促進の妨げになっているのであれば、本研究会でも検討すべきではないかと。包括的に検討すればよい。
- E waste を取り巻く問題について、もう少し書き加えてもいいのではないかと。
- 輸出品のトレーサビリティの強化も必要ではないかと。

(その他)

- そろそろ国による認証制度を検討してよいのではないかと。リユース事業者として、何をしてよいのか、何をしてはダメなのかをはっきりとさせる。実態としては新規参入事業者が好き勝手できる状態である。まずは、認証制度、ゆくゆくは許可制度に発展できれば、廃棄物処理法上のグレーな状態での事業という現状の課題問題もクリアにしていけるのではないかと。
- 本研究会も 20 回目をかぞえ、検討を重ねているが、かねてから話題には出て進んでいない、リユース促進のために法律を作る気があるのか。

III. リユース普及イベント「みんなリユースしてるってよ！」開催報告

1. 開催概要

「リユース」の普及を推進するイベント「みんなリユースしてるってよ！」を平成29年2月12日（日）に横浜市内で開催した。

本イベントでは環境省とリユースに関連する団体や企業が連携して実施するリユースの普及促進を図る目的のもと、団体や企業がPRブースを出展、パンフレットや商品展示を行うほか、イベントステージでは、タレント「はな」さんが出演するリユーストークショー、3Rをテーマに活動するアイドルグループの演奏や、若手お笑い芸人によるリユースをネタにしたお笑いライブを行った。

また、本年度びんリユースシステム構築に向けた実証事業のモデル事業である「びんリユースシステム横浜モデル構想（実施主体：横浜市資源リサイクル事業協働組合）において開発した新たなリユースびん入り飲料を発表、同飲料の試飲を来場者に向けて行った。

件名：リユース普及イベント「みんなリユースしてるってよ！」

日時：平成29年2月12日（日）11時～15時35分

場所：クイーンズスクエア横浜1階イベントスペース「クイーンズサークル」

（神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3）

主催：環境省

協力：一般社団法人 日本リユース機構、横浜市資源リサイクル事業協働組合、一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会、株式会社 アンカーネットワークサービス、株式会社 メディエーター

来場者数：約1,200人（延べ）

2. 実施内容

2.1 ステージでのリユース情報発信の取り組み

会場内に設置したステージにおいて、本年度環境省びんリユースシステム構築に向けた実証事業のモデル事業「びんリユースシステム横浜モデル構想（以下、横浜リユースびんプロジェクト）」にて開発した新たなリユースびん入り飲料を発表した。また芸能事務所「人力舎」所属のお笑い芸人5組によるリユースをネタにしたお笑いライブ、3Rをテーマにして活動するアイドルグループに環境省が3Rの普及を目的に制作した循環型社会推進応援ソング（曲名：巡り循環の環の中に）を演奏、加えて本イベントに協力いただいた「一般社団法人日本リユース機構」、「一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会」、「株式会社アンカーネットワークサービス」、「株式会社メディエーター」から事業説明やリユースについて考えを表明していただいた。

(1) 横浜リユースびんプロジェクトによる発表（12時30分～13時45分）

2月13日（月）から横浜市内で試験販売される新たなリユースびん入り飲料を発表するとともに本イベント限定のリユースびん入り飲料（合計300本）を来場者に試飲してもらった。

また佐々木さやか参議院議員、タレント「はな」さん（横浜出身）を交えてびんリユースに関するトークショーを行い、情報発信を行った。

発表したリユースびん入り飲料

- ・ 横浜ラガー（中身：ビール）
- ・ オリツルサイダー
- ・ ほうじ茶（試飲会限定）
- ・ 小松菜ジュース（試飲会限定）
- ・ ゆずサイダー（試飲会限定）

登壇者

- ・ 佐々木 さやか参議院議員 スペシャルゲストとして登壇
 - ・ タレント はなさん
 - ・ 横浜市資源リサイクル事業協働組合 びん委員会委員長 寺西 浩さん
 - ・ office CWs 代表 堀越 敏晴さん（デザイン制作）
 - ・ 株式会社 よこはまグリーンピース 代表取締役 椿 直樹さん（中身提供）
- 横浜リユースびんプロジェクト関係者

<びんリユースシステム横浜モデル構想（横浜リユースびんプロジェクト）>の概要
横浜リユースびんプロジェクトは環境省「平成 28 年度びんリユースシステム構築に向けた実証事業」のモデル事業として採択され、横浜市資源リサイクル事業協働組合を中心として実施する取り組みであり、新たなリユースびんを開発するするとともに環境省、横浜市、中身充填事業者等関連企業・団体と連携をとりながら神奈川県内におけるびんリユースシステムの構築を図るもの。

(2) お笑い芸人によるライブ

（11 時 5 分～12 時 10 分、14 時 10 分～15 時 15 分）

芸能事務所「人力舎」所属のお笑い芸人による、リユースをネタしたお笑いライブを実施した。登壇するお笑い芸人には事前に環境省「平成 27 年度使用済製品等リユース促進事業」で作成した「リユース読本」をデータ配布し、漫才やコントにリユースを織り交ぜ、リユースを新しい角度から来場者に向けて発信した。

出演者は「魂ず」「ダトウキョク」「アナクロニスティック」「地球」「リニア」の 5 組で 2 回の公演に出演した。

(3) アイドルグループによるライブステージ

（12 時 15 分～12 時 30 分、13 時 50 分～14 時 5 分、15 時 20 分～15 時 35 分）

3 R をテーマにして活動するアイドルグループに環境省が 3 R の普及を目的に制作した循環型社会推進応援ソング（曲名：巡り循環った環の中に）を演奏してもらい、来場者へ 3 R の重要性を発信した。

出演者は「東京 CLEAR'S」が1回目、3回目の公演、「横浜 CLEAR'S」が2回目、3回目の公演にそれぞれ出演した。

2.2 ブース出展でのリユース情報発信の取り組み

リユースに関連する団体や企業がパンフレットや商品展示、体験を通し来場者に向けてリユースに関する情報を発信し、その理解向上を図った。

展示ブースは下記3団体・2企業の協力を得て開催をした。

《出展団体・企業と内容》

一般社団法人日本リユース機構

(リユース商品の「安全・安心」の取り組みを紹介。)

横浜市資源リサイクル事業協同組合(横浜リユースびんプロジェクト)

(リユースびんとワンウェイびんの違いを当てるクイズを実施、リユースびんの特徴を紹介。)

一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会

(情報機器内における個人情報等データの消去方法や使用済電気製品に含まれる希少金属のリサイクルを紹介。)

株式会社アンカーネットワークサービス

(リユースパソコンを寄付する社会貢献活動やリサイクル技術の紹介、携帯電話の解体体験コーナーを実施。)

株式会社メディアエーター

(自社が事業展開中の「パソコン市場(いちば)」で販売しているリユースパソコンを紹介。)

2.3 来場数(詳細)

当日は延べ約1,200人の来場があった。

内訳は、ステージ観覧人数が約800人(横浜リユースびんプロジェクトによる発表:約150人、お笑い芸人によるライブ:2回のステージで約230人、アイドルグループによるライブステージ:3回のステージで約420人)、ブース来場人数が約100名、試飲会への参加人数が約300名の来場があった。

3. 当日の様子

(1) 会場全体の様子



ステージ及び観覧席



来場者の様子

(2) 横浜リユースびんプロジェクトによる発表



リユースびん入り飲料の発表



はな氏を交えたトークショー



試飲会に提供するリユースびん入り飲料（左より、ほうじ茶、ゆずサイダー、オリーブサイダー、小松菜ジュース）



試飲会の様子

(3) お笑い芸人によるライブ



「地球」によるお笑いライブ



「リニア」によるお笑いライブ

(4) アイドルグループによるライブステージ



「東京 CLEAR'S」、「横浜 CLEAR'S」によるライブステージ

(5) ブース出展の様子



ブース出展の様子



一般社団法人 日本リユース機構



横浜市資源リサイクル事業協同組合



一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会



株式会社 メディエーター



株式会社 アンカーネットワークサービス

4 . 広報等の実績

本イベント開催にあたり、環境省による報道発表及びメディア媒体への情報提供を行った。メディア媒体への情報提供では、別紙の通り資料を作成した。

4.1 イベント開催前

ラジオが1番組、新聞は2社、Webでは15のサイトで紹介された。

媒体区分	媒体名	紹介日
ラジオ	F M横浜 Lovely Day♡ ~ hana 金 ~	2月10日(金) 10時~12時
新聞	朝日新聞地方版	2月10日(金)
	神奈川新聞	2月10日(金)
Web サイト	ECI ネット	2月2日(木)
	エコナビ	2月2日(木)
	朝日新聞デジタル	2月3日(金)
	Yahoo 口コミ	2月3日(金)
	Walker Plus	2月3日(金)
	ハマイベ	2月3日(金)
	るるぶ.com	2月3日(金)
	BIGLOBE 旅行	2月3日(金)
	おでかけ旅ガイド	2月3日(金)
	ことさが	2月3日(金)
	ゆこゆこ	2月3日(金)
	スポットサーチ	2月3日(金)
	ZAQ おでかけガイド	2月4日(土)
	RECYCLE HUB	2月6日(月)
	スマイリーマム	2月7日(火)

4.2 イベント開催後

テレビが1番組、Webでは4つのサイトで紹介された。

媒体区分	媒体名	紹介日
テレビ	ジェイコム横浜「デイリーニュース横浜」	2月17日(金)
Web サイト	はまこれ横浜	2月12日(日)
	東京散歩ぼ	2月14日(火)
	タウンニュース	2月15日(水)
	リターナブルびんポータルサイト	2月17日(金)

5 . 来場者アンケート集計結果

5.1 来場者アンケートの概要

平成 29 年 2 月 12 日（日）に開催された、環境省主催のリユース普及イベント「みんなリユースしてるってよ！」においてアンケート調査を実施、来場者へのリユースに関する情報発信及び認知度等を把握した。

本イベントに来場され、ステージを観覧した方、ブースを立ち寄った方に対して、アンケート調査への協力を依頼した。アンケート調査票は説明員が手渡しし、必要に応じて設問内容の補足説明等を行いながら回答していただき、計 79 人から回答を得た。

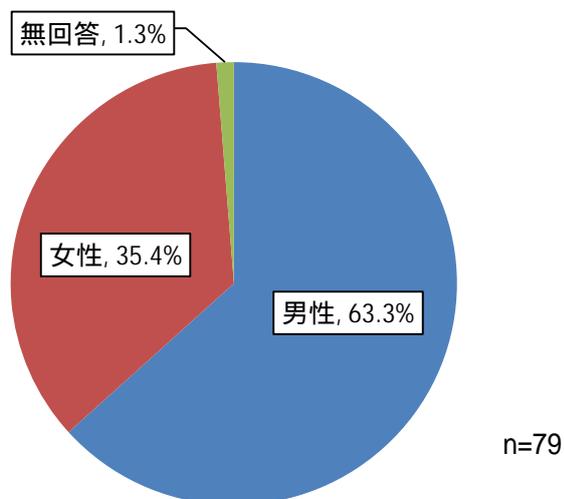
5.2 アンケート結果概要

（1）回答者の属性（性別年代）

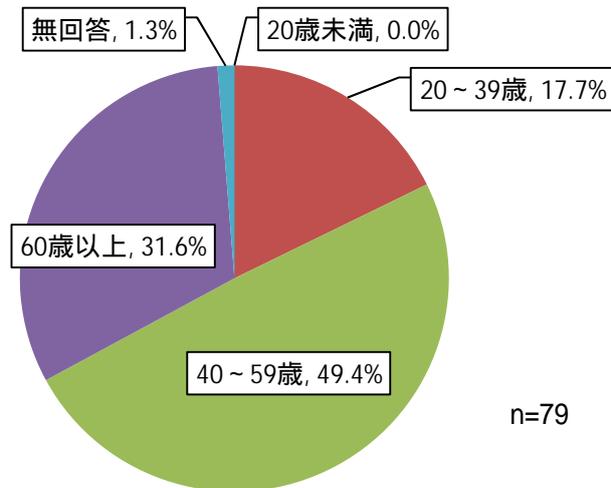
回答者の性別を見ると、男性が 63.3%（50 件）女性が 35.4%（28 件）、無回答 1.3%（1 件）であった。

また、年代を見ると、40～59 歳が最も多く 49.4%（39 件）、次いで 60 歳以上で 31.6%（25 件）であった。20 歳未満の回答者はいない。

図表 16 回答者の性別



図表 17 回答者の年代

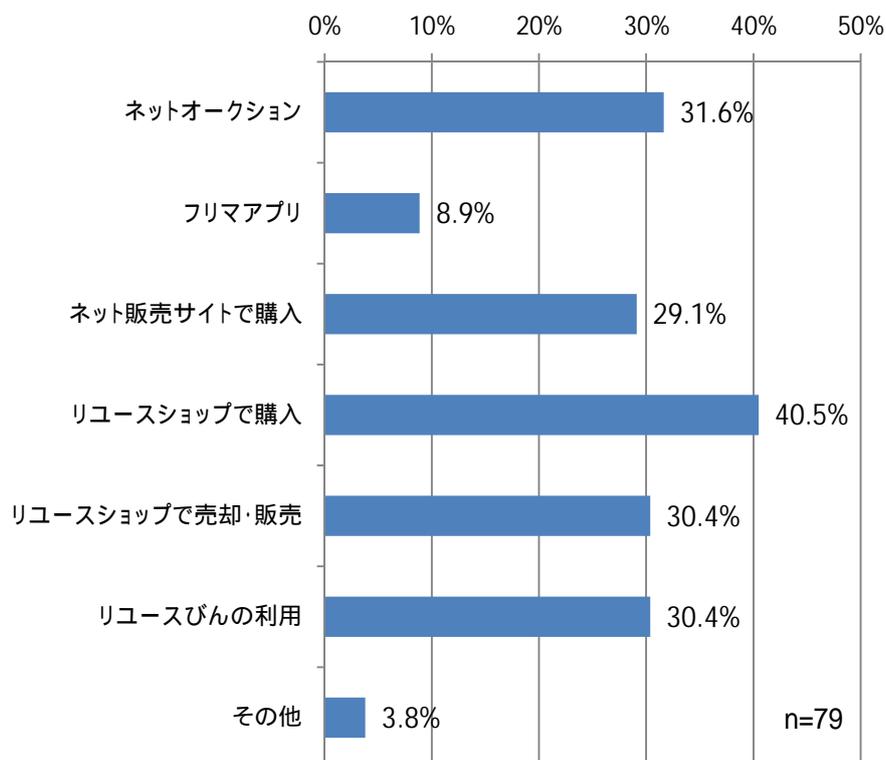


(2) リユースの取組状況について

問1 . あなたは、普段からリユースをしていますか？下記の項目でやったことがある、または利用したことがあるものを教えてください。

普段のリユースの取組状況については、「リユースショップで購入」という回答が最も多く40.5% (32件) 次いで、「ネットオークション」で31.6% (25件) となっている。ネットオークションが3割以上であったのに対して、最近登場したフリマアプリの利用は、1割未満(8.9%(7件))となっている。

図表 18 リユースの取り組み状況 (複数回答)

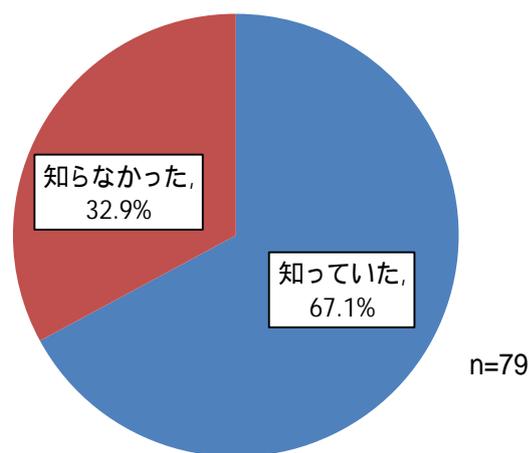


(3) リユースの認知度（環境保全上の効果）

問2. 「問1」で回答いただいた事項は、すべて「リユース」という取組です。リユースとは、リサイクルとは異なり、その製品をそのまま再利用（リユース）することでごみの量を減らしCO₂（二酸化炭素）を削減することに繋がる取組みです。このことを知っていましたか？

リユースの環境保全（ごみ減量、CO₂削減）に関する認知度については、「知っていた」という回答が67.1%（53件）、「知らなかった」という回答が32.9%（26件）となっている。

図表 19 リユースの認知度（環境保全上の効果）

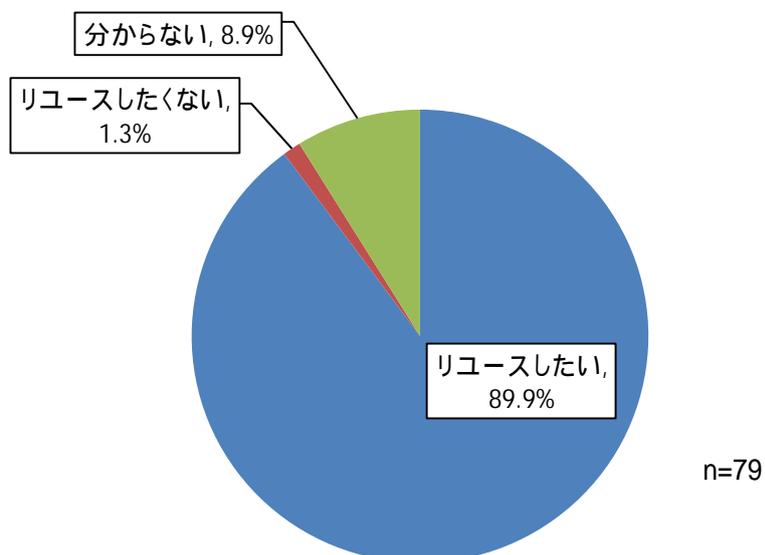


(4) リユースの取組意向

問3. 今後、リユースの取組（例えば、設問1で挙げた取組）をしたいと思いませんか。

今後のリユースの取組意向について、「リユースしたい」という回答が89.9%（71件）と9割近くとなっている。それに対して、「リユースしたくない」は、1.3%（1件）にとどまる。なお、現時点で「わからない」と回答した人は、8.9%（7件）であった。

図表 20 リユースの取組み意向



環境省「みんなリユースしてるってよ！」アンケートご協力をお願い

平成 29 年 2 月 12 日

この度は、環境省「みんなリユースしてるってよ！」にご来場下さり、誠にありがとうございました。今後のリユース普及に向けて、アンケートにご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

問 1 あなたは、普段からリユースをしていますか？下記の項目でやったことがある、または利用したことがあるものを教えてください。(当てはまるものすべてに)

- 1 . ネットオークションを利用する (例 : ヤフオク ! で売り買いするなど)
- 2 . フリマアプリの利用 (例 : メルカリで売り買いするなど)
- 3 . 中古品をインターネット販売サイトで購入 (例 : Amazonマーケットプレイスなど)
- 4 . 中古品をリユースショップで購入 (古本、古着、中古家具、中古電化製品など)
- 5 . 使わなくなった製品をリユースショップで売却・販売
- 6 . 一升びん、ビールびんなど繰り返し使われるびんを積極的に利用している。
- 7 . その他()

問 2 「問 1」で回答いただいた事項は、すべて「リユース」という取組です。リユースとは、リサイクルとは異なり、その製品をそのまま再利用 (リユース) することでごみの量を減らし CO (二酸化炭素) を削減することに繋がる取組みです。

このことを知っていましたか？ (当てはまるもの一つに)

- 1 . 知っていた
- 2 . 知らなかった

問 3 今後、リユースの取組 (例えば、設問 1 で挙げた取組) をしたいと思いますか。 (当てはまるもの一つに)

- 1 . リユースしたい
- 2 . リユースしたくない
- 3 . 分からない

問 4 ご回答者の属性について (当てはまるものに)

性 別	女性	男性		
年 齢	20 歳未満	20 ~ 39 歳	40 ~ 59 歳	60 歳以上

~ アンケートにご協力いただき、ありがとうございました ~
(お近くの係員にお渡してください)

IV. 違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーの開催

1. セミナー開催の趣旨・目的

我が国では、家電4品目を回収する「家電リサイクル法」に加え、平成25年4月から小型電子機器を対象とした「小型家電リサイクル法」が施行されたことにより、これらの使用済製品の回収と循環的な利用が進められているところである。しかし一方で、これらを違法に回収し、商売を行う違法業者が横行し、不適正な管理・処理による火災の発生や環境汚染等の問題が指摘されており、違法な廃棄物回収業者への対策の必要性が高まっている。

違法な廃棄物回収業者対策を推進するにあたり、地方自治体職員を対象とし、有識者や違法な廃棄物回収業者の摘発・指導の最前線に立った経験を持つ自治体職員などを講師として、違法な廃棄物回収業者の見分け方、違法な廃棄物回収業者を発見した際の行政対応、住民理解を得る上でのポイントや住民の不用品排出利便性を上げるための工夫などについて、実践的な能力を身につけるため、「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」を全国3地区で開催した。

2. セミナーの開催概要

「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」は、全国3地域で開催した。開催期間は、平成29年1月17日（火）、1月19日（木）、1月27日（金）の3日間、3地域合計で258名（申込者数は279名）の参加があった。

各セミナーとも10時から17時まで（休憩含む）最初に環境省より「違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について」を説明、BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏より「廃家電等の不適正処理事案対応の全体像」の講習を行った。午後からは「地方自治体の取組事例」の紹介をいただき、次いで公益財団法人産業廃棄物処理振興財団 不法投棄対応支援事業 専門家委員 岩城吉英氏より「使用済家電製品等の違法業者への指導・取締り」の講習を行い、最後にBUN環境課題研修事務所 長岡氏による「演習/意見交換、質疑応答」を行った。

地方自治体の取組事例については、東京セミナー、岡山セミナーでは福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課長 高尾 康裕氏、名古屋セミナーでは岐阜市環境事業部環境事業課 南部環境事務所長 鹿嶋 宏治氏、同環境事業課 不法投棄対策係 副主査 近藤 伸氏より紹介いただいた。

「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」開催概要

開催日程	会場	参加者	(申込者数)	事例紹介
平成29年1月27日	東京セミナー	116	129	福岡県
平成29年1月19日	名古屋セミナー	71	74	岐阜市
平成29年1月17日	岡山セミナー	71	76	福岡県
	合計	258	279	

参加者には、講演者、事務局等は含まず。

「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」プログラム概要

- 件名：環境省「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」
- 対象：都道府県及び市区町村の職員の方
- プログラム：
 - 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について
環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

 - 廃家電等の不適正処理事案対応の全体像
BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏

 - 地方自治体における取組事例。
 - 東京セミナー 福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課長 高尾 康裕氏
 - 名古屋セミナー 岐阜市環境事業部環境事業課
南部環境事務所長 鹿嶋 宏治氏
不法投棄対策係 副主査 近藤 伸氏
 - 岡山セミナー 福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課長 高尾 康裕氏

 - 使用済家電製品等の違法業者への指導・取締り
公益財団法人産業廃棄物処理振興財団
不法投棄対応支援事業 専門家委員 岩城 吉英氏

 - 演習 / 意見交換、質疑応答
BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏

各会場でのプログラム、開催状況について次ページ以降に整理する。

2.1 東京セミナー

(1) プログラム

- ・ 地方自治体における取組事例として、福岡県より発表をいただいた。
- ・ 演習、意見交換においては、6～8名程度のグループを作り、長岡氏より廃棄物の総合判断に関する演習(木くず、廃家電)を実施し、実際の立入検査を想定してロールプレイを実施、具体的な指導・取締りのための方法・手順を共有した。

開催日時	平成 29 年 1 月 27 日 (金)
会場	大手町サンスカイルーム E 室
参加者数	116 名 (申込者数 129 名)
プログラム	<p>1 . 開会・挨拶 (10 : 00)</p> <p>2 . 講義 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について (10 : 05 ~ 10 : 20) 環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室 室長補佐 森田 有一</p> <p>廃家電等の不適正処理事案対応の全体像 (10 : 20 ~ 12 : 00) B U N 環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>= = (休憩 (12 時 ~ 13 時)) = =</p> <p>地方自治体における取組事例 (13 : 00 ~ 13 : 30) 「廃家電対策事例報告」 福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課長 高尾 康裕氏</p> <p>使用済家電製品等の違法業者への指導・取締り (13 : 30 ~ 15 : 50) 公益財団法人産業廃棄物処理振興財団 不法投棄対応支援事業 専門家委員 岩城 吉英氏</p> <p>演習 / 意見交換、質疑応答 (16 : 00 ~ 17 : 00) B U N 環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>3 . 閉会 (17 : 00)</p>

(2) 開催の様子



環境省挨拶

環境省の講演の様子



長岡氏の講演の様子



福岡県 高尾氏の講演の様子



岩城氏の講演の様子



演習・意見交換の様子（１）



演習・意見交換の様子（２）



演習・ロールプレイの様子

2.2 名古屋セミナー

(1) プログラム

- ・地方自治体における取組事例として、岐阜市より発表をいただいた。
- ・演習、意見交換においては、東京セミナーと同様に、6～8名程度のグループを作り、長岡氏より廃棄物の総合判断に関する演習（木くず、廃家電）ロールプレイを実施した。

開催日時	平成29年1月19日（木）.
会場	A P名古屋名駅 B・C・D
参加者数	71名（申込者数74名）
プログラム	<p>1．開会・挨拶（10：00）</p> <p>2．講義 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について（10：05～10：20） 環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室 室長補佐 森田 有一</p> <p>廃家電等の不適正処理事案対応の全体像（10：20～12：00） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>= =（休憩（12時～13時））= =</p> <p>地方自治体における取組事例（13：00～14：00） 「不用品（無料）回収業者対策について」 岐阜市環境事業部環境事業課 南部環境事務所長 鹿嶋 宏治氏 不法投棄対策係 副主査 近藤 伸氏</p> <p>使用済家電製品等の違法業者への指導・取締り（14：00～15：50） 公益財団法人産業廃棄物処理振興財団 不法投棄対応支援事業 専門家委員 岩城 吉英氏</p> <p>演習／意見交換、質疑応答（16：00～17：00） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>3．閉会（17：00）</p>

(2) 開催の様子



環境省挨拶

環境省の講演の様子



長岡氏の講演の様子



岐阜市 鹿嶋氏、近藤氏の講演の様子



岩城氏の講演の様子



演習・意見交換の様子(1)



演習・意見交換の様子(2)



演習・ロールプレイの様子

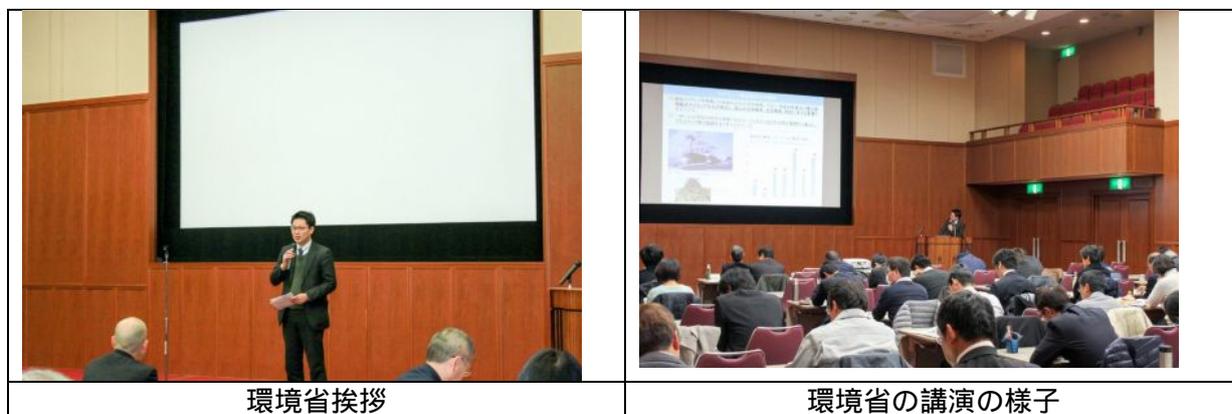
2.3 岡山セミナー

(1) プログラム

- ・地方自治体における取組事例として、福岡県より発表をいただいた。
- ・演習、意見交換においては、東京セミナー、岡山セミナーと同様に、6～8名程度のグループを作り、長岡氏より廃棄物の総合判断に関する演習（木くず、廃家電）ロールプレイを実施した。

開催日時	平成 29 年 1 月 17 日（火）.
会場	岡山国際交流センター 国際会議場
参加者数	71 名（申込者数 76 名）
プログラム	<p>1．開会・挨拶（10：00）</p> <p>2．講義 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について（10：05～10：20） 環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室 環境専門調査員 川野辺 奨</p> <p>廃家電等の不適正処理事案対応の全体像（10：20～12：00） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>＝（休憩（12時～13時））＝</p> <p>地方自治体における取組事例（13：00～13：30） 「廃家電対策事例報告」 福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課長 高尾 康裕氏</p> <p>使用済家電製品等の違法業者への指導・取締り（13：30～15：50） 公益財団法人産業廃棄物処理振興財団 不法投棄対応支援事業 専門家委員 岩城 吉英氏</p> <p>演習／意見交換、質疑応答（16：00～17：00） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>3．閉会（17：00）</p>

(2) 開催の様子





長岡氏の講演の様子



福岡県 高尾氏の講演の様子



岩城氏の講演の様子



演習・意見交換の様子(1)



演習・意見交換の様子(2)



演習・ロールプレイの様子

3. セミナー来場者アンケートの集計結果

セミナーに参加した自治体職員を対象に、実施している違法な廃棄物回収業者対策の概要、進める上での課題、セミナーに関する要望等を把握するため、アンケート調査を実施した。

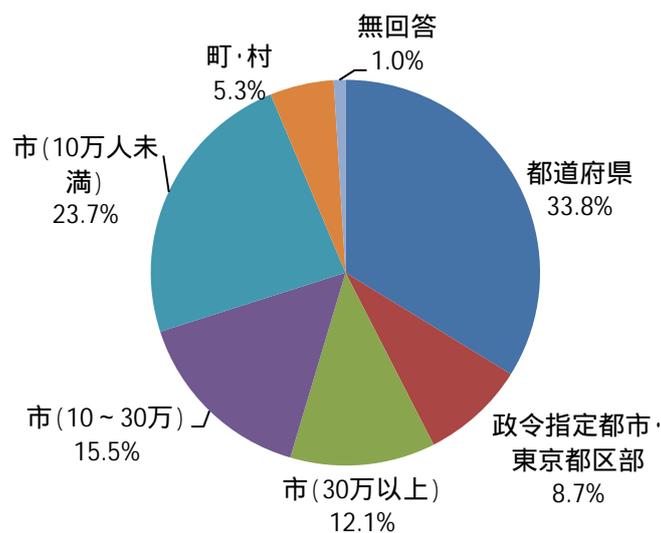
アンケート調査票は、来場時に講義資料等とともに配布し、セミナー終了後に回収した。3会場全体での集計結果について、以下に整理する。

3.1 回答者属性について

(1) 回答者の所属

「都道府県」が最も多く 33.8% (70 件)、次いで「市 (10 万人未満)」が 23.7% (49 件)、「市 (10～30 万人未満)」が 15.5% (32 件) と続く。

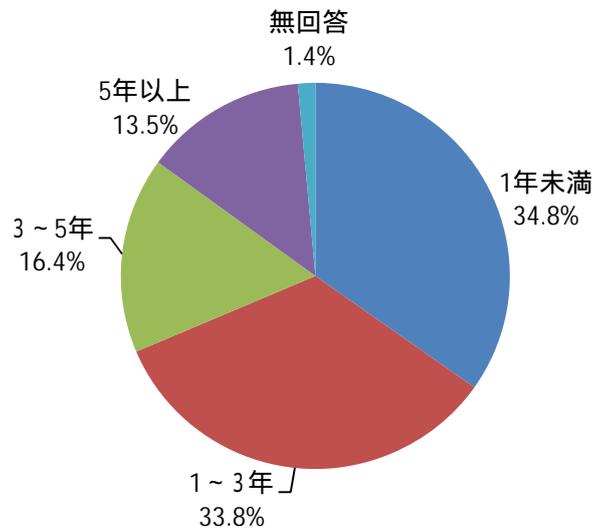
回答者の属性 (全国 3 会場の合計) (N=207)



(2) 廃棄物に係る業務経験年数

廃棄物に係る業務経験年数について、「1 年未満」との回答が最も多く 34.8% (72 件)、次いで「1～3 年」が 33.8% (70 件)、「3～5 年」が 16.4% (34 件)、「5 年以上」が 13.5% (28 件) と続く。

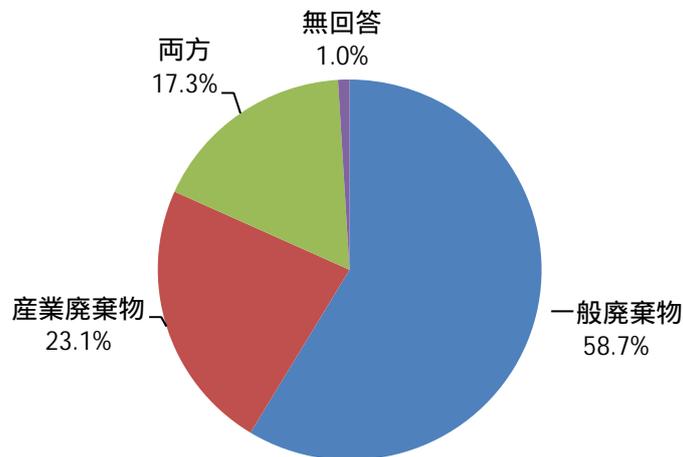
廃棄物に係る業務経験年数（全国3会場の合計）(N=207)



(3) 担当する廃棄物の種類

担当する廃棄物の種類について、「一般廃棄物」との回答が 58.7%（122 件）と最も多く、「産業廃棄物」が 23.1%（48 件）、「両方」が 17.3%（36 件）と続く。

担当する廃棄物の種類（全国3会場の合計）(N=207)

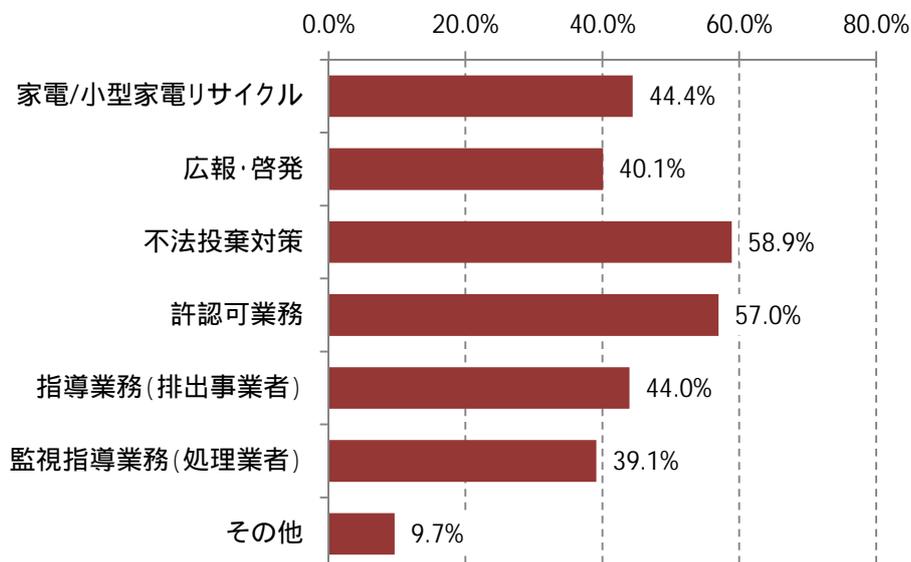


(4) 担当する業務内容

担当する業務内容について、「不法投棄対策」との回答が最も多く 58.9%（122 件）次いで「許可業務」が 57.0%（118 件）「家電/小型家電リサイクル」が 44.4%（92 件）「指導業務（排出事業者）」が 44.0%（91 件）と続く。

「その他」(9.7% 20件)では、「ごみ収集運搬、処理に関する業務」、「不適正処理事案対応」、「PCB 特措法、自動車リサイクル法など」、といった回答が挙げられている。

担当する業務内容（全国3会場の合計）(N=207)



その他の具体的な回答

<全般>

- ・廃棄物対策全般（東京会場）

<ごみ収集運搬、処理に関する業務>

- ・家庭ごみ、収集運搬、処理（市（10万人未満）、岡山会場）
- ・ゴミ減量推進業務、収集管理業務（市（10万人未満）、名古屋会場）
- ・ゴミ収集業務（市（10～30万）、名古屋会場）
- ・一般廃棄物の収集運搬処理（市（10万人未満）、東京会場）
- ・収集事務（政令指定都市・東京都区部、東京会場）
- ・ごみ集積所関係（市（10万人未満）、東京会場）

<不適正処理事案対応>

- ・無許可業者の指導（市（10～30万）、岡山会場）
- ・野外焼却指導（市（30万以上）、東京会場）

<PCB 特措法、自動車リサイクル法など>

- ・自動車リサイクル（都道府県、岡山会場）
- ・各種リサイクル法、災害廃棄物処理、一般廃棄物処理計画（市（10～30万）、東京会場）
- ・自動車リサイクル（政令指定都市・東京都区部、東京会場）
- ・PCB 廃棄物（都道府県、東京会場）
- ・リサイクル処理（都道府県、東京会場）

<その他>

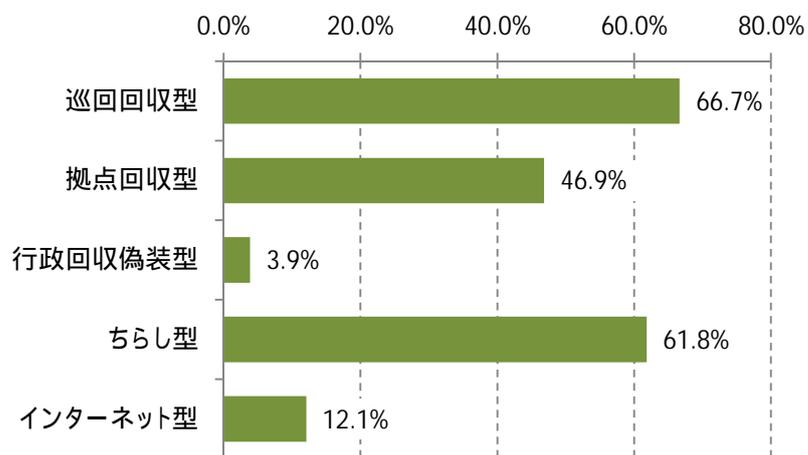
- ・廃棄物減量等推進員、路上喫煙防止、集団資源回収（市（10万人未満）、東京会場）
- ・し尿汲み取り関係（市（10万人未満）、名古屋会場）
- ・食品ロス対策（都道府県、岡山会場）
- ・掃除工場（市（10～30万）、名古屋会場）

3.2 現在問題となっている違法な廃棄物回収業者の分類

「貴自治体の管轄区域で現在問題になっている違法な廃棄物回収業者のタイプ」について、回答結果を以下に整理する。

「巡回回収型」との回答が最も多く 66.7% (138 件)、次いで「ちらし型」が 61.8% (128 件)、「拠点回収型」が 46.9% (97 件) と続く。

現在問題となっている違法な廃棄物回収業者の分類 (全国3会場の合計)(N=207)



< 選択肢の詳細 >

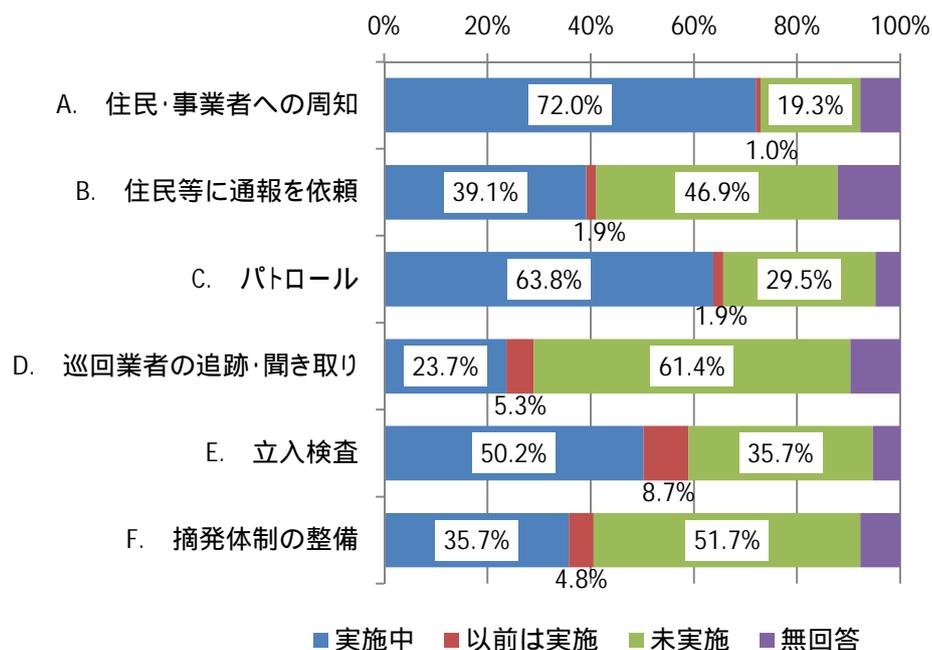
1. 巡回回収型 (軽トラック等で街宣しながら巡回して回収するもの)
2. 拠点回収型 (空き地等で「無料回収」と記載された看板等を掲げて回収するもの)
3. 行政回収偽装型 (指定した日時に、ごみステーション等を回収場所に指定して、回収するもの)
4. ちらし型 (不用品の無料回収を謳ったちらしを各家庭に配布し、回収を行うもの)
5. インターネット型 (不用品の無料回収を謳ったサイトを通じて宣伝し、回収を行うもの)

3.3 違法な廃棄物回収業者への対策実施状況

違法な廃棄物回収業者への対策実施状況について、「実施中」との回答が多いものは「A.住民・事業者への周知」との回答が最も多く 72.0%（149 件）、次いで「C.パトロール」が 63.8%（132 件）、「E.立入検査」が 50.2%（104 件）と続く。

「以前は実施」との回答は、「E.立入検査」との回答が最も多く 8.7%（18 件）、次いで「D.巡回業者の追跡・聞き取り」が 5.3%（11 件）、「F.摘発体制の整備」が 4.8%（10 件）と続く。

違法な廃棄物回収業者への対策実施状況（全国3会場の合計）(N=207)



3.4 取組みを効果的に実施する上での課題

対策実施状況に関する設問において、「実施中」または「以前は実施していた」と回答した取組みについて、取組みを効果的に実施するうえで課題となっていること/課題であったことについて、回答結果を以下に整理する。

取組みを効果的に実施する上での課題（自由記述）

- | |
|--|
| <p>【職員の人員体制について】(12件)</p> <ul style="list-style-type: none">・立入やパトロール時に従業員がいない。(無人)(都道府県、岡山会場)・人員ではなかなかパトロールまで実施できない(市(10万人未満)、名古屋会場)・人手、時間不足(市(10万人未満)、名古屋会場)・経験年数が多い人が異動して実施できにくくなった。(市(10万人未満)、名古屋会場)・人員の確保(市(10~30万)、東京会場)・職員の数が少なく、頻繁に実施できない。(市(10万人未満)、東京会場)・ノウハウの不足。人員の不足。(市(10万人未満)、東京会場)・職員体制の関係上(担当部署がないため)定期的継続的な実施が難しい。(市(10~30万)、東京会場)・関係職員の意識が異なっていたため、意識・知識の向上を図った。(都道府県、岡山会場)・職員の士気(市(30万以上)、岡山会場)・一廃部門と産廃部門の提携・温度差。ゴミステーションからの持ち去りの取り締まり(条例など)(市(30万以上)、名古屋会場)・担当職員間の当事者意識の共有(市(30万以上)、東京会場) <p>【警察との連携について】(1件)</p> <ul style="list-style-type: none">・行政の対応では相手側が廃掃法を知らずに行っている場合など、改善要求や指導程度までしかできず、相手側の情報を詳細に聞き出すことが難しいことから県及び県警との合同対応による対応を実施した。また取締りを強化し刑罰を与えるのではなくできるだけ事業者自らが努力し適正処理となるよう導くことが行政の仕事であると考えている。行政指導においては相手側の生計を壊すような取締りは困難である。(市(30万以上)、東京会場) <p>【都道府県、市区町村との連携について】(6件)</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村の動きが鈍い。市町村の問題としての意識が低く、県からの声掛けでしぶしぶ合同立入を行っている。(都道府県、岡山会場)・県と市町村との連携(都道府県、岡山会場)・回収業者、ヤード業者に対して市町村と連携して立ち入り指導している。(都道府県、岡山会場)・県と市町村、合同で回収場所への立ち入り調査を実施している。実施は数年前からだが、未だに県任せ(主体性がない、積極的でない)市町村が多い。(都道府県、名古屋会場)・産廃立入の際、家電(一廃)に係る違反を確認した場合の市との連携について具体的な取り決めがない。(都道府県、東京会場)・一廃・産廃での都道府県との協力(市(10万人未満)、東京会場) <p>【違法性判断の困難さについて】(6件)</p> <ul style="list-style-type: none">・廃棄物としてか有価物としてか見極めが難しいところがある。本人が有価物といえば有価物となるため。(町・村、岡山会場)・回収中の事業者に対して、廃棄物か有価物の明確な判断が難しい。(市(30万以上)、岡山会場)・回収業者に対し「運搬先はどこか」と問い合わせても具体的な回答はなく、追跡調査も難しい。(都道府県、岡山会場)・廃棄物か有価物の判断(政令市・特別区、岡山会場)・古物商の看板を持って有価物の買い取りを自認するが、回収した物品の解体による有価部品を取出し販売。残った部分を廃棄物として処分又は放置。(市(30万以上)、岡山会場)・有価物か廃棄物かの判断が難しい(様々なケースがあるため)(市(10~30万)、東京会場) |
|--|

【指導の困難さ】(12件)

- ・実績がないため指導の進め方聴取の方法などに自信が持てない。(町・村、岡山会場)
- ・廃棄物処理業の許可を持っていない業者に対し、廃棄物を撤去させる方法について行政指導及び行政処分などの対策が限られてしまう。(市(30万以上)、岡山会場)
- ・中国人の対応が多く、なかなか法律について伝えることが難しい。(都道府県、岡山会場)
- ・適用できる法律がない(市(30万以上)、岡山会場)
- ・指導したとしても名前や場所を変えて続ける業者がある。(政令市・特別区、岡山会場)
- ・聞きとりで名前を聞き出そうとするも、相手に「日本語がわからない」といわれてしまうとそれ以上先に進めなくなってしまう。(市(10~30万)、名古屋会場)
- ・無料回収業者について回収した家電を保管している場所(現在は回収していないと述べている)に誰かが家電を投棄してくるといっている。防止のためロープなどを設置するようにしてもらったがあまり効果がない。(都道府県、名古屋会場)
- ・相手も経験を積み行政の調査への対応もできてしまっています。(都道府県、東京会場)
- ・行政指導から行政処分に移行すると廃止届を出してくるなど片手落ちの取組みになっている。悪質業者は個人を訴えるなどあるので組織として職員を守ってほしい。訴訟サポートを充実してほしい。(都道府県、東京会場)
- ・立入検査時の対応をどのようにするか(都道府県、東京会場)
- ・制度が複雑で説明が難しい(政令市・特別区、東京会場)
- ・指導しても改善されないが「生活環境保全上の支障」があるとまで認められないため、措置命令もかけられない(都道府県、東京会場)

【市民への広報・啓発、情報発信】(22件)

- ・不用品回収業者の利便性の良さからか、住民が回収を依頼することが悪いと思っていないため、不用品回収業者を利用するものが後を絶たない。(市(30万以上)、岡山会場)
- ・地道な指導を続けているものの、利便性、経済性の高さから不用品回収業者を利用する住民が後を絶たない。(市(30万以上)、岡山会場)
- ・市民への啓発が難しい。理解がなかなか得られないように感じる。(市(10万人未満)、岡山会場)
- ・住民周知(市(10~30万)、岡山会場)
- ・ゴミだしパンフレットに掲載し、周知を行っているが記載スペースにも限りがあり、周知は不十分。巡回業者の車両を停止させ、事情聴取するのは法的根拠が不十分。(政令市・特別区、名古屋会場)
- ・分別パンフレットやチラシを作成するが、市民への周知が行き渡らない場合もある。(市(10万人未満)、名古屋会場)
- ・チラシなどで、違法業者の周知を図っているが、なかなか住民に浸透していない。(市(10~30万)、名古屋会場)
- ・広報・回覧だけでは不十分、廃棄物に関し認識が甘い。(市(10万人未満)、名古屋会場)
- ・広報やインターネットで啓発しているが見ていない層への啓発が難しい。(市(10~30万)、名古屋会場)
- ・広報紙等を利用した呼びかけ(町・村、名古屋会場)
- ・毎年発行するゴミカレンダーなどでの周知を行っているものの、市民の関心が低いように感じる。巡回型業者について実態把握ができていない。(市(30万以上)、名古屋会場)
- ・広報などで告知しても広報を受け取っていない家庭に周知されない。(広報は町内会を通して配布されるため、町内会に加入していない家庭は配布されない)(市(10万人未満)、東京会場)
- ・住民への広報をしているがそれでも回収業者に引き渡している排出者がいる。有価物と言っている業者への指導。(都道府県、東京会場)
- ・住民へ排出方法の周知は広報やチラシ等で行っているが、いまだに違法業者を利用してしまったという方がいる。(お年寄りに多い)(市(10万人未満)、東京会場)
- ・広報紙の費用。逃走車両が危険運転をする。(市(10万人未満)、東京会場)
- ・住民への周知の難しさ(市(10~30万)、東京会場)
- ・広報などと一緒にチラシを入れて全戸配布をしているがなかなか周知されないのが現状である。

(市(10万人未満) 東京会場)

- ・市民には利があるので理解されにくい(市(30万以上) 東京会場)
- ・広報のみでは市民に十分周知が行き届かない(市(10~30万) 東京会場)
- ・分別マニュアルやポスターちらしでの周知を回っているが目を通した住民が完全に理解していない。(見た時だけで忘れてしまう)(市(10万人未満) 東京会場)
- ・市民の認識の向上、人員不足、関係組織の連携強化(市(10万人未満) 東京会場)
- ・「無料」と言われると利用しなくなってしまう市民もいるのでは(市(10~30万) 東京会場)

【広報・啓発の効果測定の困難さ】(5件)

- ・広報・啓発については、その効果を測定することが困難。(都道府県、岡山会場)
- ・啓発などの効果が見えにくい点(市(30万以上) 岡山会場)
- ・現在はHPと告知放送で周知しているが、効果があるのか不明。(市(10万人未満) 岡山会場)
- ・インターネットやチラシを配布しても、実際にどのように行われているか不明であり、被害の声も届かない。被害の声がないということは、被害がないからと判断できない点だ。(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・チラシなどで周知してもどの程度効果があったか検査できない。(市(10~30万) 東京会場)

【違法な廃棄物回収業者の実態把握について】(9件)

- ・回収業者の発見(回収しているまたは回っている現場)(政令市・特別区、東京会場)
- ・不用品回収業者が実際に廃棄物を無許可運搬、不適切処理を行っている現場を押さえないと的確な指導ができない。(政令市・特別区、東京会場)
- ・巡回業者の所有者などを調査できない(廃棄物処理法23条の5は都道府県知事?)(市(30万以上) 東京会場)
- ・不用品回収のチラシの連絡先がフリーダイヤルのことが多い。また業者名が記載されている場合に直に当たっても、フリーダイヤルの電話先から指示を受けて回収を行っていると称し、その者の氏名を明かさないケースもあり、事態把握に苦慮している。(都道府県、東京会場)
- ・インターネット公告型回収における実務行為の確認が困難であること(都道府県、東京会場)
- ・立入時に事務所の実態についてつかみづらい(担当者、物の引き上げ等)。その後一定期間を置いて再聞する等、動きに即応して対応しづらい(市(30万以上) 東京会場)
- ・ごみ集積所からの資源物(古紙類)の持ち去り(東京会場)
- ・現場に責任者がいない(外国人、言葉が通じない)、責任者に連絡がつかない。(都道府県、東京会場)
- ・パトロールを実施しても回収業者を発見することができない。ちらし型のため指定日のどこに現れるかわからないこと、県外の業者のため接触する機会が少ないことが課題である(都道府県、東京会場)

【その他】(7件)

- ・拠点型の回収業者の事業場には人がいないことが多く、話を聞くことが困難である。(都道府県、岡山会場)
- ・以前は拠点回収型があり、立ち入り検査で行政指導を行った。(市(10万人未満) 岡山会場)
- ・条例に基づいて実施している。(鳥取県使用済み物品等の放置防止に関する条例)(都道府県、岡山会場)
- ・経費削減のため周知が困難(政令市・特別区、岡山会場)
- ・ゴミステーションでのパトロールでは市職員が立っていると、業者は来ないことが多い。持っていたもので不要部分だけ残したりほかの場所に捨てている者がいる。(市(10~30万) 名古屋会場)
- ・休日パトロールを実施している。(都道府県、東京会場)
- ・法的事項の確認(政令市・特別区、東京会場)

3.5 取組みを行っていない理由

対策実施状況に関する設問において、「未実施」と回答した取組みについて、実施していない理由」について、回答結果を以下に整理する。

【職員の人員体制・実施体制について】(34件)

- ・組織体制の未整備と知識の未収得(町・村、岡山会場)
- ・職員の体制が整っていない。調整中。(市(10~30万)、岡山会場)
- ・パトロール車両などの不足。(都道府県、岡山会場)
- ・担当部局自体の体制が整っておらず、連携できていない。(市(30万以上)、岡山会場)
- ・ほかの業務との関係であまり廃棄物回収業者に対する監視に時間を回せない。(都道府県、岡山会場)
- ・実施する余裕がない。(市(10万人未満)、岡山会場)
- ・マンパワーが足りていない(市(30万以上)、岡山会場)
- ・体制が整っていない。(政令市・特別区、岡山会場)
- ・人員がない(市(10万人未満)、岡山会場)
- ・マンパワー不足、対応するためのマンパワーがない。重大な違法案件でないため都度摘発している。(政令市・特別区、岡山会場)
- ・人員不足(町・村、岡山会場)
- ・行う余裕がない(市(10万人未満)、名古屋会場)
- ・人員不足(市(10万人未満)、名古屋会場)
- ・手が回らない、人員不足。(市(10万人未満)、名古屋会場)
- ・人手、時間不足(市(10万人未満)、名古屋会場)
- ・体制が整っていないため(知識不足など)(市(10万人未満)、名古屋会場)
- ・知識や人員の不足(市(30万以上)、名古屋会場)
- ・人員不足(市(10~30万)、名古屋会場)
- ・職員の数が不足している。(市(10~30万)、名古屋会場)
- ・人員不足(町・村、名古屋会場)
- ・対応可能な職員数の確保ができない。市内5つの警察署の対応に差があり、対応してくれない署がある。(政令市・特別区、東京会場)
- ・職員が少ない。巡回業者に会わない。(市(10万人未満)、東京会場)
- ・職務の中での優先順位が高くないため(もしかしたら担当のやる気次第)(政令市・特別区、東京会場)
- ・自治体、機関間の温度差、経験の不足(都道府県、東京会場)
- ・職員の数少なく、対応が困難。(市(10万人未満)、東京会場)
- ・立入検査において人数的制限が大きい。(市(10~30万)、東京会場)
- ・職員体制の関係上(担当部署がないため)定期的継続的な実施が難しい。(市(10~30万)、東京会場)
- ・人員不足などで調査ができない。(市(10万人未満)、東京会場)
- ・他の業務と兼務していて手が回らない(町・村、東京会場)
- ・市民への啓発については他の所管であるため、具体的な内容は把握していません。(市(30万以上)、東京会場)
- ・立入検査等は事前準備に時間がかかってしまい、業務上後回しになってしまう(市(10~30万)、東京会場)
- ・人員不足のため、行政内で優先順位が低い(実害がない)(市(30万以上)、東京会場)
- ・人材不足、具体的手法の蓄積不足、他機関との連携不足(政令市・特別区、東京会場)
- ・人手不足(政令市・特別区、東京会場)

【職員の知見・ノウハウについて】(8件)

- ・ノウハウがない。(町・村、名古屋会場)
- ・当事者が不利益にならないため行政として後回しになっている。知見不足(市(10~30万)、

東京会場)

- ・具体的な実施方法がわからないため(市(10万人未満) 東京会場)
- ・前例がないため、わからないことが多い。(市(10万人未満) 東京会場)
- ・住民からの通報に基づいてパトロールを行ったり、対象先に聞き取り等は行っているが、常時の担当業務としての認識が浅く、組織的にも整備がなく、対応が遅れている。(政令市・特別区、東京会場)
- ・ノウハウの不足(市(10万人未満) 東京会場)
- ・取り組みについて知識がないため。(市(10万人未満) 東京会場)
- ・ノウハウがない(市(10~30万) 東京会場)

【警察、国、都道府県・市区町村との連携について】(9件)

- ・一般廃棄物対策は基本的に市町村がまず主体となるべきものであり市町の意向(熱意)が前提となる。(都道府県、岡山会場)
- ・市町村との更なる連携が必要(都道府県、岡山会場)
- ・啓発は住民に近い市町村に任せている面がある。(都道府県、名古屋会場)
- ・市の所管ということで、追跡聞き取りはしていないが、違法性が高いとみられる場合は市への情報提供している。(都道府県、東京会場)
- ・一般廃棄物であり市町村で対応。(都道府県、東京会場)
- ・警察が「検察が起訴しない」等の理由でなかなか動かず連携が取れない。また、警察・当市の知識不足(市(10万人未満) 東京会場)
- ・一般廃棄物は県の扱いではないといわれたため。(市(30万以上) 東京会場)
- ・市と具体的な協議をしていない段階であることから今後実施に向けて動き出す可能性がある(都道府県、東京会場)
- ・市町村が指導主体であるため(都道府県、東京会場)

【違法な廃棄物回収業者の実態把握について】(9件)

- ・まだ巡回業者の追跡の実績がない。(市(10万人未満) 岡山会場)
- ・所有者等グレーゾーンが多いため(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・定期立入で十分対応可能。(市(30万以上) 名古屋会場)
- ・無料引き取りのため住民からの通報などの事例がほとんどないため(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・巡回業者の追跡等はなかなか困難であるため(都道府県、東京会場)
- ・無料回収の軽トラが周回しているが他自治体からの越境と考えられ有効な対策がとりにくい(政令市・特別区、東京会場)
- ・業者の拠点があるため立入検査の実施は難しい(都道府県、東京会場)
- ・現行犯でおさえるのが難しい。最後まで追跡するのが難しい(市(10~30万) 東京会場)
- ・パトロール時に行き会うことがない(ちらし配布がほとんど)(市(10万人未満) 東京会場)

【市民への広報・啓発について】(2件)

- ・利用しないよう注意喚起はできても通報を依頼するなど強制できない(市(10万人未満) 東京会場)
- ・周知内容の不足。個別に通報があった場合は、以後の通報も依頼されている。(政令市・特別区、名古屋会場)

【対策の必要性が低いこと】(13件)

- ・住民に被害が出ていないため警察の優先順位が低い。帳簿などの書類を残していないことが多く証拠がそろわない。(市(30万以上) 岡山会場)
- ・現時点では優先順位が高い業務ではないという意識になっている。(市(30万以上) 岡山会場)
- ・したところで結果に結びつかない(市(30万以上) 岡山会場)
- ・ヤード業者少ない(市(10~30万) 岡山会場)
- ・市民への簡単な周知以上の対策に取り組むほど大きな問題になっていない。(市(10万人未満) 名古屋会場)

- ・巡回業者の通報があまりない。(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・違法回収業者が存在しないため(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・実施に至る事例がない(市(10万人未満) 東京会場)
- ・0件ではないがほとんど見かけない。(町・村、東京会場)
- ・まだ大きな事案となっていないため今後は対策が必要と考えている。(市(10万人未満) 東京会場)
- ・特に問題になっていないから。(市(10万人未満) 東京会場)
- ・特に通報等がないため(市(10~30万) 東京会場)
- ・回収業者が今のところいない(町・村、東京会場)

【その他】(9件)

- ・依頼していないが市町村役場を通じて情報が入るため。(都道府県、岡山会場)
- ・すべてを把握していないため不明(都道府県、岡山会場)
- ・住民からの通報は受け付けているが、行政がことさら住民サイドに立つと業者の姿勢を硬直化させ、行政指導が困難になることを懸念している。(市(30万以上) 名古屋会場)
- ・条例がないため住民に通報を依頼していない。依頼はしていないが連絡は来ている。(市(10~30万) 名古屋会場)
- ・電話などによる指導にとどまっている。(市(10~30万) 東京会場)
- ・直接住民と接触する機関ではない。排出事業者との接触は別目的であるため広報・周知指導を行う機会がないため。(都道府県、東京会場)
- ・形だけでやってないに等しい。形だけなら程度の違いはあれどやっている。形だけになるのは法律がしっかりしていないからです。(市(30万以上) 東京会場)
- ・回収業者への対応を始めたばかりのため(政令市・特別区、東京会場)
- ・市民にとって回収処理をしてもらえる利点のみのイメージが強くて取締り要望が低い(市(10~30万) 東京会場)

3.6 取組みを実施していくために求める国からのサポート

「今後、取組みを実施していくにあたり、国からどのようなサポートがあればよいと思いますか。」との設問について、回答結果を以下に整理する。

【研修・セミナーの実施】(12件)

- ・セミナー等を継続して開催してほしい。(市(10万人未満) 東京会場)
- ・取締りに関するセミナーを継続してほしい。(市(10万人未満) 東京会場)
- ・今回のような講習会や情報提供。(市(10万人未満) 東京会場)
- ・今回のようなセミナーを受ける機会を増やしてほしい(政令市・特別区、東京会場)
- ・このようなセミナーで今のところ十分です(町・村、東京会場)
- ・人材支援、財政措置の充実、ロールプレー研修などの実施(町・村、岡山会場)
- ・ロールプレイングなどのセミナーなどを増やしてほしい。(市(30万以上) 岡山会場)
- ・研修機会の増加(都道府県、岡山会場)
- ・定期的、広範囲での研修(市(30万以上) 岡山会場)
- ・今回のようなセミナーを開催していただけると職員の知識の向上になると思います。(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・事例の紹介。今回のような研修。(市(10万人未満) 東京会場)
- ・都道府県、市町村の担当者が意見交換できる場を定期的に設けてほしい(セミナー等)(都道府県、東京会場)

【事例の紹介等、情報提供】(11件)

- ・全国の取締事例を各自治体(県、市町村)に積極的に周知してほしい。成功例は、今後の取締りに非常に参考となる情報であるため(都道府県、東京会場)
- ・輸出業者に関する情報の提供(都道府県、岡山会場)
- ・他市との取組状況の情報提供(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・他市での実例を教えてください(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・事例共有(市(10~30万) 名古屋会場)
- ・定期的に事例を情報提供していただくなど(町・村、東京会場)
- ・情報提供(政令市・特別区、東京会場)
- ・事例の紹介。今回のような研修。(市(10万人未満) 東京会場)(再掲)
- ・情報提供(市(10万人未満) 東京会場)
- ・実施実例を多く紹介してほしい(参考にしたいため)(市(30万以上) 東京会場)

【専門家の派遣】(4件)

- ・指導教官の派遣(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・専門職員の市町村などへの派遣。(都道府県、岡山会場)
- ・国の担当者の出張など(市(10~30万) 名古屋会場)
- ・総合判断説の相談に乗っていただけるとありがたい。(市(10~30万) 東京会場)

【マニュアルの作成】(10件)

- ・実践的マニュアルの作成、配布。(都道府県、岡山会場)
- ・指導マニュアル作成、配布。(市(30万以上) 岡山会場)
- ・マニュアル化(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・違法回収業者の指導マニュアルの配布など(市(10万人未満) 岡山会場)
- ・マニュアル、指針を示してほしい。(市(10万人未満) 岡山会場)
- ・立入検査マニュアルなどの作成。(政令市・特別区、岡山会場)
- ・事例のとりまとめ、立ち入りマニュアル作成、研修会(都道府県、名古屋会場)
- ・行動マニュアル(市(10~30万) 名古屋会場)
- ・対応マニュアルの配布(町・村、東京会場)
- ・押さえるべきポイントをまとめた(裁判になった際を含め)対応マニュアルがあると心強い(都

道府県、東京会場)

【市民向けの普及啓発】(5件)

- ・消費者向けのパンフレットなどがもう少し具体的であればより説明がしやすいと思います(どんな業者がどんなことをしたらダメなのかそんな業者に渡したら具体的に何がいけないのか等)。また、無料回収や、店舗を装ったヤード業者など、一見してその場では指導できない、いわゆるグレーの業者が多く、指導しようにも動けない、といった声もあります。グレーな業者に対する指導マニュアルなどがあれば助かります。(政令市・特別区、岡山会場)
- ・啓発物品(チラシ等)の配布(市(10万人未満)名古屋会場)
- ・チラシ、HPはありがたい(市(10~30万)名古屋会場)
- ・回収業者は、あくまでも違法業務であり、犯罪であることを分かりやすく周知してほしい(市(10~30万)東京会場)
- ・電化製品などについては拡大生産者責任を増やすこと。廃棄物に関する情報が市民に伝わっていないのでもっとPRする。(市(30万以上)東京会場)

【法整備、指針・通知等について】(17件)

- ・3月19日付通知のみではなく明確な条文化が必要である。(警察の担当者によって対応が異なる)(市(30万以上)岡山会場)
- ・法の整備(市(30万以上)岡山会場)
- ・法的な制度の作成。(市(10万人未満)東京会場)
- ・明確(単純)な判断基準(市(30万以上)岡山会場)
- ・全国的な問題であり、法的な取り組みがなされるのが良いと思います。(都道府県、岡山会場)
- ・法整備、自治体であれば条例制定サポート(市(10万人未満)名古屋会場)
- ・行政機関だけでなく、公私の団体に対する照会を可能にする法改正。(政令市・特別区、名古屋会場)
- ・法、要領、マニュアルなどの内容をできるだけ明確にわかりやすくしてほしい。(都道府県、名古屋会場)
- ・通知だけでなく法や省令などの整備。(都道府県、岡山会場)
- ・サポートはいいですね、法律を改正してください。通知ごときで済ませないでください。(市(30万以上)東京会場)
- ・インターネット公告型等の拠点が不明な業者への指導方法等に関する通知(助言)があると良いと思う。(都道府県、東京会場)
- ・合同立ち入り、有価物か廃棄物かを判断する強い根拠法令等の整備(市(10~30万)東京会場)
- ・自り法のように、家電R対象品も事前にリサイクル料金を取る仕組みになればよいと思う。(都道府県、東京会場)
- ・現在の家電リサイクル券の購入等が不使すぎる(コンビニ等でもできるように)(市(30万以上)東京会場)
- ・家電リサイクル対象品目以外の有価スクラップの大量保管による景観悪化や道路ギリギリまでの保管に対応できる法規制をお願いしたい(都道府県、東京会場)
- ・特定家電リサイクル法の小売業者に対する罰則の創設など法整備に関するサポート。ポスターなどの作成、配布。自治体の疑義に対する明確な回答。(市(30万以上)岡山会場)
- ・製造メーカー、大型量販店での取り組みへの補助が全支給(努力しているメーカー等を育て適正ルートを確立することが1番と思う)(市(30万以上)東京会場)

【連携促進のための働きかけ(警察、都道府県、市区町村)】(6件)

- ・連携とれるようサポートお願いしたい。(市(10~30万)岡山会場)
- ・市町村の自主的立ち入りなど促進。(都道府県、岡山会場)
- ・市町村、県、警察、国でそれぞれ連携できる体制ができればよいと思う。廃棄物をどこに持っていくのかヤード場所のリストが見ることができればよいと思う。(都道府県、岡山会場)
- ・警察との連携支援(市(10万人未満)名古屋会場)
- ・警察と連携して家電リサイクル品目のみならず、廃家電全体の取り締まりをできる体制を作っ

ていただきたい。(市(30万以上) 東京会場)

- ・市町村まかせでなく、広域的に取り締まる仕組みが必要だと思います。(政令市・特別区、東京会場)

【立入検査への同行など人力的サポート】(7件)

- ・立ち入り検査への同行、アドバイス(市(30万以上) 岡山会場)
- ・立入検査への同行。産廃のようにモデル事業や補助があるとよい。(政令市・特別区、東京会場)
- ・市町村・都道府県・国で合同立入検査(市(10~30万) 東京会場)
- ・同行指導(市(10万人未満) 東京会場)
- ・人力的サポート(市(10~30万) 東京会場)
- ・積極的な行政処分・廃棄物認定を行うため現場への同行サポート制度等がもっとあればよい。(都道府県、東京会場)
- ・事例集等のデータによる支援も必要であると思いますが、立入検査の人的な支援も必要であると思います。(市(30万以上) 東京会場)

【費用に関する支援(補助金)】(2件)

- ・外国人が行っている事業所に立ち入りすることが多いので支援がほしい。(都道府県、岡山会場)
- ・啓発のための補助が必要(都道府県、東京会場)

【その他】(3件)

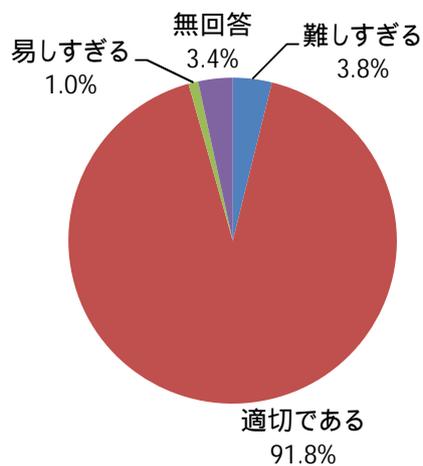
- ・県外からの巡回型回収業者が多いので指導が難しい。(市(10万人未満) 名古屋会場)
- ・企業の廃業・倒産などで処理ができない残置物の処理に係る支援(市(10万人未満) 東京会場)
- ・中部経済産業局みたいに小型家電から金を取り出す学習(学校)をしてもらい、外国にみすみず金を流出させないようにPRしてもらいたい。(市(10万人未満) 東京会場)

3.7 セミナーに対する理解度・評価について

(1) セミナーの難易度

セミナーの難易度について、「適切である」との回答が最も多く 91.8%(191 件)となっている。

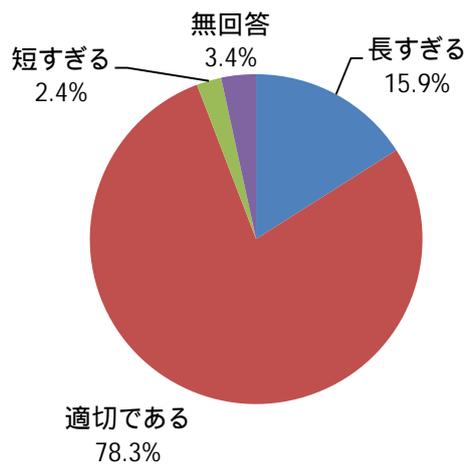
A. セミナーの難易度 (全国 3 会場の合計) (N=207)



(2) 全体の時間について

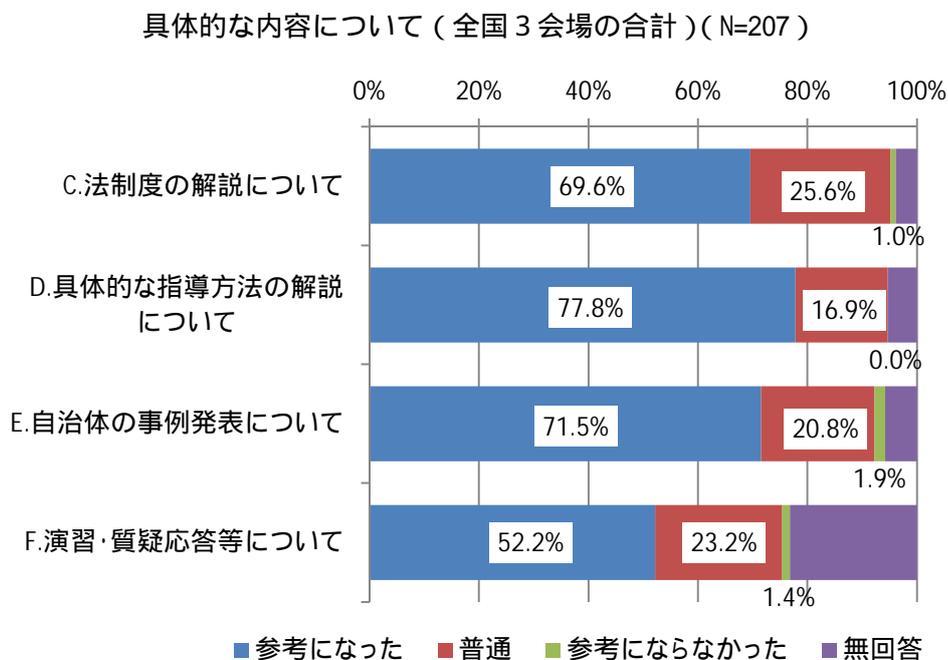
全体の時間について、「適切である」との回答が最も多く 78.3% (162 件) となっている。次いで、「長すぎる」との回答が 15.9% (33 件) となっている。

B. 全体の時間について (全国 3 会場の合計) (N=207)



(3) 具体的な内容について

具体的な内容について、「参考になった」との回答は「D.具体的な指導方法の解説」が最も多く77.8%（161件）、次いで「E.自治体の事例発表について」が71.5%（148件）、「C.法制度の解説について」が69.6%（144件）と続く。いずれの項目も、「参考にならなかった」との回答は2%以下であり、おおむね満足をいただけたと考えられる。



3.8 セミナーに関する要望等（自由記述）

【講演内容に関する感想】

- ・ 廃家電などの不適切処理事業対応の全体像（長岡氏）は、春の広島 YMCA での講義と同内容でしたので、再確認できた。 使用済み家電製品などの違法業者への指導取締り（岩城氏）は、具体的な手順など参考になった。現実的に取り組めるものと難しいものもあると感じた。（町・村、岡山会場）
- ・ 岩城氏の講義はユーモアあふれ聞き入ってしまった。（市（10万人未満）、名古屋会場）
- ・ 講師は最適であったと思う。（都道府県、東京会場）
- ・ 長岡先生、ギャグを交えた話が面白いです。高尾先生は参考になりました。岩城先生は迫力のある講演でした。（都道府県、東京会場）
- ・ 先生の話が聞き取りやすく資料もカラーでありがたい（都道府県、東京会場）
- ・ 廃棄物の担当になったばかりでよいセミナーになりました。（市（10～30万）、岡山会場）
- ・ とても勉強になりました。ありがとうございました（政令市・特別区、東京会場）
- ・ ありがとうございました（市（10～30万）、東京会場）
- ・ 分かりやすく解説していただき、ありがとうございました（町・村、東京会場）

【セミナーのプログラムについて】

（事例紹介について）

- ・ 今後も具体的な事例を多くしていただければ現場としてありがたいです。（都道府県、岡山会場）
- ・ 指導方法の具体的なことを聞かせていただけてとてもよくわかりました。（都道府県、岡山会場）
- ・ 講師の方やほかの自治体の方の話を聞いて、業務に対する取り組み意欲高まりました。（都道府県、岡山会場）
- ・ 具体的な例が聞けてとてもよかった。（市（10～30万）、名古屋会場）
- ・ 事例を交えての解説はわかりやすかった。（市（10万人未満）、東京会場）
- ・ 各都道府県対象で取り扱った産業廃棄物の検挙事例について（都道府県、東京会場）
- ・ 写真などを使用し、実際の立ち入り検査の内容を紹介して下さった点は参考になった。同じ立場の自治体同士で演習できたことが参考になりました。（市（10～30万）、東京会場）
- ・ 違法な廃棄物回収業者への事案が現在までほとんどないことから、事例を知れたことが良かった。都道府県の対応を知れたことが良かった。（総合判断説）（都道府県、東京会場）
- ・ 実践内容を多く知る機会を得られたことで今後本市における取り組みの参考になりました（市（30万以上）、東京会場）
- ・ 具体的な手法を説明していただき参考になりました（政令市・特別区、東京会場）

（実務に沿った内容）

- ・ 考え方だけでなく、調査や立ち入り検査の具体的な手法が大変勉強になった。（市（30万以上）、岡山会場）
- ・ 知識があまりないので、理解できるか不安でしたが非常にわかりやすかったです。もっと勉強したいと思うセミナーでした（市（10万人未満）、岡山会場）
- ・ チラシから違法性の判断ポイントが分かってよかったです。（市（10万人未満）、名古屋会場）
- ・ 家電の内容に特化した説明会でとても深く理解できました。ありがとうございました。（市（10万人未満）、名古屋会場）
- ・ 知識不足であり対策が行われていなかったが今後の業務の非常に参考になりました。（市（10万人未満）、名古屋会場）
- ・ 講義はどれも具体例がありわかりやすく参考になった。演習は面白かった。（政令市・特別区、東京会場）
- ・ 全般に実践的、具体的でよかったと思います。（都道府県、東京会場）
- ・ 現場に沿ったセミナー内容で特に役に立った。2020年東京大会を控え産廃物は増加するので今後もセミナー回数を増やしてほしい。（都道府県、東京会場）
- ・ 立入検査時の手法や実際現場への対応術などがあり大変参考になった（市（10～30万）、東京会場）

(演習・意見交換について)

- ・参加型が大変良かった。参加型重視でまたセミナーを実施されることがあれば是非参加したい。(政令市・特別区、岡山会場)
- ・継続的にセミナー開催してほしい。不法投棄について家電製品、自転車などには製造番号が刻印されたりしている。これを活用して登録制度みたいにしてほしい。(市(10万人未満)岡山会場)
- ・最後の演習は大変参考になりました。(市(10万人未満)岡山会場)
- ・事例や演習などもあり退屈しなかった。(市(30万以上)岡山会場)
- ・演習は不用品回収の事例をメインにしてほしい。(都道府県、岡山会場)
- ・演習を行うことにより、理解度がわかるので有用だと思えます。(政令市・特別区、名古屋会場)
- ・演習を見ることができ実際はこんな雰囲気かと参考になりました。(市(10~30万)名古屋会場)
- ・講義だけでなく、演習もあり理解しやすかった。(市(10~30万)名古屋会場)
- ・演習の進め方をもう少しはじめの方に解説してほしい。(都道府県、名古屋会場)
- ・具体的な立ち入り検査のロールプレイングがあったこと(町・村、名古屋会場)
- ・演習事例があると参考になったかもしれない(都道府県、名古屋会場)
- ・演習があつて理解が深まった。(町・村、東京会場)
- ・他自治体職員と意見交換ができたこと。(都道府県、東京会場)
- ・最後の演習ではいろいろな地域の方々と意見交換ができてよかったと思えました。(町・村、東京会場)
- ・自己紹介が大変だった。(市(10万人未満)東京会場)
- ・グループでの話し合いで改めて事前にどのような内容を確認すべきか、整理(準備)することの大切さを感じることができた。(都道府県、東京会場)
- ・演習をすることによってグループ討議をし、理解が深まった。(市(10~30万)東京会場)
- ・グループ討議が特にためになった。(市(10万人未満)東京会場)
- ・グループ討議で事例に沿った対応が考えられたのでよかった。(市(10万人未満)東京会場)
- ・演習がよかった(市(10~30万)東京会場)
- ・演習で他自治体の考え方を知ることができて参考になった(都道府県、東京会場)
- ・実習を行うことで実際の現場でも役に立たせることができる(都道府県、東京会場)
- ・演習の検討時間が少なかったです。シミュレーションは参考になりました(都道府県、東京会場)
- ・演習があつたのは良かった(市(30万以上)東京会場)
- ・演習の時、グループ内での声が聞きづらかった(グループ間が近い)。(市(30万以上)名古屋会場)

(その他)

- ・特に巡回型への対応について実践してみたいと思えました。(市(10万人未満)岡山会場)
- ・小型家電の回収の普及啓発と合わせて不用品回収業者についての注意喚起を行いたいと思ひ参加させていただきました。どの講義も大変ためになるものばかりでとても勉強になりました。ありがとうございました。小型家電の場合、無料回収の段階では、直ちに違法とは言えないが、その後のフロー次第では不許可での一廃(家庭の場合)収集運搬及び場合によっては処分に該当し、許可取り消しまたは逮捕の対象になるということですが、やはり回収段階でわからない分、市民の周知の難しさを感じました。(政令市・特別区、岡山会場)
- ・質問に対する回答がよくわからなかった(市(10~30万)岡山会場)
- ・注意喚起型対応の実施は容易であるが効果が不透明なため、積極的には行ってこなかったが手段として活用すべきだと改めて認識した。(政令市・特別区、岡山会場)
- ・昼休みに流していたビデオがほしい。(市(30万以上)東京会場)
- ・改めて課題を理解しました(市(30万以上)東京会場)
- ・テキストが非常に良くできていてわかりやすい(政令市・特別区、東京会場)
- ・資料の一部が書き込みで不適切な印刷だったので改善していただきたいです。(市(10万人未

満) 名古屋会場)

【今後についてのご意見】

- ・当区は廃家電のヤードはなく、回収業者が若干回っているくらいだと思います。区としては古紙の抜き去り業者対策がより大きな問題なので次回はその件についてセミナーを開催していただければと思います。(政令市・特別区、東京会場)
- ・今度も廃棄物に関するいろいろなセミナーの開催をお願いします(市(10万人未満) 東京会場)
- ・違法な廃棄物回収業者セミナーに限定するより、廃棄物行政に係わる初心者講習として実施してほしい(特に、新人課長職を対象)(市(30万以上) 東京会場)
- ・毎年開催していただきたい。よろしくをお願いします(市(30万以上) 東京会場)

(4) (3) で「1. 実施中」「2. 以前は実施していた」に○をつけた取組みについて、取組みを効果的に実施するうえで課題となっていること/課題であったことをご記入ください。

--

(5) (3) で「3. 未実施」に○をつけた取組みについて、実施されていない理由をご記入ください。

--

(6) 今後、取組みを実施していくにあたり、国からどのようなサポートがあればよいと思いますか。

--

(7) 本日のセミナーの各講義について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

A. 難易度について	1. 難しすぎる 2. 適切である 3. 易しすぎる
B. 全体の時間について	1. 長すぎる 2. 適切である 3. 短すぎる
C. 法制度の解説について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
D. 具体的な指導方法の解説について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
E. 自治体の事例発表について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
F. 演習・質疑応答等について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった

(7) セミナーについて、特に良かった点やご要望がございましたらご自由にご記入ください。

--

*最後に、よろしければ自治体名をご記入ください。

貴自治体名	
-------	--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございます。
お帰りの際、受付にてご提出いただけますよう宜しくお願い致します。

◆お問い合わせ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 環境・エネルギー部
担当：大澤、加山 電話：03-6733-1023、FAX：03-6733-1028、E-mail：kaishu@murc.jp

V. 違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する関係者連携モデル事業の実施

1. モデル事業の目的

使用済となった家電製品等は、廃棄物処理法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づき国、都道府県、又は市町村から許可等を受けた事業者によって収集・運搬及び処分が行われなければならない。しかし、こうした許可等を持たない廃棄物回収業者が家電製品等をリユース品と称して町中で回収する違法が疑われる事例が確認されている。こうして回収した家電製品等の一部は、国内において不適正にスクラップ処理され、雑品スクラップとして海外に輸出され、国内外において環境保全上の支障が生じていることが懸念される。

違法な廃棄物回収業者への指導・取締の強化は、市町村単位だけではなく、都道府県・近隣市町村との連携が必要かつ効果的と考えられ、県、市町村、国が連携して協議体を設置し、関係者連携の上、違法と疑われる廃棄物回収業者に対する指導・取締に関する自治体向け手引きをとりまとめ、平成 29 年度以降に全国の自治体に展開を行い、今後の取締りに向けた支援を行っていく。

平成 28 年度事業は、違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する関係者連携モデル事業として、環境省、埼玉県、春日部市ほか県内市町が連携し協議会を開催、埼玉県内での違法な廃棄物回収業者の指導・取締りに関する状況を共有し、参加者間での意見交換を実施、今後の指導・取締りに向けた検討を行った。また、協議会には、有識者として BUN 環境課題研修事務所 主宰 長岡文明氏にも参加いただき助言をいただいた。

件名：違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関するモデル事業

日時：平成 29 年 1 月 26 日（木）14:00～17:00（非公開）

場所：埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-12-24 埼玉教育会館 1 階 104 会議室

出席者：環境省、埼玉県庁、春日部市ほか

その他：会議は非公開で開催、マスコミ・プレス向けに、冒頭のカメラ撮り及び会議開催後の事務局によるブリーフィングを実施した。

2. 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について

【違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について】

使用済となった家電製品等は、廃棄物処理法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づき国、都道府県、又は市町村から許可等を受けた事業者によって収集・運搬及び処分が行われなければならない。

しかし、許可等を受けていない違法な廃棄物事業者が、消費者から小型家電、家電製品を収集し、スクラップ処理や海外に不正に輸出しているといった事例が見受けられる。

フローを追っていくと、家庭や事業所から排出されたものが違法な廃棄物回収業者に渡った結果、それが違法なヤード業者に引き渡され、スクラップ処理や雑品スクラップの海外輸出に繋がりが、海上での火災等が引き起こされる事例、また輸出後の海外で不適正な処理を行って環境に悪影響を引き起こしている事例が見受けられる。

また、例えば、パソコンや携帯電話など個人情報を多く含む機器をこれらの業者に引き渡した場合、それらの情報が漏えいする恐れもある。

こういったことを消費者にしっかりと伝えつつ、不適正処理・有害物質管理の観点からも、適正な処理・リサイクルルートを利用してもらうことが必要である。

【環境省の取組状況】

違法な廃棄物回収業者の指導・取締りに関するこれまでの取組として、地方自治体の職員を対象に、主に町中を巡回する違法な不用品回収事業者の取締り等について、取締り実績のある自治体職員を講師に招き、全国でセミナーを開催してきた。平成 27 年度は全国 8 箇所、平成 28 年度は 3 箇所で開催している。また、住民周知のため、不用品回収業者に廃家電を排出しないよう呼びかけるチラシや広報の手法についてモデル事業を実施する他、優良事例集の取りまとめなどを行ってきた。

平成 28 年度は、埼玉県、県内市町と連携して違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締りの強化に関するモデル事業を実施するとともに、手引きを作成し、平成 29 年度以降にその成果を発出していくことを予定している。

【制度的な取組】

中央環境審議会の「廃棄物処理制度専門委員会」及び「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会」(産業構造審議会との合同開催)においても、この問題に関連する検討がなされ、各委員会の報告書で以下の内容が記載された。

中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会

- 使用済電気電子機器等が、製品としての再使用が行われず、破砕等されたもの(雑品スクラップがこれに該当)については、(中略)適正な管理下に置く必要がある
- 生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有する物の保管や処分をしようとする者について、(中略)都道府県等による一定の規制にかからしめるべき
- その保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにすることで、生活環境への悪影響を防止することができるようにすべき
- さらに、(中略)都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべき

中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会合

- 不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠
- 特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物(例：廃電子基板、廃電池等)と規制対象外の物(例：鉄スクラップ、プラスチック片)との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘がある
- 現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべき。

3. 埼玉県・県内市町での取組状況、指導・取締りに向けた意見交換

【埼玉県の主な取組状況】

廃棄物の不法投棄や不適正保管などの事案に対して、早期に発見し対応していくためには、県と地元市町村との緊密な連携が不可欠である。県では、市町村の職員にも産業廃棄物に関する立入権限を持ったもらうため、平成 14 年 11 月に創設した市町村職員併任制度や県内 7 地区で開催している地区合同不法投棄等対策会議を活用し、市町村との連携強化を図っている。また、県と市町村合同での立入検査を積極的に実施し、効果的な指導に努めている。県をまたがる広域的な事案については、他の都県・市町村と調整を行い、必要に応じて関係機関合同での立入検査も実施している。

【県内市町での取組状況】

「便利屋」を称する事業者が部屋の片付けサービスを展開しており、消費者から 1 部屋分まるごと不用品を買い取り、その後自社の保管設備で選別、リユース品として販売、販売できないものを廃棄物として処理している。

この際、リユース品として販売できなかったものは、木製家具などを除けば、本来、産業廃棄物として処理すべきものであるに関わらず、一般廃棄物と偽ってクリーンセンターに持ち込んでいる。クリーンセンターの適切な運用のためにも、指導・取締りを進めたい。

また、消費者からの買い取りに際して、作業費という名目で費用を受け取っているケースがあり、廃棄物の処理費に相当するものではないか、廃棄物を有価物のように偽装しているのではないかという疑いがある。

自らが所有する土地に、廃棄物の疑いがあるものを野積みしている事例がある。一般廃棄物、産業廃棄物に該当すると思われるもの、いずれも放置・野積みされている。所有者は有価物であると主張しているが、そもそも所有者と接触することが難しく、十分に状況が確認できていない。用件がある際に訪れるのみのものであり、状況を確認したくとも、会うことができない。個人が持ち込む不用品を有価で買い取り、選別の上、売却を行っている事業者がいる。すべて有価で購入しており、選別・破砕等の手を加えて、金属資源・廃プラ等を有価で販売していると主張している。過去に、県、警察、環境省などとともに合同立入検査も実施している。当初行っていた野焼き等は指導の結果、速やかに止めている。また、家電リサイクル法対象品目についても、しっかりとリサイクルルートで処理するよう指導している。

< 主な助言 >

実態が分からないのであれば、報告徴収（廃棄物処理法 第 18 条）を行うべきである。廃棄物であると断定できていない、疑いがあるものであっても報告徴収することは可能である。産業廃棄物を事業系一般廃棄物と偽ってクリーンセンターで安価に処理しているとのことであれば、本来は事業として成り立たないものではないか。産業廃棄物として適正に処理した場合にはもっとコストがかかるはずである。

廃棄物処理法において、個人消費者が無許可の業者に廃棄物の処理を依頼したとしても、罰則はない。廃棄物の該当性判断においては、モノの流れをしっかりと確認して、排出者の意思を確認することも重要である。

4 . 手引きについて

市町村の職員は、複数の業務を兼務していることが多く、必ずしも廃棄物処理法に精通している職員ばかりではない。環境省の作成する手引きはそのような現状を踏まえた内容であること、本協議会で共有された事例・懸念点を解決できるようなものであることが望ましい。

手引きでは、廃棄物処理法をはじめとする環境関連法を中心に整理しているが、指導・取締りに役立つ他の関連法（例えば、古物営業法、特商法、都市計画法、建築基準法など）も合わせて整理できると良い。

手引きの内容について、良く作り込まれているという印象をもち、立入検査、報告徴収の内容など実態に即したことが記載されている。一方で、実際に立入検査をする際には、マニュアルには記載できないような、経験に基づくノウハウのようなものもある。また、イレギュラーな対応を求められることもある。

資料1

違法な廃棄物回収業者の背景と 取締りの必要性について

環境省
廃棄物・リサイクル対策部
リサイクル推進室

違法と疑われる廃棄物回収業者の全体像

- 違法な回収業者に家電や小型家電が回収された結果、スクラップ処理や雑品スクラップの海外輸出後の不適正処理へとつながり、環境保全上の支障が生じるおそれがある。
- パソコンなど個人情報も多く含む機器を引き渡した場合、それらの情報が漏えいする恐れもある。
- 不適正処理・有害物質管理の観点からも、廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用した処理ルートではなく適正なりサイクルルートを利用してもらうため、様々な取組を実施。

違法な回収ルート

家庭や事業所からの排出 → 不用品回収業者 → ヤード業者 → スクラップ輸出業者 → スクラップ輸出

無許可の不用品回収業者
ヤード業者は環境対策をせず家電を破壊。フロンガス、水銀等有害物質を環境中に放出。
主にバラ積み船でスクラップとして輸出
海外では不適正な処理が行われる場合あり

一部、不法投棄

家電スクラップの火災が頻発

スクラップ輸出

ご家庭のごみ
なんでも
回収します

主にバラ積み船でスクラップとして輸出

子供が素手で破砕

使用済特定家庭用機器の不適正事例

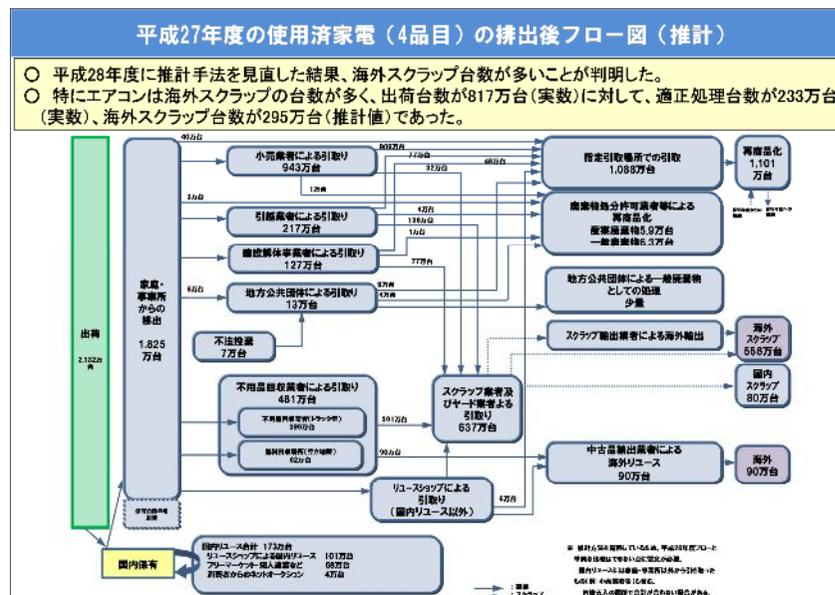
- ヤード業者にため込まれたテレビ及び洗濯機が野ざらしとなっている。
- さらにミックスメタルスクラップとして輸出申告のあった貨物の中に混入された破壊された洗濯機及びエアコンが混入している場合もある。

○ヤード業者での不適正な保管

○輸出可貨物に破砕された状態で混入された例

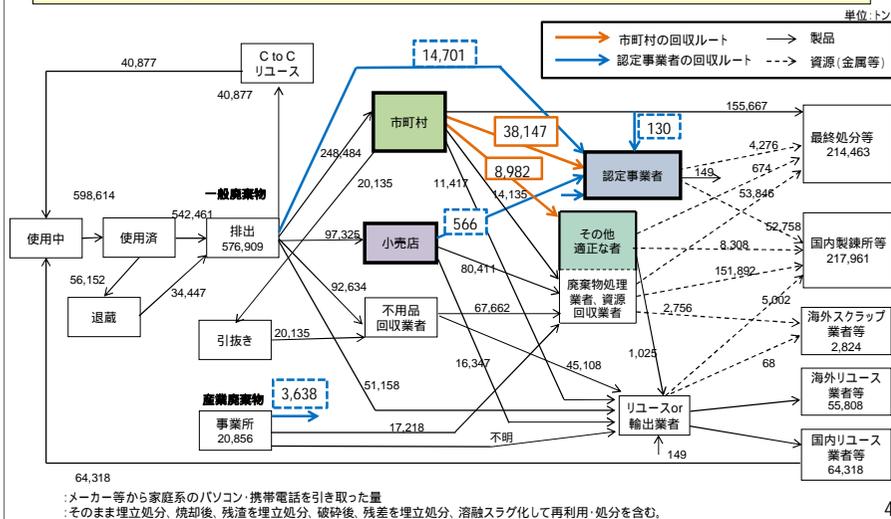
洗濯機

エアコン



平成27年度の使用済小型家電の排出後フロー図（推計）

平成27年度の使用済小型家電の排出後フローをみると海外スクラップ業者に引き渡されているのは約2,800トンの。なお、消費者等の排出先の数値はアンケートを元にした拡大推計を行っている。



違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関するモデル事業について

【1】平成27年度までの取組



平成27年度不用品回収事業者取締りモデル事業

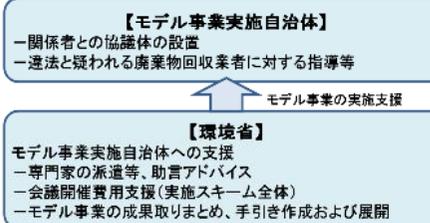
住民周知のため、不用品回収業者に廃家電を排出しないよう呼びかけるチラシや広報の手法についてモデル事業を実施。

優良事例のとりまとめ

これまで取締りや住民向け広報の全国の優良事例集をとりまとめ

平成27年度は主に町中を巡回する違法な不用品回収事業者の取締り等について、取締り実績のある自治体職員を講師に招き、全国8箇所で開催した。

【2】本年度のモデル事業のスキーム



【3】スケジュール

1月26日	モデル事業協会の会合開催
2~3月	立入検査の実施(予定) モデル事業の成果とりまとめ
平成29年度	環境省が全国のブロックごとに実施するセミナーにおいて手引きを展開

使用済家電製品の廃棄物該当性

平成24年3月、使用済家電製品の不適正な処理ルートへの対策強化に資するため、**使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について、地方自治体宛に通知**を发出。水際での取締りにおいても、当該通知を踏まえ、不法輸出対策を強化。

<通知の概要>

無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。

家電リサイクル法対象品目(洗濯機・乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン)の使用済み品については、以下のとおり取り扱うことが適当。

- (1)リユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の概無シトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済み品は廃棄物に該当するものと判断。
- (2)廃棄物処理基準に適合しない方法による分解、破壊等の処分がなされている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、当該使用済み品は、廃棄物に該当するものと判断。

家電リサイクル法対象品目以外の使用済家電製品についても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても廃棄物の疑いがあると判断できる場合は、総合判断により、積極的に廃棄物該当性を判断。

「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き」の概要

【目的と概要】

- 廃家電等をリユース品と称して回収する違法と疑われる廃棄物回収業者が跡を絶たない状況にあり、こういった業者が回収した廃家電等については、国内において不適正にスクラップ処理され、雑品スクラップとして海外に輸出されると考えられ、国内外において環境保全上の支障が生ずることが懸念される。
- これらの業者の指導・取締の際に、都道府県・市町村の担当者等が知っておくべき事項及び具体的な手順などを整理して「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き」として取りまとめる。
- 本手引きは、環境省より都道府県・市町村の職員に向けて発出する予定である。

【手引きの構成(目次)】

- はじめに
- 1章. 違法と疑われる廃棄物回収業者対策の必要性と全体像
(必要性として、消費者トラブルの防止、無許可営業の取締、不法投棄等の不適正処理の防止、不適正輸出・海外における不適正処理の防止、家電リサイクル法の責務の形骸化の防止など)
 - 2章. 指導・取締りに際しての基本的な考え方
(廃棄物該当性、許可不要制度など)
 - 3章. 住民・事業者に対する広報・啓発について
(広報・啓発の必要性、具体的な手段など)
 - 4章. 市中を巡回する違法と疑われる回収業者に対する指導・取締について
(指導・取締りのプロセス、行為概要の把握、立入検査、報告徴収)
 - 5章. 違法と疑われるヤード業者に対する指導・取締りについて
(指導・取締りのプロセス、行為概要の把握、立入検査、報告徴収)
 - 6章. 効果的な指導・取締りのために

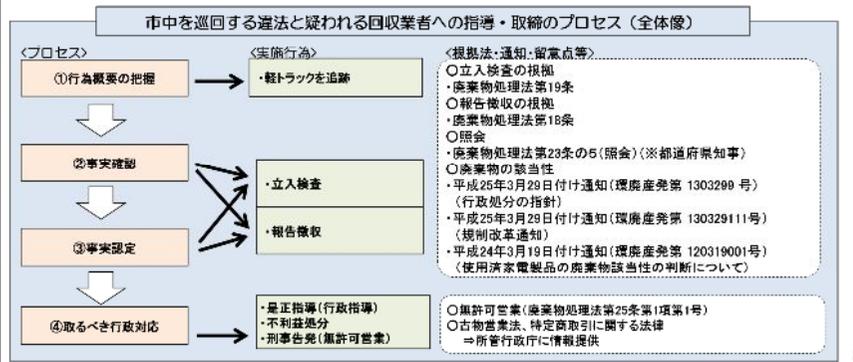
違法な廃棄物回収業者(市中巡回・ヤード)に対する指導・取締り

- 市中を巡回する違法な廃棄物回収業者、違法なヤード業者に対する指導・取締りについて、そのプロセスごとに確認すべき事項・実施すべき行為を手順として整理。
- 事実確認・事実認定のために、廃棄物処理法に基づき立入検査・報告徴収を実施の上、行政対応。

○市中を巡回する違法な廃棄物回収業者の指導・取締りのプロセス・実施行為

- ✓ 市中を巡回する違法と疑われる回収業者を見つけた場合には、①行為概要の把握として、車両の追跡、その上で、②事実確認、③事実認定として、立入検査、報告徴収(廃棄物処理法)を行い、④取るべき行政対応として、是正指導(行政指導)等を行う。

□違法なヤード業者の指導・取締りについても同様に整理



8

<参考> 中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会での審議内容について

平成28年5月19日から平成28年12月15日まで中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会を計7回開催。

同専門委員会においては、内部に有害物質が含まれた使用済電気電子機器等の取扱いに関する審議も行われた。

さらに、同専門委員会において、「廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)」が取りまとめられ平成29年1月19日までパブリックコメント募集が実施された。

<廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)(抄)>

- ・製品としての再使用が行われず、破砕等されたもの(以下「**雑品スクラップ**」という。)がさまざまな取り扱われることにより、内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、**適正な管理下に置く必要がある**。
- ・雑品スクラップを**保管や処分をしようとする者**について、都道府県等の行政機関の登録を受ける等、**一定の規制に依らしめるべき**である。
- ・また、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべきである。
- ・雑品スクラップの輸出に対する規制については、パーゼル法に基づく対策と連携して、環境上不適切な輸出を防ぐための対策を総合的に進めるべきである。

9

<参考>

中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループでの審議内容について

平成28年10月31日から平成28年12月26日まで中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会合を計3回開催。

同合同会合においては、雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた課題解決に関する審議も行われた。

さらに、同合同会合の報告書(案)が取りまとめられ平成29年1月23日までパブリックコメント募集が実施されているところ。

<報告書(案)(抄)>

- ・不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物(例:廃電子基板、廃電池等)と規制対象外の物(例:鉄スクラップ、プラスチック片)との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、**特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備**を行うべきである。
- ・現在、規制対象物はサービス告示で規定されているが、パーゼル法に制定の根拠がないため、混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにすべきである。
- ・雑品スクラップの不適正輸出を防止するためには、上述の対応に加えて、**国内における雑品スクラップの不適正な保管等への対応**も非常に重要であることから、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策を進めるべきである。

10

VI. 「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き」の作成

廃家電等をリユース品と称して回収する違法な廃棄物回収業者があとを絶たない状況にあり、こういった業者が回収した廃家電等については、国内において不適正にスクラップ処理され、雑品スクラップとして海外に輸出されると考えられ、国内外において環境保全上の支障が生ずることが懸念されるとともに、適正なりユースの推進を阻害していることから、対策を強化していく必要がある。

本手引きは、都道府県・市区町村の職員の方を想定読者として、違法な廃棄物回収業者の指導・取締りの必要性と全体像（1章）指導・取締りに際しての基本的な考え方（2章）地域住民等に対する広報・啓発（3章）を整理した上で、具体的な指導・取締りの手順として、市中を巡回する違法な廃棄物回収業者に対する指導・取締り（4章）違法なヤード業者に対する指導・取締り（5章）を対象に整理している。また、効果的な指導・取締りに向けて（第6章）として、連携の必要性や違法な廃棄物回収業者に引き渡さないための取組の重要性などを整理した。

「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き」の構成

はじめに

- 1章．違法と疑われる廃棄物回収業者対策の必要性と全体像
（必要性として、消費者トラブルの防止、無許可営業の取締、不法投棄等の不適正処理の防止、不適正輸出・海外における不適正処理の防止、家電リサイクル法の責務の形骸化の防止など）
- 2章．指導・取締りに際しての基本的な考え方
（廃棄物該当性、許可不要制度など）
- 3章．住民・事業者に対する広報・啓発について
（広報・啓発の必要性、具体的な手段など）
- 4章．市中を巡回する違法と疑われる回収業者に対する指導・取締りについて
（指導・取締りのプロセス、行為概要の把握、立入検査、報告徴収）
- 5章．違法と疑われるヤード業者に対する指導・取締りについて
（指導・取締りのプロセス、行為概要の把握、立入検査、報告徴収）
- 6章．効果的な指導・取締りのために

本手引きは、違法な廃棄物回収業者の指導・取締りについて先進的な自治体のご担当者、有識者等へのインタビューをもとに整理しており、今後、違法な廃棄物回収業者の指導・取締りに関する知見・事例の蓄積、法令等の改正等を踏まえて改定していくことを想定している。

なお、本手引きは、公開することにより、違法な廃棄物回収業者対策及び不法投棄未然防止対策事業に支障を及ぼす可能性があるため、都道府県・市区町村の職員限りの共有とし、非公開資料とする。以降、手引きの内容について抜粋して整理する。

違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き（抜粋）

1. 違法と疑われる廃棄物回収業者対策の必要性と全体像

1.1 違法と疑われる廃棄物回収業者対策の全体像

(1) 違法と疑われる廃棄物回収業者の全体像

違法と疑われる廃棄物回収業者に家電や小型家電が回収された結果、スクラップ処理や雑品スクラップの海外輸出後の不適正処理へのつながり、環境保全上の支障が生じる恐れがあります。また、パソコンなど個人情報を多く含む機器を引き渡した場合、それらの情報が漏えいする恐れもあります。

不適正処理管理・有害物質管理の観点からも、廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用した処理ルートではなく、適正なりサイクルルートを利用してもらう必要があります。

違法と疑われる廃棄物回収業の全体像



出典) 環境省資料

(2) 違法と疑われる廃棄物回収業者の類型と概要

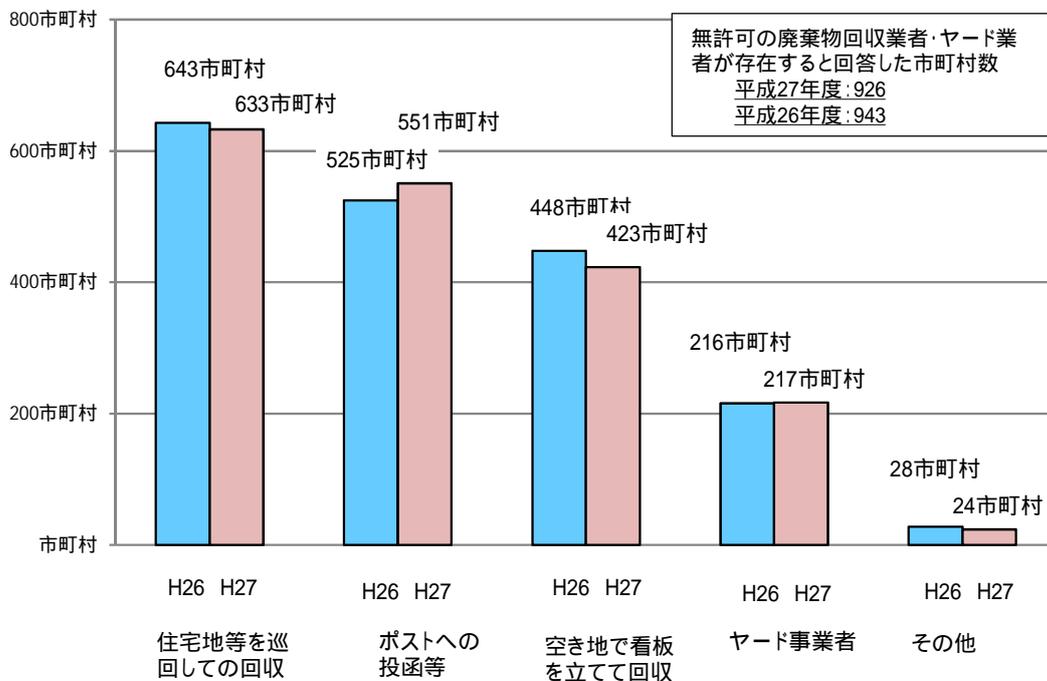
違法と疑われる廃棄物回収業者には様々な業態があります。地域の住民からの回収方法としては、「住宅地等を車両で巡回して回収」、「空き地で看板を立てて回収」、「ポストへのちらし投函等にて回収」、「インターネットで広告を出し回収」といった形態が報告されており、またこれらの回収業者から引き取る「違法なヤード業者」の存在も確認されています。

違法と疑われる廃棄物回収業者の類型と概要

類型	概要
住宅地等を車両で巡回して回収	住宅地等で、スピーカー放送等を行いながら車両で巡回し、廃家電等を回収する業者。無料を謳いつつ、家屋からの運搬費・作業費などの名目で料金を請求する事例もあり。
空き地で看板を立てて回収	空き地等で「無料で回収します」ののぼり旗などを立てて、住民・事業者からが自ら持ち込み、廃家電等の回収を行う業者。リユース目的と謳いつつ、適切な保管をしていない事例もあり。
ポストへのちらし投函等にて回収	住宅のポストに「 月 日に回収。家の前に置いておいてください」といった内容のちらしを投函し、廃家電等の回収を行う業者。行政による回収のように偽装するちらしもあり。
インターネットで広告を出し回収	インターネット上で回収の案内・ちらしを掲示、日時・場所を指定した申込みを受付の上、廃家電等の回収を行う業者。出張費の名目で料金を請求する事例もあり。
違法なヤード業者	上記のような回収業者より廃家電等を引き取り、破砕、解体、積替、保管、コンテナ詰め等を、廃棄物処理法上の適切な許可無し又は同法で定める処理基準に従わず作業等を行う業者。

環境省が各市区町村に対してアンケート調査を実施した結果、管内に無許可の廃棄物回収業者（違法と疑われる廃棄物回収業者）や違法なヤード業者が存在すると回答したのは 926 件（平成 27 年度）でした。平成 26 年度（943 件）と比較すると若干減少しましたが、依然多くの市区町村において違法と疑われる廃棄物回収業者が存在しています。

違法と疑われる廃棄物回収業者の具体的な事業の形態（平成 26、27 年度）



出典) 環境省調査(中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会第35回合同会合 資料3-3より)

1.2 違法な廃棄物回収業者取締りの必要性について

違法と疑われる廃棄物回収業者を取り締まる必要性について、問題点として大きく5つが考えられます。消費者を守り・トラブルを防止するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第97号。以下「廃棄物処理法」という）の遵守のためにも取締りが必要です。

（1）消費者トラブル

違法と疑われる廃棄物回収業者においては、「不用となった家電製品等を無料で回収する」とトラックでアナウンスしているにも関わらず、実際に回収を依頼すると「リサイクル料金はかかる」「回収代金は無料だが、積み込み料金は発生する」といい、高額な費用を請求される事案が発生しており、このとき、業者の威圧的な態度によって、仕方なく支払ってしまうケース少なくありません。消費生活センター等にも数多くの相談が寄せられています。

（2）無許可営業

一般廃棄物の収集運搬業許可を受けていないにも関わらず、一般家庭から費用を徴収し、不用品回収を行っている事業者が存在します。中には、産業廃棄物の収集運搬業許可をもって「許可業者なので安心」などと謳う事業者もあり、東京都では、産業廃棄物の収集運搬業許可しか有していないにも関わらず、一般家庭から費用を徴収して不用品を回収していた事業者に対して、産業廃棄物の収集運搬の許可を取り消す行政処分を行った事例があります（廃棄物処理法第7条第1項の規定に違反）。

（3）不法投棄等の不適正処理

一般家庭から回収した不用となった家電製品等を、不法投棄する事案も確認されています。消費生活センターに寄せられた相談では、「不用品回収します」と訪問され、パソコンディスプレイと自転車を渡して処分代金1,500円を払った。後日、回収品が道路脇に捨て去られていた。」といったものもあります。

また、回収された廃家電製品等を不適切に保管・ストックしている場合には、悪臭・さびの流出等を生じることで、住民からの苦情となり、生活環境の保全上支障が生じうることもあります。

国民生活センター「廃品回収業者とのトラブルに注意！」

【事例1：無料と思って呼び止めたら、後で有料と言われた】

「不用になった家電製品等を無料で回収する」とトラックでアナウンスしていた業者を呼び止めて、テレビの回収を依頼。家に来た業者は「回収費用は2000円かかる」と言った。「無料と言っていた」と言っても、「全て無料と言う訳ではない」と威圧的に言うので断れず、2000円を払って回収してもらった。領収書も渡されなかった。

(60歳代 女性 無職)

【事例2：無料と思って頼んだら、車に積んだ後で料金を請求された】

「こちらは無料回収車です。お困りの粗大ゴミはありませんか」と廃品回収業者が回ってきたので自転車、石、カーペットなど結構な量を出した。次々と車に積んだ後、電卓を取り出したので「えっ、有料」と驚いて言った。リサイクル料金はかかると言われ仕方なく2万500円を支払った。

(女性 家事従事者)

【事例3：車に積んだ後で、見積りの2倍以上の料金を請求された】

チラシに「見積り無料」とあったので電話をして来てもらったところ、引取りに10万円位かかると言われたが詳しい説明は無かった。品物は折りたたみベッドや本箱、パソコン、食器、キーボードなど15点位。全部運び出し、業者の車に積み込んでから「思ったより多かったので全部で23万円になる」と言われた。引越しを控えていたので今さら断れないと思い、納得できないまま全額支払った。領収書はあるが見積り書はもらっていない。

(20歳代 男性 学生)

【事例4：業者が回収した物が不法投棄されていた】

「不用品回収します」と訪問され、パソコンディスプレイと自転車を渡して処分代金1500円を払った。後日、回収品が道路脇に捨て去られていた。

(50歳代 男性 給与生活者)

出典) 独立行政法人国民生活センターウェブサイト

(<http://www.kokusen.go.jp/news/data/sn-20071220.html>、平成28年12月12日取得)

(4) 不適正輸出・海外における不適正処理

違法と疑われる廃棄物回収業者が回収した使用済家電製品は、ヤード業者(海外への輸出を目的として、廃家電等の破壊、解体、保管、コンテナ詰め等を、周囲を鉄壁等で囲んだ作業場で行う業者。廃棄物処理業者、スクラップ業者であることも。)に売却されることが多くあります。これらヤード業者による輸出には不適正なものも多く、港において火災を引き起こしている事例もあります。輸出については、廃棄物の無確認輸出の禁止違反(廃棄物処理法第10条)として、国が指導・取締りを行っています。廃棄物を輸出できる者は廃棄物処理法で限定されており(一般廃棄物の輸出は第10条、産業廃棄物の輸出は第15条の4の7)、環境大臣の確認を受けなければなりません。

また、輸出された先において、不適正な処理がされることもあり、有害物質を含む使用済電気電子機器の不適正なリサイクルが国際的な懸案になっています。金属回収等を目的に使用済み電気・電子機器等が不適正な取扱いを受けた場合、それらが鉛等の有害物質を含みうることに鑑み、環境汚染や人の健康への悪影響を引き起こすことが懸念されます。

(5) 家電リサイクル法の責務の形骸化

使用済家電製品は、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）等に基づいて再商品化等により適正な処理を確保しなければなりません。不用品回収業者の収集した使用済家電製品が国内外において不適正に処理されている事例があります。

例えば、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても不用品回収業者から引き取った使用済家電製品を飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られ、生活環境保全上の支障、適正なりサイクルシステムの阻害等が強く懸念されることから、このような不適正な処理ルートへの対策を強化する必要があります。

家電リサイクル法第 6 条では、消費者及び事業者の責務を規定しており、「 家電 4 品目をなるべく長期間使用することにより、使用済家電の廃棄を抑制に努める。」「 廃棄する場合は、リサイクルが確実に実施されるよう使用済家電を引取り適正なりサイクルを行う者に引き渡し、リサイクルに関する料金の支払に応じ、リサイクルを行う者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。」とされています。

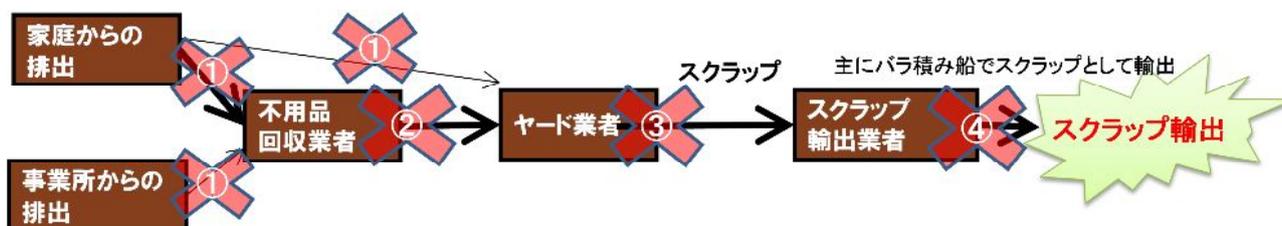
1.3 違法な廃棄物回収業者の指導・取締りの全体像

違法な廃棄物回収業者に対する指導・取締りとしては、「家庭・事業所からの違法な排出ルートの抑制」、「違法な廃棄物回収業者の指導・取締り」、「ヤード業者の指導・取締り」、「スクラップ輸出業者の水際対策」の4段階に大別されます。

「家庭・事業所からの違法な排出ルートの抑制」について、排出者（家庭、事業所）への普及啓発や、適正なリユース推進、利便性向上によって、違法な廃棄物回収業者への排出のインセンティブを減らす、「違法な廃棄物回収業者の指導・取締り」については警察や他の自治体と連携しつつ、廃棄物処理法等による取締りによって、違法な廃棄物回収を抑制すること、「ヤード業者の指導・取締り」については警察や他の自治体と連携しつつ、ヤード業者の取締りによって、集約地点で効果的に取り締まることが想定されます。

、 、 は、自治体に期待される役割と言え、他の自治体（都道府県、近隣市区町村）、警察、国（環境省、地方環境事務所）などとも連携を図りながら対策を進めていく必要があります。

違法な廃棄物回収業者に対する各段階での総合的な取締等のポイント



対策	具体的な内容
家庭・事業所からの違法な排出ルートの抑制	排出者（家庭、事業所）への普及啓発や、適正なリユース推進、利便性向上によって、違法な廃棄物回収業者への排出のインセンティブを減らす 排出者に対する普及啓発としては、違法性の周知とともに、家電・小電リサイクル法に基づく適切な排出ルートの紹介、リユースや戸別回収など、適切かつ利便性の高い排出ルートを紹介することなどが考えられる。
違法な廃棄物回収業者の指導・取締り	警察や他の自治体と連携しつつ、廃棄物処理法等による取締りによって、違法な廃棄物回収を抑制する。 違法な廃棄物回収業者に対する立入検査・指導等の実施、警察との連携、通報・報告制度、取締事例の共有等が考えられる。
ヤード業者の指導・取締り	警察や他の自治体と連携しつつ、ヤード業者の取締りによって、集約地点で効果的に取り締まる。 違法な廃棄物回収業者が回収した廃電子機器等が集約されるヤード業者の取締りによって、集約地点で効果的に抑制する。条例を制定している自治体もある（ヤード適正化条例。例：千葉県「特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」（平成27年4月より施行））。
スクラップ輸出業者の水際対策	水際対策の強化によって、海外流出を防ぐ。 中古品として使用済み電気・電子機器等を輸出しようとする者は、税関の検査等において「使用済み電気・電子機器の中古品判断基準」に基づく説明を求めらる。

2. 指導・取締りに際しての基本的な考え方

2.1 廃棄物処理法における市町村、都道府県、国の責務

廃棄物処理法第4条において、市町村、都道府県、国の責務が定められています。

市町村は「一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める」とされており、総合的な処理責任が課せられています。

また、都道府県は「市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努める」、国は「市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない」とされています。

違法な廃棄物回収、不適正な処理について、例えば、無許可の運搬行為は廃棄物処理法第7条第1項、第14条第1項（無許可の運搬行為）、無許可の処分は廃棄物処理法第7条第6項又は第14条第6項違反となり、いずれも5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金、又はこれの併科（廃棄物処理法第25条第1項1号）となる。家電リサイクル法・小型家電リサイクル法対象の使用済家電製品であっても廃棄物処理法違反となる¹⁶。これらの事案に対しては、市町村、都道府県、国が力を合わせ、連携して対処していくことが求められます。

【廃棄物処理法 第4条（国及び地方公共団体の責務）】

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

2.2 取り扱う製品の廃棄物該当性

違法と疑われる廃棄物回収業者においては、“回収しているものは有価物である。廃棄物ではない”と抗弁する、いわゆる偽装有価物の問題があります。廃棄物が否かは、物の性状、排出の状況、通常の出扱形態、取引価値の有無、占有者の意思の5つの要因を総合的に判断する必要があります。

廃棄物の該当性については、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については都道府県、

¹⁶ その他の法令違反は、所管行政庁に情報提供することが望ましく、古物営業法であれば警察署、特定商取引に関する法律であれば消費者庁などとなる。例えば、無料と言いつつ車両に積み込んでから高額の料金を請求する事案は、消費者庁・一般財団法人日本産業協会に情報提供を行う。

政令市が適切に判断すべきものです。平成 11 年 3 月 10 日最高裁判所第二小法廷において、廃棄物とは、占有者が「自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これら該当するか否かは、「その物の性状」、「排出の状況」、「通常の見取り形態」、「取引価値の有無」及び「事業者の意思」等を総合的に勘案して決するのが相当」とされています（総合判断説）。

同主旨のことは、平成 25 年の環境省の「行政処分の指針について（通知）」においても示されています。つまり、「単純に有償取引が成り立つことのみをもって廃棄物ではない」ということにはならず、自治体によって総合的に判断されます。さらにこの通知では、取引価値の有無について、「占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。」とされています。

【行政処分の指針について（通知）平成 25 年 3 月 29 日付け、環廃産発第 1303299 号】

第 1 総論

（中略）

4 事実認定について

(1) 行政処分を行うためには、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないこと。なお、事実認定を行う上では、法に基づく立入検査、報告徴収又は関係行政機関への照会等を積極的に活用し、事実関係を把握すること。

(2) 廃棄物該当性の判断について

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成 12 年 7 月 24 日付け衛環第 65 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成 17 年 7 月 25 日付け環廃産発第 050725002 号本職通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」も併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状に

ついて J I S 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の実扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

(以下略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 34 号)等が平成 23 年 4 月 1 日より施行され、平成 17 年 8 月 12 日付け環廃産発第 050812003 号通知「行政処分の指針について(通知)」について必要な内容の見直しが行われ、上記の通知となった。平成 17 年 8 月 12 日付け環廃産発第 050812003 号は廃止となっている。

「行政処分の指針について（通知）」を踏まえて、廃棄物該当性の判断は下記の5つの項目をそれぞれ評価して判断する必要があります。

違法は廃棄物回収業者の指導・取締りの際には、廃棄物該当性の判断5つの要素のうち、「占有者の意思」の確認が難しいとされています。最終的には司法的判断となりますが、可能な限り事実を集め、都道府県・国等に助言も求めつつ、5つの要素を総合的に判断して指導・取締りを進めていく必要があります。

「行政処分の指針について」における廃棄物該当性判断のための5つの要素

要素	「行政処分の指針について（通知）」での記載
物の性状	<ul style="list-style-type: none"> ・利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。
排出の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。
通常の見取り形態	<ul style="list-style-type: none"> ・製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
取引価値の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者と取引の相手方間で償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。
占有者の意思	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。 ・したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記の各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・有償譲渡実績や契約は一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラ、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥、建設汚泥処理物等必ずしも市場の形成が明らかでない物は、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、各種判断基準により総合的に判断 ・自ら利用の場合は、他人への有償譲渡の実績を求めるものではなく、通常の見取り、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし判断 ・中間処理業者等の自ら利用は、他人に有償譲渡できるものであるか否かを判断する。

出典) 行政処分の指針について（通知）平成25年3月29日付け、環廃産発第1303299号

2.3 家電リサイクル法対象品目の廃棄物該当性

家電リサイクル法の対象品目（特定家庭用機器）の廃棄物該当性については、平成 24 年 3 月 19 日の環境省「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（いわゆる 3.19 通知）において、その基本的な考え方、基準が示されています。

ポイントとしては、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月）のガイドライン A（別添）に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）または、「再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合」は、廃棄物に該当するものと判断して差し支えないとされています。

また、「不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。」とされています。

【使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）平成 24 年 3 月 19 日環廃企発第 120319001 号通知、環廃対発第 120319001 号、環廃産発第 120319001 号】

1 使用を終了した特定家庭用機器の廃棄物該当性に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に、使用を終了した特定家庭用機器（家電リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器をいう。以下「使用済特定家庭用機器」という。）については、廃棄物として再生又は処分する場合には、特に厳しい基準として「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成 11 年厚生省告示第 48 号）により一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物（廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。）と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要である。このことを踏まえ、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

特定家庭用機器として特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条に定められているものは、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

（1）「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月）の

ガイドラインA(別添)に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

(2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

なお、家電リサイクル法の対象品目(特定家庭用機器)は、家庭用として製造・販売されており、通常、家庭で使用されている機械器具であれば対象となります。ただし、専ら業務用として製造・販売されているものを家庭で使用していた場合は、家庭で使用しているとしても、この法律の対象とはならないことに注意が必要です。例えば、飲食店で使用していた廃家庭用冷蔵庫(特定家庭用機器廃棄物)は産業廃棄物であり、家電リサイクル法の対象となります。料理が趣味の個人が保有していた廃業務用冷蔵庫は一般廃棄物であり、家電リサイクル法の対象外となります。

なお、家電リサイクル法の対象品目、小型家電リサイクル法の対象品目のいずれも、家庭から排出されるものは一般廃棄物、事業排出されるものは産業廃棄物です。

家電リサイクル法の対象品目(特定家庭用機器)について

Q15 どのようなものが特定家庭用機器になるのですか。

家電リサイクル法では特定家庭用機器を以下の要件に該当するものとして
市町村など現在廃棄物の処理を行っている者の技術水準や設備の状況に照らし合わせるとリサイクルが困難なもの
有用な資源を多く含みリサイクルの必要性が高く、リサイクルが現実的であるもの
製造業者等の製品設計や原材料の選択がリサイクルの難易度を決定するもの
小売業者が配達している者で、小売業者が引き取るのが最も適当であるものと定義している。

現在、特定家庭用機器は、以下の4種です。

- [1] ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
- [2] テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)、プラズマ式)
- [3] 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- [4] 電気洗濯機・衣類乾燥機

関係条文：法第2条第4項、令第1条(特定家庭用機器)。

Q17 家庭で使用していても対象とならないものはないのですか。どうやって区別すればよいのですか。

家庭用として製造・販売されており、通常、家庭で使用されている機械器具であれば対象となります。ただし、専ら業務用として製造・販売されているものを家庭で使用していた場合は、家

庭で使用しているといっても、この法律の対象とはなりません。極端な例ですが、例えば、スーパーマーケットで使用されているショーケース型の冷蔵庫や自動販売機、クリーニング店で使用されている業務用の洗濯機は、家庭で使用されている例があったとしても、この法律の対象とはなりません。

出典) 環境省「家電リサイクル法Q & A」(<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/qa/q03.html>)、一部改編

2.4 指導・取締りの対象とならない行為（許可不要制度）

（1）専ら物の取扱いについて

「専ら再生利用の目的となる廃棄物」（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維）のことを専ら物と呼び、一般廃棄物、産業廃棄物のいずれにおいても、廃棄物処理業の許可不要制度があります。

ただし、具体的にどのような製品がこれらの専ら物に該当するかは自治体の判断によること（例えば、どのような製品がくず鉄に該当するか）、鉄くずの取引に対して条例を定めている場合にはそれに従って判断する必要があります（例えば、大阪府、兵庫県、岐阜県などでは鉄くずを含む金属くずや使用済金属類の営業に関する条例を定めています）。

なお、家電リサイクル法の対象となる使用済み特定家庭用機器や、小型家電リサイクル法の対象となる小型家電などの家電製品は専ら物（くず鉄（古銅等を含む））には該当しません¹⁷。

【廃棄物処理法 第7条第1項、第6項（一般廃棄物処理業）】

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（中略）

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（以下略）

【廃棄物処理法 第14条第1項、第6項（産業廃棄物処理業）】

（産業廃棄物処理業）

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二及び第十五条の四の三第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（中略）

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。（以下略）

¹⁷ 家電製品は一般にプラスチック、ガラスなど、他の素材とともに構成されています。専ら物として想定しているくず鉄（古銅等含む）には該当しないと考えられます。

【産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）平成 25 年 3 月 29 日環廃産発 13032910 号通知】

第 3 産業廃棄物に関する事項

（中略）

14 その他

（中略）

(1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

（以下略）

(2) 下取りについて

下取り行為については、環境省の通知において「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。」と定められています。

下取り行為については、下取り品は販売者が販売という事業活動に伴って排出した廃棄物であることと解され、下取りの際に、これを当該販売者が自ら収集運搬する場合には排出事業者の自ら処理であり産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となります。

なお、具体的にどのような行為が商慣習に該当するか等は自治体によって判断されます。

違法と疑われる廃棄物回収業者においては、「新しい製品を販売する」という行為は伴わないため、「下取り行為である」という主張は回収する理由になりません。

【産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）平成 25 年 3 月 29 日付け 環廃産発第 13032910 号】

第 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について

（中略）

14 その他

(1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

(2) 新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。

（以下略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）等が平成 23 年 4 月 1 日より施行され、平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」について必要な内容の見直しが行われ、上記の通知となった。平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号は廃止となっている。

3. 住民・事業者に対する広報・啓発について

3.1 住民・事業者に対する広報・啓発の必要性

地域の住民・事業者から排出され、違法な廃棄物回収業者及び違法なヤード業者の手に渡ってしまうと、その指導・取締りには労力を要します。まずは、違法な廃棄物回収業者、違法なヤード業者に引き渡さないよう、地域の住民・事業者に対して周知していくことが重要です。

3.2 住民向けの主な広報・啓発手段

違法な廃棄物回収業者対策として住民向けのちらしを作成・配布するだけでなく、広報誌や他の既存のツール・媒体を活用して広報・啓発することも有効です。

広報・啓発の際には、違法な廃棄物回収業者に排出しないことを注意喚起するだけでなく、適切な排出先（粗大ごみ等の出し方、家電リサイクル法・小型家電リサイクル法の排出方法、地域内のリユースショップ）も合わせて案内することも効果的です。

住民向けの主な広報・啓発手段（例）

ちらしの作成・配布 のぼりやポスターの作成・掲示（庁舎や地区センターなど） 広報誌への記事掲載 ごみの出し方・ごみカレンダーでの紹介 ウェブサイト（ごみの出し方のサイトなど）での紹介 庁舎内の掲示版での紹介 環境イベントでの紹介 他の関連する広報時に合わせて広報（例えば、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等） そのほか、ラジオ・テレビCM、フリーペーパーの活用など。
--

また、実際の指導・取締りとならずとも、市民からの通報を受け付けることや、巡回・パトロールも排出抑制に繋がります。具体的には、違法な廃棄物回収業者が市中を巡回している場合には、その後を追跡していくことで、違法な廃棄物回収の抑止力となります。

淡路市・南あわじ市・洲本市の普及啓発の事例（環境省平成27年度モデル事業）

兵庫県淡路島の3市が連携して、市民に対してちらし、ポスター、のぼり旗等の啓発資材を活用して違法な廃棄物回収業者の実態について理解していただくとともに、適正な排出方法を利用するよう案内することで、違法な廃棄物回収業者への引き渡しを止める普及啓発事業を実施した。

<モデル事業の特徴>

一市のみではなく、近隣市と連携し、淡路3市が連携して実施。
都道府県との連携として、兵庫県と連携、連名で啓発資材を作成。
警察との連携として、各警察署と連携、連名で啓発資材を作成。

<普及啓発の成果>

淡路3市において、ちらし、ポスター、のぼり旗等を活用した普及啓発事業を実施、市民へのアンケート調査、業者への指導等より、下記のことが分かった。

(市民向けアンケート結果)

- ・無許可の回収業者の利用状況を見ると、3市全体で市民の25%が「無許可」の回収業者を利用した経験があり。3市全体でみると41%が違法性を認識、利用者のうち違法性を認識していた人は24%、違法であることを知らずに利用していた市民が多いことが分かった。
- ・ちらしを見た後、無許可の回収業者を「利用してはいけない」との回答が62%。利用した経験がある人の43%、利用を検討したことがある人の47%が「利用してはいけない」と回答、これらの業者の利用者数、潜在的な利用者数について半数近く減らす効果があったと想定。
- ・一方で、ちらしを見たうえで「利用するのはやむをえない」との回答も市民全体で14%、利用経験者では25%が存在しており、これらの層に対して、効果的な啓発方法を継続して検討する必要がある。

<配布したちらし>



3市、各警察署、兵庫県、環境省の連名で作成。裏面に適正な排出方法を案内

3.3 予算・人員が限られても実施できる対策

各地域によって、違法な廃棄物回収業者の状況（どのようなタイプが問題となっているのか）、指導・取締りに向けた体制（予算、人員、他機関との連携状況など）などさまざまかと思えます。

違法な廃棄物回収業者対策のちらしを作成・配布するためには予算も必要なことから、頻度高く・継続して実施することは難しい面もあります。一方で、「3.2」に整理している各種広報・啓発手段のうち、予算・人員が限られていても実施できるものがあります。

違法な廃棄物回収業者に引き渡さないためのパンフレット等は、環境省のウェブサイトにて公開しています。これらの内容も活用して、積極的に広報・啓発をいただきたくお願い致します。

- 定期的に発行する広報誌の活用した広報

- ・例えば、毎年“ 月号に掲載する ”と決めて、定期的に広報・啓発することも効果的です。掲載するコンテンツに困る場合には、環境省のウェブサイトなども活用してください。

- ウェブサイトを活用した広報・啓発

- ・例えば、ごみの出し方などを案内しているサイトにて情報を掲載します。掲載するコンテンツに困る場合には、環境省ウェブサイトへのリンクを貼ることで効果は期待されます。

- ごみの出し方・ごみカレンダーを活用した広報

- ・例えば、ごみの出し方・ごみカレンダーの紙面の一部を活用して、広報・啓発することも効果的です。ごみの出し方・ごみカレンダーは、自宅で保管され、他のちらし等に比べて一度配布すると長い間見ていただけるものです。紙面の一部を割いて、広報・啓発することは有効な手段と思われます。掲載するコンテンツに困る場合には、環境省のウェブサイトなども活用してください。

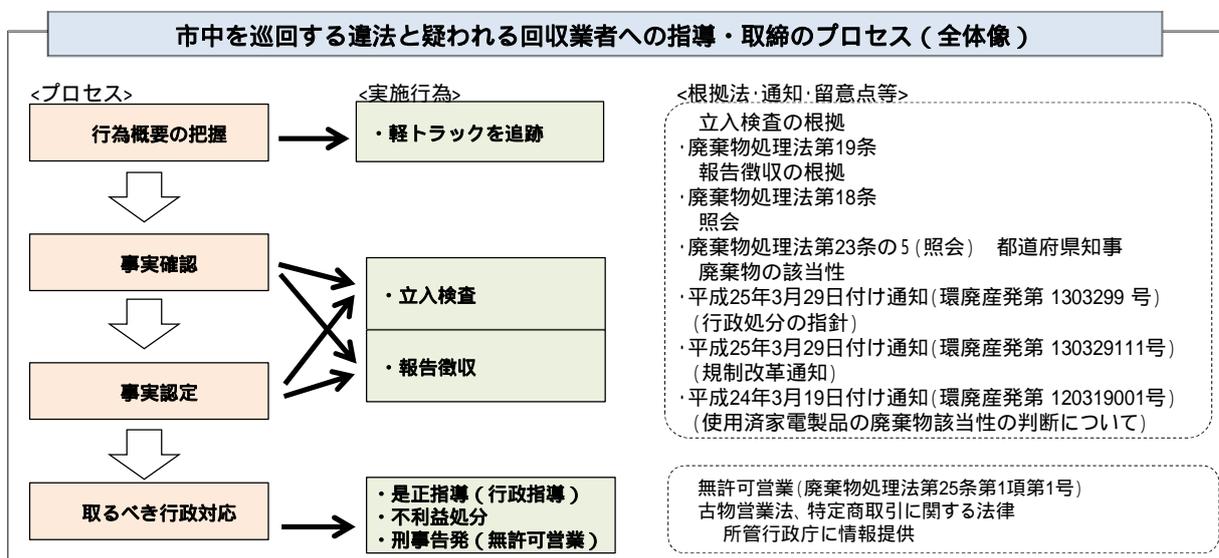
- 住民からちらし等に関する情報提供を踏まえて、電話での注意喚起

- ・例えば、広報誌やウェブサイトを通じて、違法と疑われる廃棄物回収業者の情報を収集し、ちらしの内容より許可無く廃棄物を回収していると疑われる場合には、電話をかけ、業態・許可の有無などを確認し、廃棄物処理法に抵触する行為等であることを説明、注意喚起を行う。

4. 市中を巡回する違法な廃棄物回収業者に対する指導・取締りについて

市中を巡回する違法と疑われる回収業者を見つけた場合には、行為概要の把握として、車両の追跡、その上で、事実確認、事実認定として、立入検査、報告徴収（廃棄物処理法第19条、第18条）を行い、取るべき行政対応として、是正指導（行政指導）、刑事告発（無許可営業）を行う。その他の法令違反は、所管行政庁に情報提供する。

市中を巡回する違法と疑われる回収業者に対する指導・取締りにおいては、市町村と都道府県が連携することが有効である。一般家庭からの回収が主である事例が多いと思われるが、産業廃棄物の収集運搬許可業をもって活動している回収業者も存在しており、また、一般家庭のみならず事業所から回収している事例も想定される。市町村においては、都道府県に助言をもとめ、連携しながら対策を講じていくことが、また、都道府県においては確認される前から「一般廃棄物であるから市町村」とすることなく、適切な助言、合同での立入検査など連携しながら対策を講じていくことが望ましい。

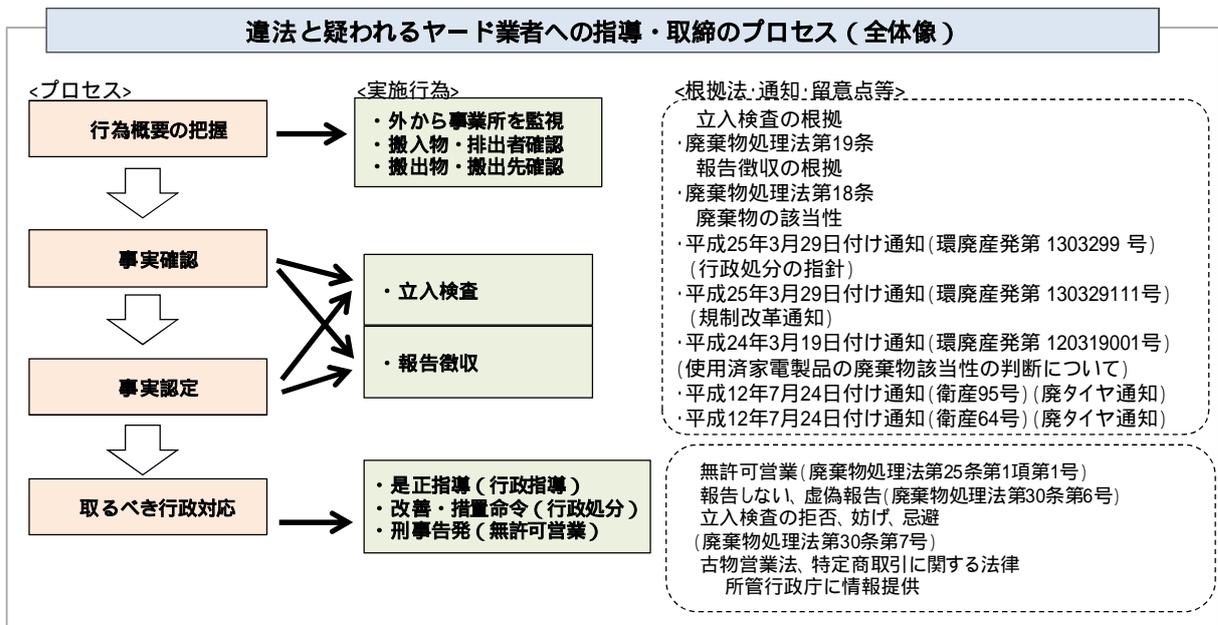


（以下、詳細省略）

5. 違法なヤード業者に対する指導・取締りについて

事業所を発見した場合、行為概要の把握として、外から事業所を監視、搬入物・排出者、搬出物・搬出先を追跡等により確認する。その上で、事実確認、事実認定として、立入検査、報告徴収（廃棄物処理法）を行い、取るべき行政対応として、是正指導（行政指導）、改善・措置命令（行政処分）、刑事告発（無許可営業）を行う。その他の法令違反は、所管行政庁に情報提供。

違法と疑われるヤード業者に対する指導・取締りにおいては、市町村と都道府県が連携することが有効である。ヤード業者にて集積される廃棄物等は、排出者の特定が難しく、一般廃棄物・産業廃棄物が明確に判断されないケースも多い。市町村においては、都道府県に助言をもとめ、連携しながら対策を講じていくことが、また、都道府県においては確認される前から「一般廃棄物であるから市町村」とすることなく、適切な助言、合同での立入検査など連携をしながら対策を講じていくことが望ましい。



（以下、詳細省略）

6 . 効果的な指導・取締りのために

これまでリユースと称し、一般家庭や事業所から使わなくなった家電製品を回収し、集めたものを屋外のヤードで粗雑な扱いを行って火災などが引き起こされる事例が見られた。これら違法な廃棄物回収業者の取り締まりについては現場で取り組まれている市町村から適切な対応方針を示した手引き等の作成が求められてきた。ヤードでの粗雑な扱いは火災等にもつながり、周辺住民の生活環境の保全に支障を来すこととなる。さらに近年では「無料回収」と宣伝しながら、実際の作業の段階になって法外な料金を要求する例が報告されている。一方、違法な廃棄物回収業者の活動範囲や回収物の流れを見ると、収集、積替え保管、処分等の行為、輸出がそれぞれ別の市町村で行われるなど、一市町村の所掌の範囲を越えることが多い。今後は市町村内の関連部局との連携だけでなく、近隣市町村、都道府県、国（環境省、地方環境事務所）の間で情報共有をしながら、共同での立入検査・指導も行いつつ、取り組んでいくことが効果的となる。

また、廃棄物処理法における許可を有さない業者に対しては、無許可業者はそもそも許可を持っていないがゆえに、許可を有する業者と異なり指導が難しいという意見もある。このため、立入検査と報告徴収を継続していくことでその行為をやめさせる効果も期待される。「10.21 通知（使用済み物品の適正な処理の確保について）」、「3.19 通知（使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について）」を手渡し、立入検査と報告徴収（廃棄物処理法第 19 条、第 18 条）を繰り返すことでも効果が得られる場合がある。

循環型社会の形成を進めるためには適切なリユースを推進することが重要である。しかし、リユースと称して、先に述べたようなヤードにおける粗雑な扱いを行う廃棄物回収業者に家電製品を引き渡さないよう、未然防止策として、地域の住民や事業者に対して違法な廃棄物回収業者を利用しないように呼びかけていくことが必要となる。市町村におかれては、許可や委託のない業者は無許可営業であり、廃棄物の処分には利用してはならないことを改めて周知していただきたい。

違法な廃棄物回収業者の横行は、生活環境の保全上の問題に加え、適切なリユース・リサイクルの促進にも影響を及ぼすことであり、循環型社会を構築する上で大きな課題となる。本手引きはそうした課題に対し、都道府県や市町村が取り組む際の参考とするために作成した。環境省としては、全国で市町村向けのセミナー等の実施を通して手引きの内容を解説するとともに、今後も具体的な事例を加筆し、実効性のある内容にするよう引き続き取り組んでまいりたい。

平成 28 年度使用済製品等のリユース促進事業

平成 29 年 3 月 24 日

発注者 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

請負者 東京都港区虎ノ門 5-11-2

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。